

整備主任者(検査員) 研修資料

法令研修

令和5年度

【九州共通教材】

目 次

I 整備事業関係

1. 令和4年度自動車特定整備業実態調査結果の概要について	1
2. 「不正改造車を排除する運動」の強化月間における 街頭検査等の実施結果について プレスリリース	6
3. 「自動車検査員教習を受講した場合における教習修了者とならなかった者の 取扱いに係る教習受講日の期限について」(令和2年5月1日付け国自整第24号)により 措置を行った時限的取扱いの期日について	7
4. 自動車整備人材に係る課題解決策を取りまとめ、今後実行フェーズに！！	9
5. 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！	12
6. 特定整備(電子制御装置整備)認証取得の啓発及びアンケート実施について	14

II 指定整備事業関係

1. 指定自動車整備事業者の処分状況	20
2. 「指定自動車整備事業者における不正行為の防止について」の取扱いについて	24
3. 電子車検証の同一性確認方法について	28

III 検査業務関係

1. 審査事務規程の第43次改正概要	29
・審査事務規程7-11 (走行装置)	
・審査事務規定別添2 (新規検査等提出書面審査要領)	
2. 審査事務規程の第46次改正概要	47
・審査事務規程4-17 (貨物自動車の審査)	
3. 審査事務規程の第49次改正概要	51
・審査事務規程7-20、8-20 (衝突被害軽減制動制御装置)	
・審査事務規程7-67、8-67 (配光可変型前照灯)	
・審査事務規定7-113 (自動運行装置)	
4. OBD 検査の概要	63

IV Q&A

1. 指定関係	70
2. 研修関係	77
3. 整備関係	77
4. 検査申請(窓口)手続き関係	79
5. 検査関係	80

V 参考資料

1. 車検手続きのデジタル化のお知らせ	84
2. 自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表	94
3. 定期点検項目数・走行距離項目数一覧	95
4. 保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表	96
5. ディーゼル自動車の排出ガス測定について	97
6. 指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表	101
7. 保安基準適合証の交付の可否等について	103
8. 【整備工場コード】お知らせ	104
9. 重量税額照会システムのお知らせ	105
10. 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて	107
11. 受検者の皆様へ(事故注意喚起)	109
12. 検査場からの大切なお知らせ 前照灯審査(ロービーム計測)の過渡期取扱いを見直します	110

I

II

III

IV

V

I 整備事業関係

1. 令和4年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について

この度、令和4年度の自動車特定整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車整備業の現状および経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施しています。

2. 調査時点

令和4年6月30日現在。整備売上高については、令和3年7月1日から令和4年6月30日までに決算が終了した事業実績であり、会計年度では「令和3年度」実績となります。

3. 調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車整備事業者（令和4年6月30日時点 91,711 事業場）の中から、2割を対象として調査を行いました。（有効回答率 45%）

令和4年度調査における総整備売上高は5兆7,388億円となり、前年度より1,878億円（3.4%）増と2年ぶりに増加しました。

なお、詳細は、4月に発刊の「令和4年度版 自動車整備白書」に掲載しています。

（業態区分）

専業：自動車整備業の売上高が総売上高の50%を超える事業場

兼業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場（ディーラーを除く）

ディーラー：自動車製造会社または国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場

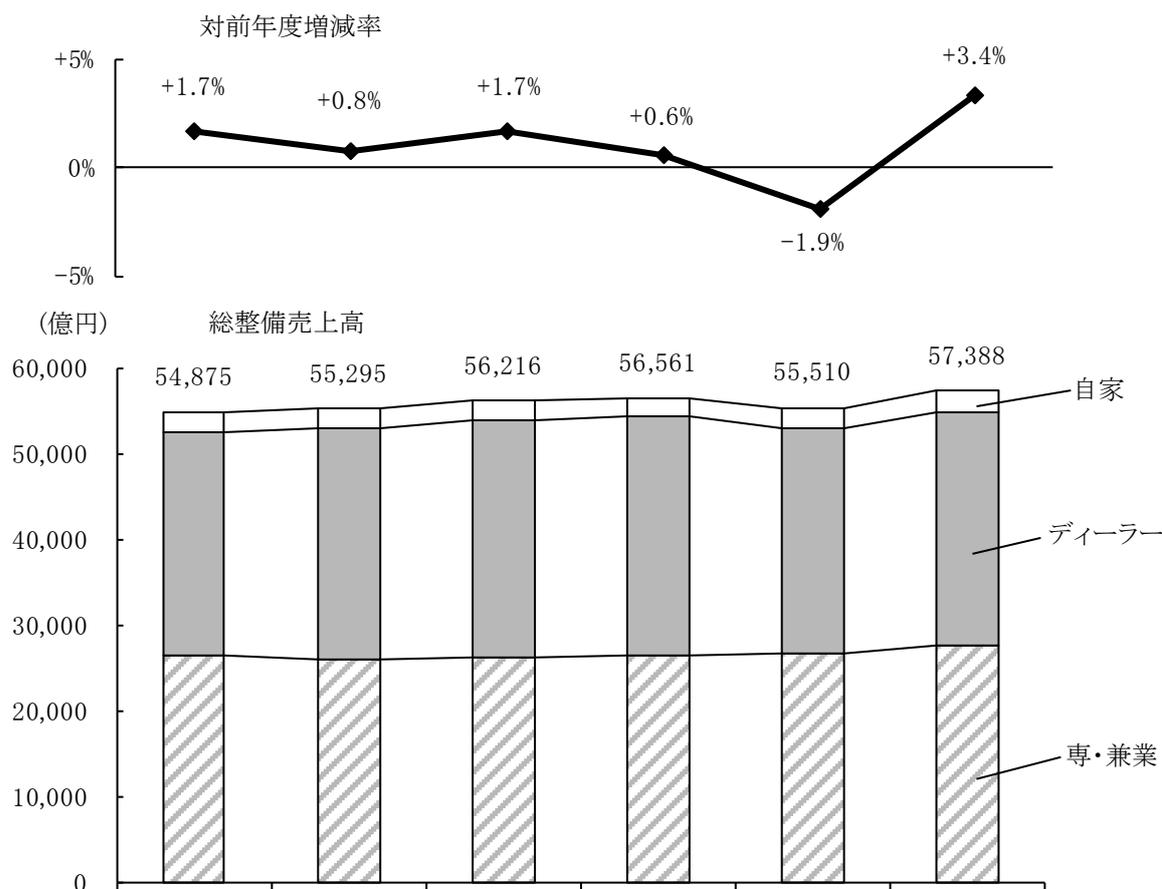
自家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

(1) 総整備売上高

直近6年間の総整備売上高の推移をみると、前年度は5年ぶりの減少となりましたが、令和4年度は増加に転じました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が920億円(3.4%)増、ディーラーが921億円(3.5%)増、自家が37億円(1.6%)増と、いずれも増加しました。

作業内容別では、「車検整備」が2.6%増、「定期点検整備」が3.4%増、「事故整備」が4.0%増、「その他整備」が4.0%増と、いずれも増加しました。



調査年度 業態	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	R4-R3
専・兼業	26,558	26,077	26,274	26,650	26,757	27,677	+920
	+1.0%	-1.8%	+0.8%	+1.4%	+0.4%	+3.4%	
	19,947	19,364	19,444	19,854	20,144	21,146	
+1.0%	-2.9%	+0.4%	+2.1%	+1.5%	+5.0%		
兼業	6,611	6,713	6,830	6,796	6,613	6,531	-82
	+1.2%	+1.5%	+1.7%	-0.5%	-2.7%	-1.2%	
ディーラー	26,147	26,927	27,672	27,749	26,419	27,340	+921
	+3.1%	+3.0%	+2.8%	+0.3%	-4.8%	+3.5%	
自家	2,170	2,291	2,270	2,162	2,334	2,371	+37
	-5.8%	+5.6%	-0.9%	-4.8%	+8.0%	+1.6%	
合計	54,875	55,295	56,216	56,561	55,510	57,388	+1,878
	+1.7%	+0.8%	+1.7%	+0.6%	-1.9%	+3.4%	

(単位・億円)

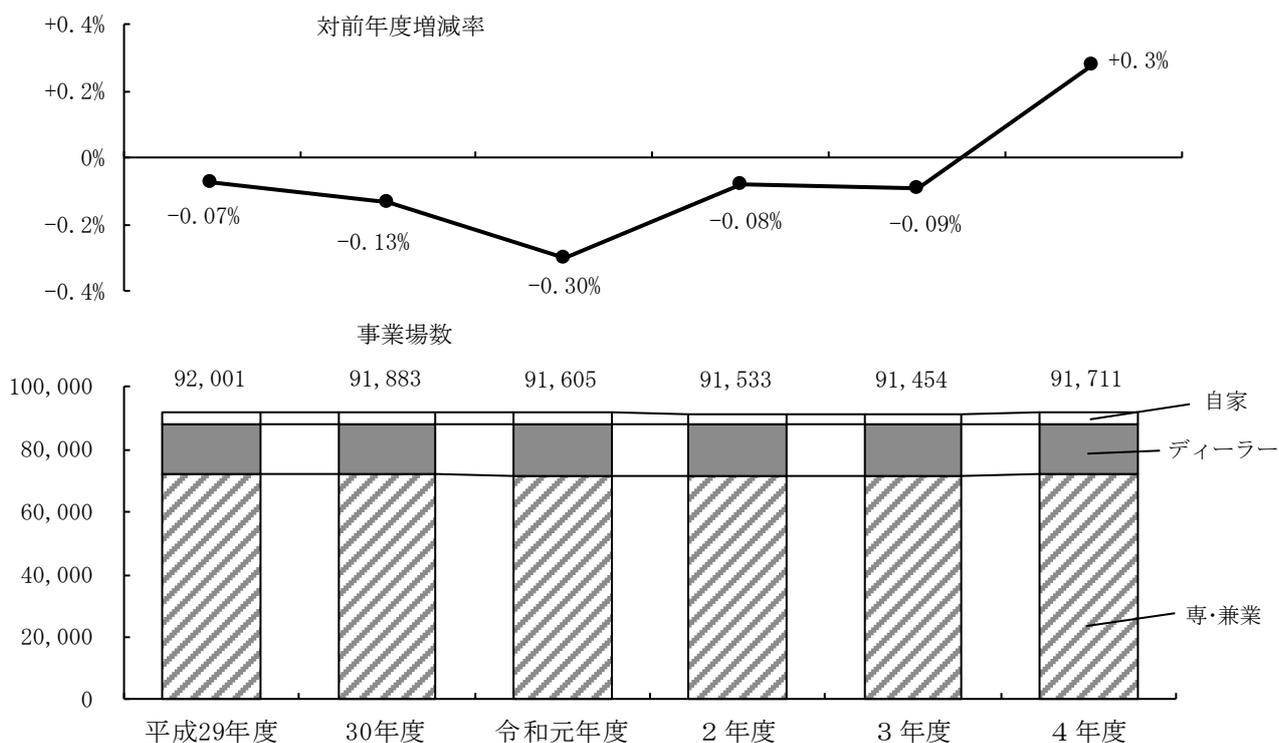
業態	作業内容	車 検 整 備			定 期 点 検 整 備				事故整備	その他整備	合 計	
		2 年	1 年	小 計	1 年	6 か 月	3 か 月	小 計				
専・兼業	売上高	8,527	4,466	12,993	599	160	405	1,164	4,975	8,545	27,677	
	増減額	+238	+219	+457	+23	+19	-18	+24	+24	+415	+920	
	増減比	+2.9%	+5.2%	+3.6%	+4.0%	+13.5%	-4.3%	+2.1%	+0.5%	+5.1%	+3.4%	
	専 業	売上高	6,111	3,806	9,917	423	127	359	909	3,891	6,429	21,146
		増減額	+269	+220	+489	+20	+26	-24	+22	+64	+427	+1,002
		増減比	+4.6%	+6.1%	+5.2%	+5.0%	+25.7%	-6.3%	+2.5%	+1.7%	+7.1%	+5.0%
	兼 業	売上高	2,416	660	3,076	176	33	46	255	1,084	2,116	6,531
		増減額	-31	-1	-32	+3	-7	+6	+2	-40	-12	-82
		増減比	-1.3%	-0.2%	-1.0%	+1.7%	-17.5%	+15.0%	+0.8%	-3.6%	-0.6%	-1.2%
ディーラー	売上高	7,847	1,586	9,433	2,379	410	246	3,035	4,675	10,197	27,340	
	増減額	+291	-184	+107	+107	+40	+8	+155	+422	+237	+921	
	増減比	+3.9%	-10.4%	+1.1%	+4.7%	+10.8%	+3.4%	+5.4%	+9.9%	+2.4%	+3.5%	
自家	売上高	728	318	1,046	64	4	38	106	393	826	2,371	
合計	売上高	17,102	6,370	23,472	3,042	574	689	4,305	10,043	19,568	57,388	
	増減額	+615	-14	+601	+155	+19	-33	+141	+384	+752	+1,878	
	増減比	+3.7%	-0.2%	+2.6%	+5.4%	+3.4%	-4.6%	+3.4%	+4.0%	+4.0%	+3.4%	

(単位・億円)

(2) 事業場数

調査時点における事業場数は 91,711 事業場で、前年度より 257 事業場(0.3%)増と 7 年ぶりに増加しました。

指定工場数は 30,104 事業場で、前年度と比較すると 21 事業場(0.07%)増加しました。



(3) 整備関係従業員数

整備関係従業員数は 547,332 人で、前年度より 2,662 人(0.5%)増加しました。

(4) 整備要員数および整備士数

整備要員数は 399,619 人で、前年度とより 667 人(0.2%)増加しました。

整備士数は 331,681 人で、前年度より 2,638 人(0.8%)減少、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は 0.8 ポイント低下して 83.0%になりました。

(参考) 内数として、女性整備要員数は 19,237 人(632 人増)、女性整備士数は 10,489 人(441 人減)、整備要員数に占める女性整備要員数の割合は 4.8%、整備士数に占める女性整備士数の割合は 3.2%となっております。

(5) 整備要員 1 人当たり年間整備売上高

整備要員 1 人当たり年間整備売上高(自家を除く)は 14,433 千円で、前年度より 3.2%増加しています。

業態別では、専・兼業は 10,514 千円(3.2%増)、ディーラーは 23,180 千円(3.3%増)となりました。

(6) 整備要員平均年齢

整備要員平均年齢(自家を除く)は 46.7 歳で、前年度より 0.3 歳上昇しました。

(7) 整備要員平均年収

整備要員平均年収(自家を除く)は 4,044 千円、前年度と比較すると 57 千円(1.4%)増加しています。

自動車整備業の概要

項目	調査年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	R4/R3
	1. 総整備売上高 (億円)		54,875	55,295	56,216	56,561	55,510	57,388
	専・兼業 (比率、%)	26,558 (48.4)	26,077 (47.2)	26,274 (46.7)	26,650 (47.1)	26,757 (48.2)	27,677 (48.2)	103.4 %
	専業 (比率、%)	19,947 (36.3)	19,364 (35.0)	19,444 (34.6)	19,854 (35.1)	20,144 (36.3)	21,146 (36.8)	105.0 %
	兼業 (比率、%)	6,611 (12.0)	6,713 (12.1)	6,830 (12.1)	6,796 (12.0)	6,613 (11.9)	6,531 (11.4)	98.8 %
	ディーラー (比率、%)	26,147 (47.6)	26,927 (48.7)	27,672 (49.2)	27,749 (49.1)	26,419 (47.6)	27,340 (47.6)	103.5 %
	自家 (比率、%)	2,170 (4.0)	2,291 (4.1)	2,270 (4.0)	2,162 (3.8)	2,334 (4.2)	2,371 (4.1)	101.6 %
2. 企業数		73,083	73,018	72,845	72,523	72,214	72,370	100.2 %
3. 事業場(工場)数		92,001	91,883	91,605	91,533	91,454	91,711	100.3 %
	専・兼業	72,200	71,993	71,734	71,654	71,585	71,939	100.5 %
	専業	56,868	56,270	56,032	56,156	56,075	56,483	100.7 %
	兼業	15,332	15,723	15,702	15,498	15,510	15,456	99.7 %
	ディーラー	16,180	16,252	16,349	16,315	16,305	16,269	99.8 %
	自家	3,621	3,638	3,522	3,564	3,564	3,503	98.3 %
4. 指定工場数		29,983	30,075	30,087	30,085	30,083	30,104	100.1 %
5. 整備関係従業員数 (人)		534,279	535,418	536,493	539,086	544,670	547,332	100.5 %
6. 整備要員(工員)数 (人)		399,717	399,374	399,135	399,218	398,952	399,619	100.2 %
	うち整備士数 (人)	336,360	338,438	336,897	339,593	334,319	331,681	99.2 %
	整備士保有率 (%)	84.1	84.8	84.4	85.1	83.8	83.0	—
7. 1事業場当り整備要員数 (人)		4.3	4.3	4.4	4.4	4.4	4.4	±0.0 人
8. 保有車両数 (3月末、千台)		81,260	81,563	81,789	81,850	82,078	82,175	100.1 %
9. 技術料(工賃)の値上率 (%)		+ 0.7	+ 1.0	+ 1.5	+ 2.0	+ 2.0	+ 2.5	—
10. 整備要員1人当たり年間整備売上高 (千円)	専・兼業	10,021	9,866	9,963	10,115	10,190	10,514	103.2 %
	専業	9,751	9,581	9,647	9,817	10,007	10,428	104.2 %
	兼業	10,929	10,794	10,982	11,097	10,790	10,801	100.1 %
	ディーラー	22,639	23,212	23,635	23,646	22,440	23,180	103.3 %
	平均(自家を除く)	13,850	13,936	14,166	14,284	13,981	14,433	103.2 %
11. 整備要員平均年齢 (歳)	専・兼業	49.3	49.7	49.9	50.2	50.8	51.2	+0.4 歳
	専業	50.3	50.8	50.9	51.2	51.8	52.1	+0.3 歳
	兼業	46.1	46.3	46.8	47.0	47.7	48.0	+0.3 歳
	ディーラー	35.0	35.3	35.5	35.7	36.4	36.8	+0.4 歳
	平均(自家を除く)	45.0	45.3	45.5	45.7	46.4	46.7	+0.3 歳
12. 整備要員平均年収 (千円)	専・兼業	3,573	3,582	3,622	3,653	3,674	3,703	100.8 %
	専業	3,523	3,539	3,571	3,604	3,624	3,646	100.6 %
	兼業	3,742	3,722	3,786	3,814	3,840	3,892	101.3 %
	ディーラー	4,569	4,661	4,606	4,660	4,685	4,805	102.6 %
	平均(自家を除く)	3,875	3,911	3,924	3,963	3,987	4,044	101.4 %

(注) 各項目の数値は、各年6月末現在のものである。ただし売上高は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。事業場数と指定工場数は国交省、保有車両数は自検協の集計により、その他は、各県自動車整備振興会の会員事業場に対する2割の抽出調査から、全体を推計している。

2. 「不正改造車を排除する運動」の強化月間における街頭検査等の実施結果について プレスリリース

News Release



国土交通省九州運輸局

令和5年7月19日

「不正改造車を排除する運動」の強化月間における街頭検査等の実施結果

～不正改造車、整備不良車合計6台に整備命令書を交付～

九州運輸局では、「不正改造車を排除する運動」の強化月間（6月）において、警察、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部、その他関係団体等の協力を得て、街頭検査を実施し、九州運輸局管内の各運輸支局構内での構内検査等も合わせ、計528台の車両について検査を行いました。

その結果、街頭検査での不正改造を行っていた車両はありませんでしたが、警察から検査要請があった車両、構内検査での車両及び監査時検査での車両に不正改造箇所又は整備不良箇所があり、保安基準に不適合であったため整備命令書を交付しました。

九州運輸局では、強化月間のみならず、関係機関と協力し、街頭検査を実施することとし、不正改造車の排除に努めるとともに自動車の使用者に対し指導等を行ってまいります。



【検査結果】

・街頭検査台数	294台	・監査時検査台数	2台
・企業等対象検査台数	55台	・警察要請検査台数	3台
・構内検査台数	174台		
・検査台数合計	528台		
・整備命令書交付台数	6台（うち二輪2台）		

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

- ・不正改造車排除運動に関すること

九州運輸局自動車技術安全部整備課 担当：龍野・西村

TEL：092-472-2537

- ・街頭検査の実施に関すること

九州運輸局自動車技術安全部技術課 担当：森

TEL：092-472-2539



3. 「自動車検査員教習を受講した場合における教習修了者とならなかった者の取扱いに係る教習受講日の期限について」(令和2年5月1日付け国自整第24号)により措置を行った時限的取扱いの期日について

国自整第 25 号
令和5年5月23日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車検査員教習を受講した場合における教習修了者とならなかった者の取扱いに係る教習受講日の期限について」(令和2年5月1日付け国自整第24号)により措置を行った時限的取扱いの期日について

標記については、「自動車検査員教習実施要領の策定指針について」(平成15年12月17日付け国自整第125号)により、2年を超えない期間内において1回に限り教習修了試問のみを受けることができることとしているものについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、同通達で定められた2年を超えない期間に教習を受講することができない場合については、別途、指示するまでの間、当該期間を超えていても差し支えないこととしていたところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことから、当該時限的措置の期間を令和6年3月31日までとするので了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、「自動車検査員教習を受講した場合における教習修了者とならなかった者の取扱いに係る教習受講日の期限について」(令和2年5月1日付け国自整第24号)は廃止する。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別添

国自整第 25 号の 2
令和 5 年 5 月 23 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「自動車検査員教習を受講した場合における教習修了者とならなかった者の取扱いに係る教習受講日の期限について」（令和 2 年 5 月 1 日付け国自整第 24 号）により措置を行った時限的取扱いの期日について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

4. 自動車整備人材に係る課題解決策を取りまとめ、今後実行フェーズに！！

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年3月31日
自動車局整備課

自動車整備人材に係る課題解決策を取りまとめ、今後実行フェーズに！！

～自動車整備の高度化に対応する人材確保の対策「中間とりまとめ」の公表～

自動車整備業においては、電動車や衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が普及しており、自動車の整備に求められる技術も高度化している一方で、自動車整備士になる若者が減少し、自動車整備業の有効求人倍率は4.55となるなど、自動車整備士の人材不足は深刻な課題となっています。

今般、これらの課題について、「自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討WG」（座長：大原記念労働科学研究所 酒井一博 主管研究員）において対策を検討し、人材の募集、人材の定着、人材の育成の3つの観点から、人材確保策に係る対策等の中間とりまとめを行いました。

今後は、自動車整備分野の深刻な人材確保に係る課題の解決を図るため、自動車整備に携わる者全員がOne Teamとなって計画的・効果的に対策を推進してまいります。

【主な人材確保の対策（中間取りまとめ）】

➤ 人材の募集：

- ①自動車整備士の認知度を早期段階から高めるため、若年層（小学生、中学生等）への自動車整備士のPR強化
- ②自動車整備士が職業として認識されて選択されるため、高校生等を対象とした整備工場における仕事体験

➤ 人材の定着：

- ③自動車整備業の職場環境改善を支援するため、自動車整備士の働きやすい職場ガイドラインを策定し、事業者の達成状況を評価
- ④短時間勤務、週休三日勤務などの自動車整備士の多様な働き方の提示について意識を喚起するため、国による経営者向けセミナーの開催

➤ 人材の育成：

- ⑤地域の整備事業者が合同で行う先進技術の研修に対する支援
- ⑥整備士養成施設におけるVR教材や最新車両（安全・環境技術搭載車両）等の導入に対する支援

【添付資料】

- ・自動車整備の高度化に対応する人材確保の対策【中間とりまとめ】概要
- ・自動車整備技術の高度化検討会 自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討WG 委員名簿

※中間とりまとめは、以下の国土交通省ホームページにも掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000023.html

【問い合わせ先】

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8599
自動車局整備課 明石・田所（内線 42426、42412）

自動車整備の高度化に対応する人材確保の対策～自動車整備業のOne Teamをめざして～

国土交通省

自動車整備業における人材の確保や育成に計画的・効果的に取り組むため、人材確保に係る対策等の中間とりまとめ

現状分析

○ 検討の背景

1. 自動車の車面に関する現状及び課題
 - ・ 自動車の保有台数は約8千万台あり、ハイブリット車や電気自動車等の電動車や、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が普及する一方で、自動車の平均使用年数は長期化
 - ・ 自動車整備士は、最新車面に搭載される電子制御装置から使用年数の長い車両まで、幅広い知識・技能が求められている
2. 自動車整備業に関する現状及び課題
 - ・ 自動車整備業の有効求人倍率は4.55（令和3年）であり、全国的に上昇傾向
3. 自動車整備業人材に関する現状及び課題
 - ・ 自動車整備士資格の新規受験者の申込数は減少傾向
 - ・ 自動車整備業に従事していない自動車整備士資格保有者は約54.8万人（推計）

○ 検討内容

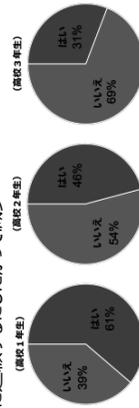
1. ハローワークにおける求人・求職情報の分析

フィルタムの賃金 「求人企業が示す月給の平均」は、「求職者が求める月収の平均」より、約2.6万円低い

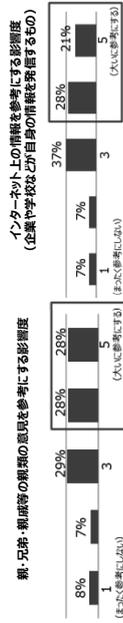
2. 自動車整備の学科に通う高校生を対象にしたアンケートの実施及び分析

自動車整備業を最初に認識したきっかけは、「家業」や「近所の自動車整備工場を車検で訪問」などの身近なところが多い

「自動車整備士になりたい」と考えている高校生の回答割合は、高校1年生から高校3年生に進級するにしたがって減少



卒業後の進路決定に関して、「親・兄弟・親類等の意見」を参考とする割合が高く、「企業や学校が自ら発信するインターネット上の情報」を参考とする傾向が高い



インターネット上の情報を参考にする割合（企業や学校が自ら発信するインターネット上の情報を含む50）

自動車整備の就職説明会に参加した高校生は、「仕事内容」、「職場環境」に対する関心が高く、続いて「スキルアップ」、「休日・休暇の取得」、「残業時間」の関心が高い

就職への関心事項

自動車整備以外の就職説明会に参加した結果、他業種の方が「自分が成長できる環境がある」、「働きやすい職場環境」の印象を持ち、手当てや給与について他業種の方が好印象と考えた高校生も一定数いた

対応策の検討

○ 主な対策内容（人材の募集・人材の定着・人材の育成）

各対策について業界全体で連携を図り、計画的・効果的に取組を推進

▶ I 自動車整備に係る人材の募集策

1. 自動車整備士の職業としての魅力を正しく伝える取組

- ① 自動車整備士の認知度を高める取組
 - ・ 若年層（未就学児、小学生、中学生等）に対する自動車整備士の職業の認知度を高める情報の発信（自動車整備学校・自動車整備事業者）
 - ・ 保護者、学校関係者を含めた学校説明会の充実化（自動車整備学校）
 - ・ 自動車整備業への関心を高めるコンテンツの開発・活用（自動車整備士人材確保・育成推進協議会）
- ② 自動車整備士を職業として認識されて選択される取組
 - ・ 自動車整備士の魅力や重要性を周知するため、高校生等を対象として、整備工場における仕事体験の実施（自動車整備学校・自動車整備事業者）
 - ・ 就職説明会の充実化（自動車整備学校）
 - ・ 中高校生等に対する出前授業、自動車整備体験会等の充実化（自動車整備学校・自動車整備事業者）

▶ II 自動車整備に係る人材の定着策

1. 一義養成施設等に通う学生が自動車整備に従事したくなる取組

1. 最新車面に触れる機会の充実化（自動車整備学校・自動車整備事業者）
2. 自動車整備士等のモチベーション・アップの取組
 - ・ 保有資格や役職と連動し、自動車整備士が適切な評価を受け、体制の導入（自動車整備事業者）
3. 若手自動車整備士の定着を促進する取組
 - ・ 特に若手自動車整備士にとっては、給与アップにつながるような評価制度、体制の構築（自動車整備事業者）
 - ・ 国の経営者向けセミナーから情報収集するなど、多様な働き方の導入（自動車整備事業者）
 - ・ 経験豊富な先輩整備士が若手整備士に個別支援する制度の推進（自動車整備事業者）
 - ・ 「I-2 自動車整備事業者の職場環境の改善の取組」（※ 再掲）

▶ III 自動車整備に係る人材の育成策

1. 効果の高い学習方法の推進に係る取組

- ・ VR教材の導入等による学習環境の充実（自動車整備学校）
- ・ 自動車メーカーとの連携による最新車面による授業の充実化（自動車整備学校）

2. 効果の高い教育・研修の導入・定着に係る取組

- ・ 地域事業者間連携による合同研修の実施（自動車整備事業者）

3. 上級資格取得の推進・支援に係る取組

- ・ 一級自動車整備士を目指す環境の整備（自動車整備学校・自動車整備事業者）

※ 国は、予算措置を含め、これら取組が円滑に遂行されるよう必要な支援を行う

▶ 自動車整備業の実態の継続的把握

自動車整備業に従事する人材に係るデータについて、継続的に把握するための仕組み作りを検討

○ 今後について

- ・ 次年度以降、自動車整備に関わる全ての関係者がそれぞれの立場で精力的に活動を行い、取りまとめた各取組に限定せず、各自動車整備学校・各自動車整備事業者・各団体等の創意工夫により、取組を推進
- ・ 各団体等が実施する取組を継続的にフォローアップし、必要に応じて改善策を検討
- ・ 整備士の給与をアップさせるためには、整備事業者の収益を向上させることが必要であり、生産性の向上やユーザーの安全性向上にもつなげる定期点検実施率のさらなる向上策を検討
- ・ 今後は、次世代モリディ（空飛ぶクルマ、ドローン、電動キックボード、電動椅子等）など、自動車整備士の知識や技能を活かせる可能性がある新たな分野について検討

自動車整備技術の高度化検討会
自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討WG 委員名簿

(順不同・敬称略、()は前任者)

- (座長) 酒井 一博 公益財団法人大原記念労働科学研究所 主管研究員
- 宇佐川 邦子 株式会社リクルート ジョブズリサーチセンター センター長
- 鳥山 美波 ダイハツ東京販売株式会社 (一級自動車整備士)
- 野村 耕司 一般社団法人日本自動車工業会 サプライチェーン委員会 サービス部会 委員
- 高橋 徹 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 教育・技術部 部長
- 塩田 一浩 一般社団法人全国軽自動車協会連合会 常務理事
- 荒居 正明 一般社団法人日本自動車販売協会連合会 参事
- 平井 一史 全国自動車大学校・整備専門学校協会 副会長
- 長谷川 達也 全国自動車短期大学協会 専門委員
- 安部 幹也 全国自動車教育研究会 理事
- 市川 清 日本自動車車体整備協同組合連合会 理事
- 森 大樹夫 日本自動車輸入組合 二輪車委員会 委員
(寺島 友義 日本自動車輸入組合 アフターセールス委員会 委員)

(事務局) 国土交通省自動車局整備課

5. 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年10月14日
自動車局整備課

大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！

大型車の、適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業手順をいつでも確認できるよう、解説動画を作成しYouTube 国交省公式アカウントに公開しました。

近年大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、さらなる事故防止対策を進めるため、令和4年2月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」（座長：伊藤紳一郎（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所）を設置しました。この検討会において車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では、劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を作成し公開しました。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧ください、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。

【タイヤ脱着作業時のポイント】

ホイール・ナットへ潤滑剤の塗布



ホイール・ナットとワッシャのすき間に、潤滑剤を塗布してください

増し締めの実施



タイヤ脱着後、50km～100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます



啓発動画の本編はこちらのQRコード

または国土交通省 YouTube チャンネルからご覧下さい

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRII2zJVaaybwEEKAmD5YVi

<添付資料> 参考：適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順啓発動画（抜粋）

<問い合わせ先>

自動車局整備課 藤埴、森山、渡部

代表：03-5253-8111（内線：42412） 直通：03-5253-8599 FAX：03-5253-1639

適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順啓発動画（抜粋）

<適切なタイヤ脱着作業手順>



ホイール・ナットのワッシャが円滑に回転するか、軽く押し当て手で回して確認してください。



ホイール・ナットとワッシャのすき間にも必ず潤滑剤を塗布してください。

<適切なタイヤ保守管理作業手順>



タイヤ脱着後、50km~100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます。



ホイール・ナットに緩みがないか、マーキング、インジケーターによる目視確認か、点検ハンマーによる確認を行います。

6. 特定整備（電子制御装置整備）認証取得の啓発及びアンケート実施について

事 務 連 絡
令和5年6月28日

自動車整備振興会
九州連合会専務理事 殿

九州運輸局自動車技術安全部
整 備 課 長

特定整備（電子制御装置整備）認証取得の啓発及びアンケート実施について

標記につきまして、別紙のとおり管内運輸支局首席陸運技術専門官あてに通知しましたので、特定整備認証の申請について十分な余裕を持った期間に申請するよう、貴会員事業者へ引き続き指導をお願いいたします。

また、運輸支局より、別添1（アンケートチラシ）及び別添2（計画的な認証申請チラシ）を自動車整備振興会の会報誌への掲載（FAXによる発信等を含む。）依頼がありましたら、ご協力よろしくをお願いいたします。

事務連絡
令和5年6月28日

各運輸支局整備部門
首席陸運技術専門官 殿

九州運輸局自動車技術安全部
整備課長

特定整備（電子制御装置整備）認証取得の啓発及びアンケート実施について

国土交通省においては、近年の衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術を搭載した自動車を適切に整備するためには専門の知識及び技術等が必要であるとして、従来の分解整備に加え、電子制御装置整備（以下、「電子整備」という。）を認証基準に追加（以下、「特定整備認証」という。）し、令和2年4月に施行してから約3年半が経過したところです。

本制度は令和6年3月末までが経過措置期間となっており、令和6年4月以降に電子整備を行うためにはこの特定整備認証の取得が必要となります。

特定整備認証を取得するためには計画的な準備が必要であり、今後、申請が集中した場合には、運輸支局における審査に相応の期間を要することが予想されますので、十分な余裕を持った期間に申請するよう、研修等のあらゆる機会を通して自動車整備事業者へ引き続き指導をお願いいたします。

また、電子整備の認証取得について現況を把握し、今後の行政指導等に活用することを目的とし、自動車整備工場に対する緊急アンケートを実施いたします。

つきましては、別添1（アンケートチラシ）及び別添2（計画的な認証申請チラシ）を自動車整備振興会の会報誌への掲載（FAXによる発信等を含む。）依頼するとともに、併せて自動車整備振興会会員工場以外についても継続検査窓口等におけるチラシを配布しアンケート協力依頼を実施していただくようお願いいたします。

なお、各県自動車整備振興会専務理事あてに別添のとおり通知していることを申し添えます。



整備工場（各事業場責任者）のみなさまへ

工場毎に回答をお願いします

「電子制御装置整備」の認証取得に関する

緊急アンケートのお願い

電子制御装置整備を行う場合には認証の取得が必要となりその準備期間も令和6年3月末を持って終了いたします。

そこで、本アンケートにより各事業場の状況確認及び周知を行う事により今後の認証取得予定等の把握を目的としております。

下記「QRコード」又はURLへアクセスいただきアンケートにご協力のほどよろしくお願いいたします。

電子制御装置整備の認証取得に関するアンケート(九州運輸局)



アンケートURLアドレス

<https://forms.office.com/r/Uj9gEPHsgi>

※九州運輸局ホームページのお知らせにアンケート案内があります。

経過措置期間（令和6年4月）以降の注意点

電子制御装置整備の認証を取得していない場合

認証工場 電子制御装置整備対象装置の整備作業はできません。

指定工場 電子制御装置整備を実施しない場合でも対象車両の車検入庫

(適合証の交付)はできません。

九州運輸局自動車技術安全部整備課 092-472-2537

特定整備認証の計画的な申請について（お願い） ～経過措置期間が満了するまであと約半年となりました～

自動車の特定整備※¹をするための認証（以下、「特定認証」という。）制度が施行され、3年半が経過いたしました。特定認証の経過措置期間の皆様が、今後、電子制御装置整備をしていくためには、令和6年3月末までに特定認証の取得が必要となります。

認証を取得するためには計画的な準備が必要であり、今後、申請が集中した場合、運輸支局における審査に相応の期間を要することが予想されますので、十分な余裕を持った期間に申請をお願いいたします。

現在



特定認証を取らなくても、古い車だけ整備するから大丈夫！

経過措置期間終了まで時間あるから後で申請しよう。

半年後、経過措置が満了

令和6年4月頃



先進安全自動車が整備できない（汗）

思ったより割合多いかも・・・

他の工場にもっていこう！



対象車両

機会損失

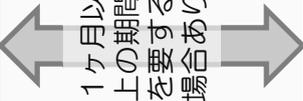
将来的な機会損失も懸念

経過措置満了後の注意点

- 認証工場は特定認証を取得するまでの間、対象装置※²を整備できません。
- 指定工場は点検・整備・検査のすべてを実施できる体制が必要であるため、特定認証を取得するまでの間、電子制御装置の整備を実施しない場合であっても、対象車両の車検入庫ができません。

※1 「分解整備」及び「電子制御装置整備」のいずれか又はすべてを行う整備
 ※2 電子制御装置整備の対象となる装置

特定整備事業の認証までのイメージ

必要期間	整備工場	運輸支局	
 工場が事前に準備	① 特定整備事業の認証を希望 		
	② 整備主任者資格取得講習の受講及び修了 運輸支局の資格取得講習時期にあわせ受講が必要 	② 整備主任者資格取得講習 (日程を定めて開催)	
	③ 整備工場において設備・要員など事前準備 ④ 整備工場による申請書類の作成		
	⑤ 申請書の提出 	⑤ 申請書の受理 ⑥ 申請内容の審査	
1ヶ月以上の期間を要する場合あり 	⑦ 指示に応じ対応  対応の期間は保留扱い	⑦ 必要に応じ是正を指示 ⑧ 特定整備事業の認証	
	⑨ 特定整備事業の開始 		

(ご注意)

- 整備主任者資格取得講習は、各運輸支局において日程を定めて実施しておりますので、実施時期を事前にご確認願います。
(実施時期を過ぎてしまうと受講できないおそれがあります。)
- 申請において、関係団体を経由する場合は、事前チェックに相應の期間を要する場合があります。
- 運輸支局での審査においては、これまでよりも時間を要する場合があります。

計画的な準備と十分な余裕を持った期間に申請をお願いします

国土交通省 九州運輸局

申請公示、申請・処分状況 **分野別情報** 報道発表&お知らせ 総合案内 各種情報 各種手続き その他の情報

九州運輸局 > 分野別情報 > 自動車

分野別情報

- 新型コロナウイルス感染症対策情報
- 観光
- 公共交通活性化
- 鉄道
- 物流(交通政策部)
- 自動車**
- バス・タクシー
- 海事
- 安全・防災・危機管理
- 人材確保・育成対策支援サイト

PDFファイルをご覧いただくには Adobe Reader(無償)が必要です。ダウンロードした後インストールしてください。

Get Adobe Acrobat Reader

Adobe Readerダウンロードページへのリンク

自動車

自動車に関するページです。

自動車の検査登録手続きに必要なOCR申請書

- OCRシート等申請様式及び注意点(国土交通省HP)

自動車の登録

② 「自動車」をクリック

- 登録・検査・メンテナンスのご案内
- 希望ナンバー制度のご案内
- 図柄入りナンバープレートの申込
- 自動車の回送運行許可

自動車の検査

- 自動車の検査

自動車の整備

- 自動車の整備事業
- 自動車特定整備事業について
- 整備事業者の行政処分

①九州運輸局ホームページの「分野別情報」をクリック

②「自動車」をクリック

③「自動車特定整備事業について」をクリック

公共交通活性化

鉄道

物流(交通政策部)

自動車

バス・タクシートラック

海事

安全・防災・危機管理

人材確保・育成対策支援サイト

PDFファイルをご覧いただくには Adobe Reader(無償)が必要です。ダウンロードした後インストールしてください。

Get Adobe Acrobat Reader

Adobe Readerダウンロードページへのリンク

◆自動車特定整備事業とは？

- 自動車特定整備事業についての説明資料
- 自動車特定整備事業に関する詳しい情報はこちら(国土交通省ホームページにリンクします)

◆電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習

電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の資格要件として、1級二輪自動車整備士、2級自動車整備士、車体整備士及び電気装置整備士の方を選任する場合は選任前に講習を受講する必要があります。(1級自動車整備士(二輪を除く)の方は、受講不要で整備主任者に選任できます。)

講習は、学科、実習及び試問で構成されており、学科と実習を受講後に試問に合格する必要があります。

下記に、各講習の日時や会場等を掲載いたしますので、ご確認のうえ受講をお願いします。

●電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の日程

- 学科、試問…令和5年度(令和5年7月7日時点)
- 実習………令和5年度()月7日

講習に使用するテキストについては、下記より

- 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得

詳しくは管轄の運輸支局等へお問い合わせください

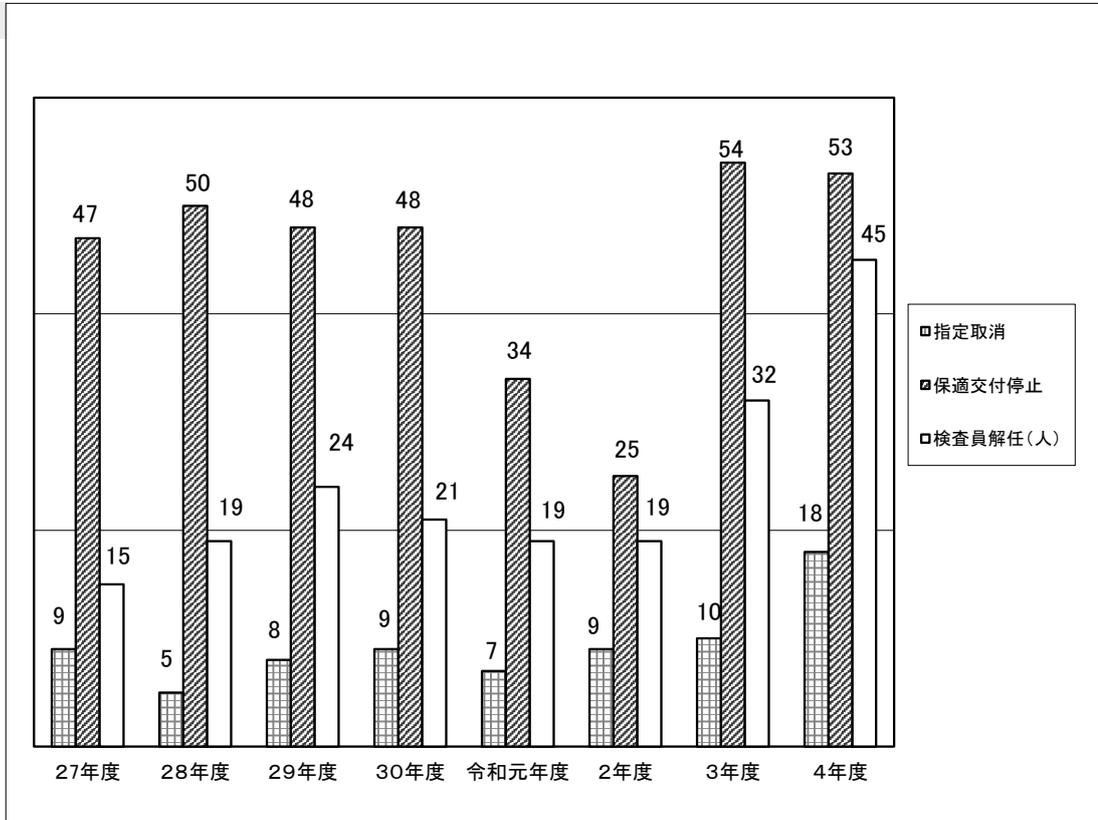
④・学科、試問の「令和5年度」をクリックすると予定が確認できます。

II 指定整備事業関係

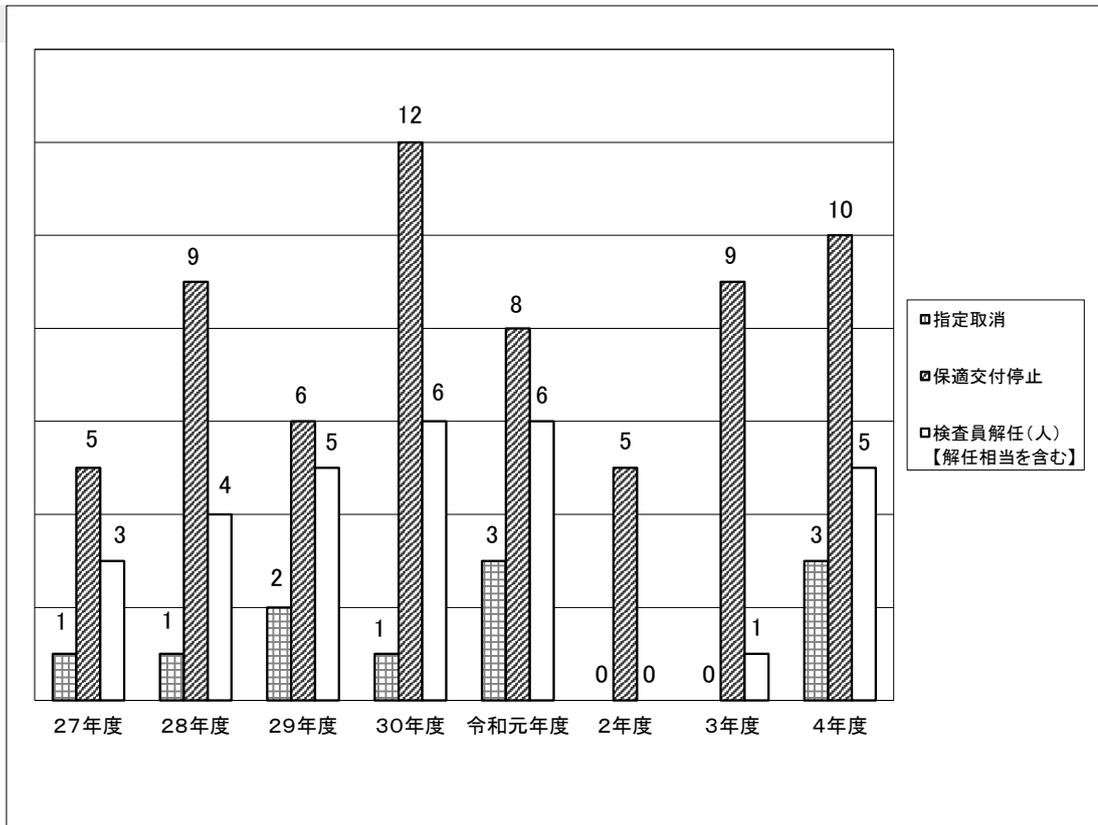
1. 指定自動車整備事業者の処分状況

1. 全国及び九州の処分状況

全国



九州



2. 管内の処分における違反内容

27年度		(1事業者で複数違反項目計上)							
・虚偽の指定申請	1件	・分解整備記録簿の未交付	1件						
・指定整備記録簿の虚偽記載	3件	・分解整備記録簿の虚偽記載	2件						
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	1件	・分解整備記録簿の記載誤り・記載誤	1件						
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	2件						
・点検・整備を全て実施せず	3件	・料金表を掲示していない	1件						
・検査を全て実施せず	1件	・整備主任者の虚偽の届	1件						
・点検整備上の瑕疵	1件	・整備主任者の未選任	1件						
・検査員の虚偽の届	1件	・整備主任者の変更未届	1件						
・自賠償不足で適合証交付	2件	・不正改造状態で手続き	2件						
・不正改造状態で適合証交付	1件	・ペーパー車検の依頼	1件						
・不正改造実施	2件	・ペーパー車検で手続き	1件						
・法令の規定を遵守する体制でない。	1件	・工員不足	1件						
・概算見積書の未交付	2件								
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
7	指定処分件数	3			1	1		2	
5	認証処分件数	1			2			2	

28年度		(1事業者で複数違反項目計上)							
・検査機器の校正を一部実施せず	1件	・不正改造状態で適合証交付	2件						
・対象車種以外に適合証交付	2件	・法令の規定を遵守する体制でない。	2件						
・指定整備記録簿の虚偽記載	2件	・概算見積書の未交付	2件						
・同一性相違	4件	・分解整備記録簿の虚偽記載	1件						
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	1件						
・点検・整備を全て実施せず	1件	・料金の過剰請求	1件						
・点検・整備を一部実施せず	1件	・設備の要件を満たしていなかった。	1件						
・検査を一部実施せず(故意)	1件	・整備主任者の未届	1件						
・点検整備上又は検査上の瑕疵	2件	・整備主任者の統括管理不足	1件						
・自賠償不足で適合証交付(一部)	1件	・不正に車検証の交付を受けた	1件						
・自賠償不足で適合証交付(大部分)	1件	・工員不足	1件						
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
10	指定処分件数	2		2	2		3	1	
3	認証処分件数	1					1	1	

29年度		(1事業者で複数違反項目計上)							
・指定整備記録簿の虚偽記載	1件	・不正改造状態で適合証交付	1件						
・同一性相違	3件	・不適合状態で適合証交付	2件						
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件	・検査と整備が分業化されていない	1件						
・適合証の交付年月日の記載誤り	1件	・概算見積書の未交付	1件						
・検査を一部実施せず	2件	・ペーパー車検で手続き	2件						
・自賠償の未提示で適合証を交付	1件	・違反行為の依頼	1件						
・自賠償不足で適合証交付(一部)	1件	・廃止届未提出	5件						
・法令の規定を遵守する体制でない。	2件	・不正に車検証の交付を受けた	1件						
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
8	指定処分件数			4		1	1	2	
10	認証処分件数	6		1		1		2	

30年度		(1事業者で複数違反項目計上)							
・指定整備記録簿の虚偽記載	4件	・不正改造状態で適合証交付	3件						
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	1件	・不適合状態で適合証交付	4件						
・同一性相違	2件	・分解整備記録簿の虚偽記載	3件						
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備記録簿の未交付	1件						
・点検・整備を全て実施せず	3件	・概算見積書の未交付	1件						
・検査を全て実施せず	1件	・料金表を掲示していない	1件						
・検査を一部実施せず	4件	・工員不足	1件						
・適合証の検査年月日の虚偽記載	2件	・整備主任者の統括管理不足	3件						
・自賠償不足で適合証交付(一部)	2件	・認証外の作業場で分解整備実施	2件						
・自賠償不足で適合証交付(大部分)	1件	・ペーパー車検で手続き	1件						
・法令の規定を遵守する体制でない。	3件	・ペーパー車検の依頼	1件						
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
13	指定処分件数	5	1	3	2	1	1		
7	認証処分件数	2		1	1			3	

令和元年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の虚偽記載	1件	・不正改造状態で適合証交付	1件					
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	3件	・不正改造を実施した	1件					
・指定整備記録簿を保存せず	1件	・不適合状態で適合証交付	2件					
・同一性相違	3件	・分解整備記録簿を保存せず	1件					
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件	・分解整備作業に重大な瑕疵があった	1件					
・点検・整備を一部実施せず	1件	・概算見積書の未交付	3件					
・検査を全て実施せず	3件	・ペーパー車検で手続き	2件					
・検査を一部実施せず	3件	・ペーパー車検の依頼	1件					
・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	1件	・料金表を掲示していない	1件					
・法令の規定を遵守する体制でない。	2件							
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
11	指定処分件数	5	1	1	2		1	1
7	認証処分件数	2	2	1	1		1	

令和2年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	2件	・適合証未交付	1件					
・特定(分解)整備記録簿の写し未交付	1件	・同一性相違	1件					
・特定(分解)整備記録簿の一部記載漏れ	1件	・点検・整備を一部実施せず	1件					
・特定(分解)整備作業に重大な瑕疵があった	1件	・検査を一部実施せず	1件					
・整備内容等を説明していない	1件	・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	1件					
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・廃止届未提出	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
5	指定処分件数	2				2		1
3	認証処分件数			1		1		1

令和3年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・法令の規定を遵守する体制でない。	3件	・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	2件					
・自賠責不足で適合証交付(一部分)	1件	・指定整備記録簿の虚偽記載	4件					
・同一性の相違での適合証交付	1件	・指定整備記録簿の記載漏れ	2件					
・不正改造状態で適合証交付	1件	・特定整備記録簿の虚偽記載	5件					
・不適合状態で適合証交付(故意)	1件	・特定整備記録簿の記録なし	1件					
・不適合となるおそれがある状態で適合証交付	1件	・特定整備記録簿の未交付	1件					
・検査を一部実施せず(故意)	1件	・特定整備作業に重大な瑕疵があった	1件					
・検査を一部実施せず	1件	・整備主任者の統括管理不足	3件					
・点検・整備を一部実施せず	2件	・廃止届未提出	2件					
・点検に付随する整備作業が実施出来る体制にない	1件							
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
9	指定処分件数	6			1		1	1
8	認証処分件数	4		1				3

令和4年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・法令の規定を遵守する体制でない。	5件	・指定整備記録簿の記載なし	1件					
・自賠責不足で適合証交付(一部分)	2件	・指定整備記録簿の虚偽記載	4件					
・同一性の相違での適合証交付	1件	・指定整備記録簿の記載漏れ	2件					
・不正改造状態で適合証交付	1件	・特定整備記録簿の虚偽記載	2件					
・不適合状態で適合証交付(故意以外)	3件	・特定整備記録簿の一部記載誤り	1件					
・検査を一部実施せず(故意)	2件	・特定整備作業に重大な瑕疵があった	1件					
・点検・整備及び検査を全て実施せず(ペーパー)	1件	・概算見積書の未交付	1件					
・点検・整備を全て実施せず適合証を交付した(ライン通し)	1件	・廃止届未提出	1件					
・点検・整備を一部実施せず	2件	・整備内容及び必要性を説明していない	1件					
・ペーパー車検で手続き	1件	・整備主任者の統括管理不備	2件					
・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	3件	・虚偽の陳述	1件					
		・不正改造状態ででの車検手続き	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
13	指定処分件数	7	1		3			2
6	認証処分件数	3	1					2

処 分 一 覧 表 (令 和 4 年 度 ・ 指 定)

番号	支局	事業形態	違反事項	処分基準	処分日	処分内容
1	福岡	専業	・適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった	2年	4月6日	交付停止15日
2	鹿児島	ディーラー	・自賠償の一部未加入状態で適合証を交付した。 ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。 ・検査員が保安基準不適合状態で適合証に証明した。	2年	7月6日	交付停止20日 検査員警告
3	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない。 ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した。	2年	7月27日	交付停止35日 検査員解任1名
4	福岡	専業	・点検整備の一部を実施せず適合証を交付した ・適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった	2年	9月30日	交付停止25日
5	鹿児島	専業	・点検整備及び検査を全てせずに適合証を交付した。 ・立入り検査の質問に対し虚偽の陳述を行った。 ・検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した。	2年	9月30日	指定取消 検査員解任1名
6	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない。 ・不正改造状態で適合証を交付した。 ・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。 ・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。 ・検査員が不正改造を実施	2年	10月31日	交付停止35日 検査員解任1名
7	熊本	ディーラー	故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した 指定整備記録簿の一部記載誤り 自動車検査員が、保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	2年	10月24日	交付停止50日 検査員警告
8	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない。 ・点検整備を全て実施せず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の虚偽記載	2年	1月18日	指定取消
9	佐賀	専業	・点検整備の一部を実施せず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の記載なし ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠償保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。	2年	2月8日	交付停止15日
10	熊本	ディーラー	・指定整備記録簿の虚偽記載 ・法令の規定を遵守する体制でない	2年	2月8日	交付停止20日
11	福岡	専業	・適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった	2年	3月7日	交付停止20日
12	福岡	ディーラー	・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	2年	3月13日	交付停止20日 検査員警告
13	熊本	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・指定整備記録簿の虚偽 ・記載指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した	2年	3月22日	指定取消 検査員解任

2. 「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて

事 務 連 絡
平成29年8月25日

「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて

指定自動車整備事業者に対しては、業務の重要性を鑑み、これまでも監査、研修会等を通じて法令遵守の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として法令に違反する事例が発生しており、最近においては、不正行為が組織的に行われるなど、巧妙化、悪質化し、保安基準適合証等を不正に交付する行為が発生しています。

これらの行為は、指定自動車整備制度の根幹を揺るがし、国民の信頼を損なう重大かつ悪質な行為である。その再発防止が厳に求められることから、平成29年8月25日付け（九運技整第396号）をもって自動車技術安全部長から管内運輸支局長あて「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」により通知しているところです。

つきましては、指定自動車整備事業者が、国に代わり業務を遂行する任にある事を踏まえ、下記について関係者に対する指導の強化を図られたい。

記

1. 指定自動車整備事業者や自動車検査員に対し指定自動車整備事業の社会的責務の重要性を再認識させるように監査、研修会等あらゆる機会を捉え指導すること。
2. 指定自動車整備事業者に対して、別添の点検表を用いて点検を行うよう促すこと。また、監査等の機会を捉え点検表の実施内容を確認すること。
3. 指定自動車整備事業者に対して、事業場にて点検、整備、及び検査を行った車両であることを明確にし保存すること。

指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者(部門長&事業場管理責任者等)

指定番号	点検日		令和 年 月 日				実施者		
事業場名							軸重 kg以下 kg以下・未満 その他条件		
対象自動車	普通(大)	普通(中)	普通(小)	普通(乗)	小二	小三	小四	軽	大特
工員数(B)	名	内訳	1級整備士※		整備士保有率(A)/(B)		自動車検査員		
			2級整備士※		名				
			3級整備士※		名				
			小計(A)		名				
1~3級整備士以外の工員		名		※(A)/(B)の値≥1/3以上必須		%			

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

I 認証関係	確認項目		備考	
	適	否	適	否
1	整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか		適	否
2	整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか		適	否
3	特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか		適	否
4	認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか		適	否
5	外注作業について適切に運用されているか		適	否
6	電子制御装置整備に必要な整備技術情報を入手できる体制にあるか		適	否
7	整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備が確実に実施されているか		適	否
8	エーミング作業が適切に実施されているか		適	否
9	電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行うことができる条件の違反はないか		適	否
10	離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか		適	否
11	電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か		適	否
12	完成検査場で窓ガラス、バンパ・グリルの取外し作業等が実施されていないか		適	否

確認項目		適	否	備考
II 事業場全般	1 指定基準(工員数(4名以上)ただし、対象自動車に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合は5名以上)、整備士保有率(1/3))は適合しているか	適	否	
	2 屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか	適	否	
	3 検査用機器に変更はないか	適	否	
	4 整備・点検作業場として届け出ている作業場以外(通路・完成検査場・路上等)で特定整備作業を行っているかないか	適	否	電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。
	5 事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか	適	否	
	6 管理規程が実態に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか	適	否	
	7 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か	適	否	
	8 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか	適	否	
	9 認証・指定標識を見易いように掲示してあるか	適	否	
	10 指定整備に関する資料等が保管・管理されているか	適	否	
	11 認証、指定の対象自動車(電子制御装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入庫していないか	適	否	
	12 事業場内(社用車、従業員のマイカー等)に不正改造車はないか	適	否	
	13 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可無く工場を使用していないか	適	否	
	14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか	適	否	
	15 指定整備において、自事業場以外の工員が作業していないか	適	否	自動車特定整備事業者等における事業者間の業務支援について(令和2年11月11日付け国自整第197号)に基づき業務支援を除く。
III 保安基準適合証	1 事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か	適	否	
	2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか	適	否	
	3 書損等及び交付しない保安基準適合標章は未採し、編綴されているか	適	否	
	4 保安基準適合証(紙保適)及び保安基準適合標章(電子保適)の出納管理(授受出納帳、交付台帳の記載等)は適切に行われているか	適	否	
	5 保安基準適合証綴(紙保適)及び保安基準適合標章綴(電子保適)の保管は適切に行われているか	適	否	
	6 事業者印の管理体制は適切に行われているか	適	否	
	7 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか	適	否	
	8 検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか	適	否	
	9 適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか	適	否	
	10 保安基準適合証を交付した車両は、自賠償保険に適切に加入しているか	適	否	
	11 電子保安基準適合証システムのログインに必要なID及びパスワードが適正に管理されているか	適	否	
IV 指定整備の内容	1 受入点検の結果が記載されているか	適	否	
	2 保安基準に適合していない車両(不正改造を含む)が入庫した際に適切に対応しているか	適	否	
	3 作業指示は適正に行われ、確実に作業が実施されているか	適	否	
	4 完成検査が関係法令等に基づき確実に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか	適	否	
	5 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか	適	否	

	確認項目	適	否	備考
V 自動車検査員	1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理がなされているか	適	否	
	2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか	適	否	
	3 保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に行われているか	適	否	
	4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか	適	否	
	5 自工場以外で点検整備（一部も含む）をした車両の検査を行っているか	適	否	
	6 自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか	適	否	
	7 検査又は整備が完了していない車両に証明していないか	適	否	
	8 検査作業の実務の全過程を自ら行っているか	適	否	
	9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか	適	否	
	10 保安基準に適合していない車両（不正改造等）に証明していないか	適	否	
	11 検査の年月日を操作して証明していないか	適	否	
	12 検査用機器が故障等しているのに検査が行われていないか	適	否	
	13 検査用機器の能力を超えた車両を検査し、証明していないか	適	否	
VI 指定整備記録簿	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか	適	否	
	2 保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか	適	否	
	3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか	適	否	
	4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	5 過去2年分の指定整備記録簿（電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む）は適切に保管・管理されているか	適	否	
VII 検査用機械器具	1 1日1回の始業点検は確実に行われているか	適	否	
	2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に行われているか	適	否	
	3 保守管理の記録は適切に行われているか	適	否	
	4 検査用機械器具の校正（検定）の有効期間は切れていないか	適	否	
	5 検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか	適	否	
	6 検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか	適	否	
VIII その他	1 苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか	適	否	
	2 社内教育・研修を定期的に行っているか	適	否	
	3 整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか	適	否	
	4 検査作業と整備作業は分業化されているか	適	否	
	5 電子保安基準適合証を交付（保適情報を登録情報処理機関へ提供）することへの承諾書が2年間保存されているか	適	否	

3. 電子車検証の同一性確認方法について

電子車検証の同一性確認方法について

指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）

第七条第2項

自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五條の三第一項各号（第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。）並びに第三十五條の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四條の五第一項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九條第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。

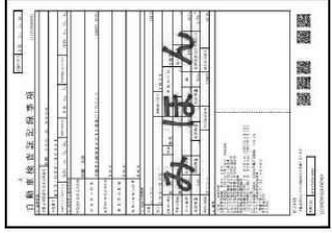
＜想定される電子車検証の同一性確認方法＞

同一性確認書類	考え方
① 車検証券面記載事項	券面記載事項 ≠ 記録のため ×
② 自動車検査証記録事項	車検証ではないため ×
③ 車検証閲覧アプリの画面	車検証記録事項のため ○
④ 車検証閲覧アプリから印刷した自動車検査証記録事項	アプリから印刷 ⇒ ○

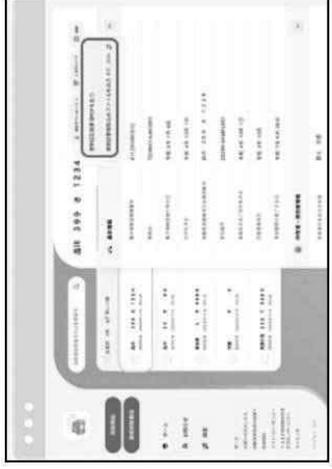
電子車検証



自動車検査証記録事項



車検証閲覧アプリ



Ⅲ 検査業務関係

1. 審査事務規定の第43次改正概要

令和4年3月29日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第43次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110の2、7-110の2、8-110の2]
 - タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11、7-11]
 - タイヤの取付けに関し技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11]
- ② 新規検査等提出書面審査要領について [別添2]
 - 後退時車両直後確認装置に係る提出書面等を規定します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年9月30日国土交通省令第59号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年9月30日国土交通省告示第1294号、令和4年1月7日国土交通省告示第10号）

3. 施行日

令和4年3月29日

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-11 走行装置 7-11-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第9条第1項関係、細目告示第11条第2項、第89条第1項及び第2項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの（細目告示第89条第2項第1号関係） ② 複輪用ホイールを取付けているアウター・ナット及びインナー・ナットについて、検査用ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの ③ ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの（細目告示第89条第2項第2号関係） ④ アクスルに損傷があるもの（細目告示第89条第2項第3号関係） ⑤ リム又はサイドリングに損傷があるもの（細目告示第89条第2項第4号関係） ⑥ サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの（細目告示第89条第2項第5号関係） ⑦ 車輪に著しい振れがあるもの（細目告示第89条第2項第6号関係） ⑧ 車輪の回転が円滑でないもの（細目告示第89条第2項第7号関係） <p>(2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1)の「堅ろう」であるものとする。（細目告示第11条第1項、第89条第3項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車又は車両総重量3.5t以下であり、かつ、最大積載量が500kg以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWLマーク ② 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）又は普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWL-Tマーク ③ 自動車製作者を表すマーク（自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールに限る。） ④ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）又は車両総重量4.54t以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）である場合、米国自動車技術協会が定めるSAEマーク（SAE J 2530の鋳出し又は刻印等） 	<p>8-11 走行装置 8-11-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第9条第1項関係、細目告示第167条第1項及び第2項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの（細目告示第167条第2項第1号関係） ② 複輪用ホイールを取付けているアウター・ナット及びインナー・ナットについて、検査用ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの ③ ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの（細目告示第167条第2項第2号関係） ④ アクスルに損傷があるもの（細目告示第167条第2項第3号関係） ⑤ リム又はサイドリングに損傷があるもの（細目告示第167条第2項第4号関係） ⑥ サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの（細目告示第167条第2項第5号関係） ⑦ 車輪に著しい振れがあるもの（細目告示第167条第2項第6号関係） ⑧ 車輪の回転が円滑でないもの（細目告示第167条第2項第7号関係）

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>⑤ 自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールであり資料等により自動車製作者が付したことが明らかな記号等</p> <p>(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第9条第2項関係、細目告示第11条第3項関係)</p> <p>① 空気入ゴムタイヤに加わる荷重は、タイヤの負荷能力以下であること。 この場合において、次に掲げる値がタイヤの負荷能力以下であることを確認すること。(細目告示第89条第4項第1号関係)</p> <p>ア 積車状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値</p> <p>イ 空車状態に乗車定員の人員が乗車した状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値</p> <p>② ①のタイヤの負荷能力は、次により算定した値とする。</p> <p>ア 当該タイヤに表示されたロードインデックスに応じ、別表4「ロードインデックスに対応する負荷能力」の負荷能力欄に掲げる値とする。</p> <p>イ ロードインデックスが表示されていないタイヤにあつては、アの規定にかかわらず、当分の間、一般社団法人日本自動車タイヤ協会の「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)における「空気圧-負荷能力対応表」に規定する最大負荷能力等のタイヤ製作者が指定する最大負荷能力とすることができるものとする。</p> <p>ウ 大型特殊自動車であつて、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を上回っているものにあつては、ア又はイの規定にかかわらず、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値(端数処理の方法については、タイヤ製作者が定める方法とする。)とする。</p> <p>エ 7-9-1(2)の速度制限装置又は7-10の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満の自動車、車両総重量が3.5t以下の被牽引自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)にあつては、次により算定することができるものとする。</p> <p>(ア) 指定自動車等のうち、トラック、バス及びトレーラ用タイヤを装着した自動車(大型特殊自動車を除く。)にあつては、アにより負荷能力を算定するものに限り、アにより算定した負荷能力に別表5「異なる速度における負荷能力」のロードインデックスの変化欄に掲げる変化率を乗じた値を加算した値(整数第1位(小数第1位四捨</p>	<p>(2) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第9条第2項関係)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>五入)を二捨三入又は七捨八入により0又は5に丸める。)とする。</p> <p>(イ)指定自動車等のうち大型特殊自動車及び指定自動車等以外の自動車にあっては、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値(端数処理の方法については、タイヤ製作者が定める方法とする。)とする。</p> <p>オ 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、ア、イ及びエに掲げる方法により算定するものとする。</p> <p>③ 接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝(最高速度40km/h未満の自動車、最高速度40km/h未満の自動車に牽引される被牽引自動車、大型特殊自動車及び大型特殊自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。)は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあっては、空気入ゴムタイヤの接地部の左右の最外側から中心方向にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)のいずれの部分においても1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm)以上の深さを有すること。</p> <p>この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。</p> <p>なお、リグリーブタイヤにあっては、再溝切り後において滑り止めの溝の深さの基準に適合すればよい。(細目告示第89条第4項第2号関係)</p> <p>④ 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。(細目告示第89条第4項第3号関係)</p> <p>⑤ 空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。(細目告示第89条第4項第4号関係)</p> <p>⑥ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人未満であつて車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び車両総重量3.5t以下の被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び車両総重量3.5t以下の被牽引自動車を除く。)に備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R141-01-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるタイヤ空気圧監視装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R141-01-S2の5.及び6.に適合するものとする。</p> <p>なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(細目告示第11条第6項、第89条第5項関係)</p> <p>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたタイヤ空気圧監視装置</p>	<p>① 接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝(最高速度40km/h未満の自動車、最高速度40km/h未満の自動車に牽引される被牽引自動車、大型特殊自動車及び大型特殊自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。)は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあっては、空気入ゴムタイヤの接地部の左右の最外側から中心方向にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)のいずれの部分においても1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm)以上の深さを有すること。</p> <p>この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。</p> <p>なお、リグリーブタイヤにあっては、再溝切り後において滑り止めの溝の深さの基準に適合すればよい。(細目告示第167条第4項第2号関係)</p> <p>② 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。(細目告示第167条第4項第3号関係)</p> <p>③ 空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。(細目告示第167条第4項第4号関係)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているタイヤ空気圧監視装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているタイヤ空気圧監視装置又はこれに準ずる性能を有するタイヤ空気圧監視装置</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づきタイヤ空気圧監視装置について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたタイヤ空気圧監視装置又はこれに準ずる性能を有するタイヤ空気圧監視装置</p> <p>(4) FMVSS 138 に適合するタイヤ空気圧監視装置は、(3) ⑥ウに定める「これに準ずる性能を有するタイヤ空気圧監視装置」とする。</p> <p>(5) タイヤチェーン等は走行装置に確実に取付けることができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならぬ。</p> <p>この場合において、タイヤに装着されていないタイヤチェーン等については、審査を省略することができる。(保安基準第9条第3項関係)</p> <p>7-11-2 欠番 7-11-3 欠番</p>	<p>8-11-2 欠番 8-11-3 欠番 8-11-4 適用関係の整理 7-11-4 の規定を適用する。</p>
<p>7-11-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 平成16年12月31日以前に製作された自動車については、7-11-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第5条関係)</p> <p>(2) 平成30年1月31日以前に製作された自動車については、7-11-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第5条第3項関係)</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、7-11-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第5条第13項、第14項及び第15項関係)</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって車両総重量3.5t以下のもの(複輪の車軸を有しないものに限る。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和4年7月5日以前に製作された自動車</p> <p>イ 令和4年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 令和3年6月30日以前の新型届出自動車</p> <p>(イ) 令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>(ウ) 令和4年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>(エ) 指定自動車等以外の自動車</p> <p>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和4年7月5日以前のもの</p> <p>エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年7月5日以前のもの</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの(複輪の車軸を有しないものに限る。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和6年7月5日以前に製作された自動車</p> <p>イ 令和6年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 令和3年6月30日以前の新型届出自動車</p> <p>(イ) 令和6年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>(ウ) 令和6年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指</p>	

別添 2 (4-13 関係)

新規検査等提出書面審査要領

1. 目的

この要領は、新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「変更」とは、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為をいう。
- (2) 「個別届出自動車」とは、4. (1) 又は (3) の自動車をいう。
- (3) 「代表届出自動車」とは、4. (2) 又は (4) の自動車をいう。
なお、附則 2 の 3.2. (2) 後段の規定を適用している自動車がある場合には、その自動車を含む。
- (4) 「届出者」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出する者をいう。
- (5) 「届出書等」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料をいう。
- (6) 「類別区分番号」とは、諸元表に記載された類別区分番号をいう。
なお、新型届出自動車の場合には「類別区分番号」を「類別」に読み替えて適用する。

3. 附則の適用

自動車の種類に応じて、それぞれの附則を適用するものとする。

- ① 指定自動車等のうち、事前届出対象自動車以外の自動車
附則 1 当日提出書面の審査（事前届出対象自動車以外の自動車）
- ② 事前届出対象自動車のうち、4. (1) 又は (2) の自動車
附則 2 事前提出書面の審査（技術基準等の審査を要する自動車）
- ③ 事前届出対象自動車のうち、4. (3) 又は (4) の自動車
附則 3 事前提出書面の審査（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車）
- ④ 事前届出対象自動車のうち、4. (5) の自動車
附則 4 事前提出書面の審査（特定の被牽引自動車）

4. 事前届出対象自動車

本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。

- (1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）
新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。
また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。
 - ① 多仕様自動車及び新型届出自動車以外の自動車であって、同一型式内の他の類別区分番号に設定されている構造・装置の仕様に変更した旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合
 - ② 多仕様自動車又は新型届出自動車であって、同一型式内に設定されている構造・装置の仕様に変更した場合
 - ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、次表に掲げるもののうち、6-65 から 6-95 までに掲げるもののみを変更する場合

- ④ 多仕様自動車であって、次表に掲げるもののうち、6-65 から 6-95 までに掲げるものについて、自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は理事長が指定する事業者が発行した灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式）が提出された場合
- ⑤ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている⓪マーク又はⓂマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車（細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。）であって、当該型式指定番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合
- ⑥ 技術基準等への適合性について審査済みであることが改造自動車審査結果通知書等により確認できる改造自動車の場合
- ⑦ 本則 7-54-1 (8) の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車であって、当該記号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合
- ⑧ 構造・装置の変更等が法第 63 条の 3 の規定に基づく改善措置により行われる場合

保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）	3. ②適用自動車	3. ③適用自動車	
第 4 条の 2 軸重等	6-5、7-5 軸重等	細目告示別添 114	牽引自動車の軸重に関する技術基準	○	○
第 8 条 原動機及び動力伝達装置	6-9、7-9 原動機及び動力伝達装置	細目告示別添 95	自動車の走行性能の技術基準（原動機の出力が小さくなる変更又は車両総重量の許容限度が大きくなる変更があるものに限る。）	○	○
		細目告示別添 96	連結車両の走行性能の技術基準	○	○
	6-10、7-10 速度抑制装置	細目告示別添 1	大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準	○	○
第 9 条 走行装置等	6-11、7-11 走行装置	UN R141	タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則	○	○
第 11 条 かじ取装置	6-13、7-13 かじ取装置	細目告示別添 6	衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	○	○
		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R79	かじ取装置に係る協定規則	○	○
第 11 条の 2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置等	細目告示別添 8	二輪自動車等の施錠装置の技術基準	○	—
		細目告示別添 7	四輪自動車等の施錠装置の技術基準	○	△
		細目告示別添 9	イモビライザの技術基準	○	○
		UN R161	施錠装置に係る協定規則	○	△
		UN R162	イモビライザに係る協定規則	○	○
第 12 条 制動装置	6-15、7-15 トラック・バスの制動装置	細目告示別添 10	トラック及びバスの制動装置の技術基準	○	○
		細目告示別添 11	アンチロックブレーキシステムの技術基準	○	○
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	○	○
	6-16、7-16 乗用車の制動装置	技術基準通達別添 7 の 2	乗用車の制動装置の技術基準	○	○

		技術基準 通達別添 7	乗用車の制動装置の技術基準	○	○
		細目告示 別添 12	乗用車の制動装置の技術基準	○	○
		UN R13H	乗用車の制動装置に係る協定規則	○	○
		UN R139	ブレーキアシストシステムに係る協定規則	○	○
		UN R140	横滑り防止装置に係る協定規則	○	○
	6-17、7-17 二輪車の制動装置	細目告示 別添 13	二輪車の制動装置の技術基準	○	—
		UN R78	二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	○	—
	6-18、7-18 大型特殊自動車等の制動装置	細目告示 別添 14	制動液漏れ警報装置の技術基準	○	○
	6-19、7-19 被牽引自動車の制動装置	細目告示 別添 15	トレーラの制動装置の技術基準	○	○
		細目告示 別添 11	アンチロックブレーキシステムの技術基準	○	○
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	○	○
	6-20、7-20 衝突被害軽減制動制御装置	細目告示 別添 113	衝突被害軽減制動制御装置の技術基準	○	○
		UN R131	トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	○	○
		UN R152	乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	○	○
第 13 条 連結車両の制動装置	6-21、7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	細目告示 別添 93	連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準	○	○
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	○	○
第 15 条 燃料装置	6-23、7-23 燃料装置	細目告示 別添 16	乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準	○	○
		細目告示 別添 17	衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準	○	○
		UN R34	車両火災の防止に係る協定規則	○	○
		UN R137	フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
第 17 条 高圧ガス燃料装置	6-25、7-25 高圧ガスの燃料装置	細目告示 別添 18	自動車燃料ガス容器取付部の技術基準	○	△
		細目告示 別添 19	自動車燃料ガス容器の気密・換気の技術基準	○	△

		UN R110	圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則	○	○
		細目告示別添 100	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準	○	○
		細目告示別添 118	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準	○	○
		細目告示別添 17	衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準	○	○
		GTR13	水素及び燃料電池自動車に関する世界統一技術規則	○	○
		UN R134	圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定規則	○	○
		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
第17条の2 電気装置	6-26、7-26 電気装置	細目告示別添 110	電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	○	△
		細目告示別添 101	燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	○	○
		細目告示別添 111	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	○	○
		UN R100	バッテリー式電気自動車に係る協定規則	○	○
		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R136	バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則	○	—
		UN R137	フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
	UN R153	後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協定規則	○	○	
	6-27、7-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム	UN R155	サイバーセキュリティシステムに係る協定規則	○	△
UN R156		プログラム等改変システムに係る協定規則	○	△	
第18条 車枠及び車体	6-29、6-30、6-31、6-32、7-29、7-30、7-31、7-32 衝突時の車枠	細目告示別添 23	前面衝突時の乗員保護の技術基準	○	○
		UN R137	前面衝突時の乗員保護の技術基準	○	○
		細目告示別添 104	オフセット衝突時の乗員保護の技術基準	○	○

	及び車体の乗員保護性能	UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		細目告示別添 24	側面衝突時の乗員保護装置の技術基準	○	○
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R153	後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協定規則	○	○
6-33、7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能	細目告示別添 99	歩行者頭部及び脚部保護の技術基準	○	○	
	UN R127	歩行者保護に係る協定規則	○	○	
6-34、7-34 転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能	UN R66	バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則	○	△	
第18条の2 巻込防止装置等	6-37、7-37 突入防止装置	技術基準通達別添 19	突入防止装置の技術基準	○	○
		細目告示別添 25	突入防止装置の技術基準	○	○
		細目告示別添 26	突入防止装置取付装置の技術基準	○	○
		UN R58	突入防止装置に係る協定規則 (本則 7-37-2-2 (3) を適用する自動車若しくはUN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用する自動車を除く。)	○	○
	6-38、7-38 前部潜り込み防止装置	細目告示別添 107	前部潜り込み防止装置の技術基準	○	○
		細目告示別添 108	前部潜り込み防止装置取付装置の技術基準	○	○
第20条 乗車装置	6-40、7-40 乗車装置	細目告示別添 28	インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準	○	○
		細目告示別添 87	サンバイザの衝撃吸収の技術基準	○	○
第21条 運転者席	6-41、7-41 運転者席	UN R125	前方視界に係る協定規則	○	△
第22条 座席	6-42、7-42 座席	技術基準通達別添 22	座席及び座席取付装置の技術基準	○	○
		技術基準通達別添 23	シートバック後面の衝撃吸収の技術基準	○	○
		細目告示別添 30	座席及び座席取付装置の技術基準	○	○
		UN R17	座席及び座席取付装置に係る協定規則	○	○

		UN R80	バスの座席及び座席取付装置に係る協定規則	○	○
第22条の3 座席ベルト 等	6-44、7-44 座席ベルト等	細目告示 別添31	座席ベルト取付装置の技術基準	○	○
		細目告示 別添32	座席ベルトの技術基準	○	○
		細目告示 別添33	運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準	○	○
		UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則	○	○
		UN R16	座席ベルトに係る協定規則	○	○
第22条の4 頭部後傾抑 止装置等	6-46、7-46 頭部後傾抑止 装置	技術基準 通達別添 27	頭部後傾抑止装置の技術基準	○	○
		細目告示 別添34	頭部後傾抑止装置の技術基準	○	○
第22条の5 年少者用補 助乗車装置 等	6-47、7-47 年少者用補助 乗車装置等	細目告示 別添35	年少者用補助乗車装置の技術基準	○	○
		UN R44	年少者用補助乗車装置に係る協定規則	○	○
		UN R129	改良型年少者用補助乗車装置に係る協定規則	○	○
		UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則	○	○
第25条 乗降口	6-50、7-50 乗降口	技術基準 通達別添 29の2	とびらの開放防止の技術基準	○	○
		細目告示 別添36	とびらの開放防止の技術基準	○	○
		UN R11	ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則	○	○
第29条 窓ガラス	6-54、7-54 窓ガラス	細目告示 別添37	窓ガラスの技術基準	○	○
		UN R43	窓ガラスに係る協定規則	○	○
第32条 前照灯等	6-65、7-65 走行用前照灯	細目告示 別添52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	△
		細目告示 別添53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	-
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則	○	-
		UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則	○	△
		UN R112	非対称配光型前照灯に係る協定規則	○	△
	6-66、7-66 すれ違い用前 照灯	細目告示 別添52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	△
		細目告示 別添53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	-
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則	○	-
		UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則	○	△
		UN R112	非対称配光型前照灯に係る協定規則	○	△

	6-67、7-67 配光可変型前照灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	△
		UN R123	配光可変型前照灯に係る協定規則	○	△
		UN R149	照射灯火の統一規定に係る協定規則	○	—
	6-68、7-68 前照灯照射方向調節装置	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
	6-69、7-69 前照灯洗浄器	細目告示別添 55	前照灯洗浄器の技術基準	○	△
細目告示別添 56		前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準	○	△	
第33条 前部雾灯	6-70、7-70 前部雾灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則	○	—
	6-71、7-71 前部雾灯照射方向調節装置	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
第33条の2 側方照射灯	6-72、7-72 側方照射灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
第33条の3 低速走行時側方照射灯	6-73、7-73 低速走行時側方照射灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
第34条 車幅灯	6-74、7-74 車幅灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則	○	—
第34条の2 前部上側端灯	6-75、7-75 前部上側端灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
第34条の3 昼間走行灯	6-76、7-76 昼間走行灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則	○	—
第35条 前部反射器	6-77、7-77 前部反射器	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
第35条の2 側方灯及び側方反射器	6-78、7-78 側方灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—

	6-79、7-79 側方反射器	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る 協定規則	○	—
第 36 条 番号灯	6-80、7-80 番号灯	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る 協定規則	○	—
第 37 条 尾灯	6-81、7-81 尾灯	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る 協定規則	○	—
第 37 条の 2 後部霧灯	6-82、7-82 後部霧灯	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る 協定規則	○	—
第 37 条の 3 駐車灯	6-83、7-83 駐車灯	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
第 37 条の 4 後部上側端 灯	6-84、7-84 後部上側端灯	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
第 38 条 後部反射器	6-85、7-85 後部反射器	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る 協定規則	○	—
第 38 条の 2 大型後部反 射器	6-86、7-86 大型後部反 射器	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
第 38 条の 3 再帰反射材	6-87、7-87 再帰反射材	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
第 39 条 制動灯	6-88、7-88 制動灯	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る 協定規則	○	—

第 39 条の 2 補助制動灯	6-89、7-89 補助制動灯	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る 協定規則	○	—
第 40 条 後退灯	6-90、7-90 後退灯	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る 協定規則	○	—
第 41 条 方向指示器	6-91、7-91 方向指示器	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る 協定規則	○	—
第 41 条の 2 補助方向指 示器	6-92、7-92 補助方向指 示器	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る 協定規則	○	—
第 41 条の 3 非常点滅表 示灯	6-93、7-93 非常点滅表 示灯	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る 協定規則	○	—
第 41 条の 4 緊急制動表 示灯	6-94、7-94 緊急制動表 示灯	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並 びに指示装置の取付装置の技術基準	○	—
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る 協定規則	○	—
第 41 条の 5 後面衝突警 告表示灯	6-95、7-95 後面衝突警 告表示灯	細目告示 別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の 取付装置の技術基準	○	—
第 43 条 警音器	6-97、7-97 警音器	細目告示 別添 74	警音器の警報音発生装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 75	警音器の技術基準	○	—
		UN R28	警音器に係る協定規則	○	—
第 43 条の 5 盗難発生警 報装置	6-101、7-101 盗難発生警 報装置	細目告示 別添 78	盗難発生警報装置の技術基準	○	○
		UN R163	盗難発生警報装置に係る協定規則	○	○
第 43 条の 6 車線逸脱警 報装置	6-102、7-102 車線逸脱警 報装置	UN R130	車線逸脱警報装置に係る協定規則	○	○
第 43 条の 7 車両接近警 報装置	6-103、7-103 車両接近警 報装置	UN R138	静音性車両に係る協定規則	○	△
第 43 条の 8	6-104、7-104	UN R144	事故自動緊急通報装置に係る協定規	○	○

事故自動緊急通報装置	事故自動緊急通報装置		則		
第43条の9 側方衝突警報装置	6-105、7-105 側方衝突警報装置	UN R151	側方衝突警報装置に係る協定規則	○	○
第44条 後写鏡等	6-106、7-106 後写鏡	細目告示別添79	衝撃緩和式後写鏡の技術基準	○	△
		細目告示別添80	車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準	○	○
		UN R46	間接視界に係る協定規則	○	○
第44条の2 後退時車両直後確認装置	6-108、7-108 後退時車両直後確認装置	UN R158	後退時車両直後確認装置に係る協定規則	○	○
第45条 窓ふき器等	6-109、7-109 窓ふき器等	細目告示別添84	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準	○	△
		細目告示別添86	デフロスタの技術基準	○	△
		細目告示別添85	バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準	○	△
第46条 速度計等	6-110、7-110 速度計等	細目告示別添88	速度計の技術基準	○	△
		UN R39	速度計に係る協定規則	○	△
第46条の2 事故情報計測・記録装置	6-110の2、7-110の2 事故情報計測・記録装置	UN R160	事故情報計測・記録装置に係る協定規則	○	△
第48条の2 運行記録計	6-114、7-114 運行記録計	細目告示別添89	運行記録計の技術基準	○	△
第48条の3 速度表示装置	6-115、7-115 速度表示装置	細目告示別添90	速度表示装置の技術基準	○	△

注1：「技術基準等」欄の協定規則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。

注2：○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、一印は該当しないことを示す。

(2) 技術基準等の審査を要する自動車（代表届出自動車）

(1) の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車複数台数あることから代表届出する自動車をいう。

(3) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車（個別届出自動車）

次の①若しくは②に掲げる自動車であって、使用の過程にある自動車及び法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は③に掲げる自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

① 自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める牽引自動車をいう。

保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）	
第4条の2 軸重等	7-5 軸重等	細目告示別添 114	牽引自動車の軸重に関する技術基準

- ② 次に掲げる変更により、当該自動車に適用される技術基準等（(1)の表に掲げるもの。）の適合性について書面により改めて審査する必要があると認める自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）
- ア 用途、乗車定員、車両総重量の変更（(ア) から (カ) の別）
- (ア) 乗車定員9人以下の乗用自動車
 - (イ) 乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0t以下の乗用自動車
 - (ウ) 乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0tを超える乗用自動車
 - (エ) 車両総重量が3.5t以下の貨物自動車
 - (オ) 車両総重量が3.5tを超え12.0t以下の貨物自動車
 - (カ) 車両総重量が12.0tを超える貨物自動車
- イ 乗車定員の変更（11人以上、10人の別）
- ウ 自動車の種別の変更（普通、小型、軽の別）
- ③ 小型特殊自動車の構造・装置を変更し、法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査を受けようとする自動車。（(1)又は(2)に掲げるものを除く。）
- (4) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車（代表届出自動車）
- (3)の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車が複数台数あることから代表届出する自動車をいう。

(5) 特定の被牽引自動車

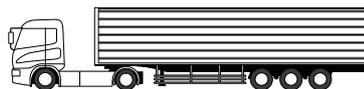
次の①又は②に掲げる被牽引自動車（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないものを除く。）をいう。

ただし、本則4-14(2)に基づき別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車又は幅に係る基準緩和の認定を受けた自動車を除く。

- ① 物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、自動車の長さが12m超13m以下のもの

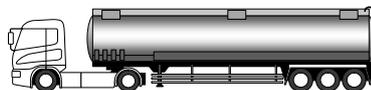
ア バン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。）

※車体の形状：バンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等



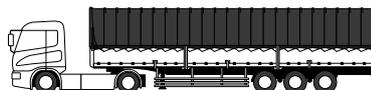
イ タンク又はこれに類するもの

※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等



ウ 両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方の全てが覆われるもの（可動式のものを除く。）

※車体の形状：セミトレーラ等



エ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

※車体の形状：コンテナセミトレーラ等



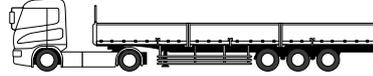
オ 専ら車両を運搬する構造のもの

※車体の形状：セミトレーラ等



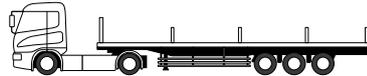
カ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等



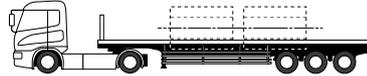
キ 荷台に固定式のスタンション（荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）にあつては、脱着式のものであつてもよい。）及び固縛金具を備えるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等



ク 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27° 以上であるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等



② 物品を積載する装置が①のアからクまでのいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであつて、次のいずれかに該当するもの

- ア 最遠軸距が 5m 未満であつて、車両総重量が 20t 超 36t 以下のもの
- イ 最遠軸距が 5m 以上 7m 未満であつて、車両総重量が 22t 超 36t 以下のもの
- ウ 最遠軸距が 7m 以上 8m 未満であつて、車両総重量が 24t 超 36t 以下のもの
- エ 最遠軸距が 8m 以上 9.5m 未満であつて、車両総重量が 26t 超 36t 以下のもの
- オ 最遠軸距が 9.5m 以上であつて、車両総重量が 28t 超 36t 以下のもの

5. 様式等の適用

適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。

	附則 1	附則 2	附則 3	附則 4
第 1 号様式（その 1 及びその 2） 新規検査等届出書	○	○	○	○
第 2 号様式 連結車両総重量及び牽引重量計算書	○	○	○	—
第 3 号様式 連結検討書	○	○	○	○
第 4 号様式 技術基準等適合証明書	○	○	○	○
第 5 号様式 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書	○	○	—	—
第 6-1 号様式 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※1	※1	※1	※1
第 6-2 号様式 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	※1	※1	※1	※1
第 6-3 号様式 後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書	○	○	○	—
第 7 号様式 新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書	—	○	○	○

第 6-3 号様式（別添 2 の 5. 関係）

年 月 日

後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書

次の自動車に備える後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）は、UN R158 の技術基準等に適合しております。

車名： _____ 型式： _____ 車台番号： _____

■カメラ 型式等： _____

自動車製作者等が指定した取付範囲等		確認	備考
車両最大幅 (mm)			
上下取付角度 (°)			
車両中心からの距離 (mm)			
車両後端からの距離 (mm)			
取付高さ (mm)			

※自動車製作者等が指定した取付範囲等を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

■画像表示装置 型式等： _____

自動車製作者等が指定した取付範囲		確認	備考
アイポイントから画像表示装置の中心までの距離 (mm)			

※自動車製作者等が指定した取付範囲を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

■画像表示装置に表示された画像を撮影した写真又はカメラ周辺構造図

※UN R158 の 15.2.1. (a) 及び (b) の要件に適合することが確認できるものであること。ただし、カメラが車両後端に取付けられている場合又は画像表示装置に遮蔽物の映り込みがないことが確認できる場合にあっては省略することができる。なお、省略した場合にあってはその旨記載すること。

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地 : _____
 確認者の氏名 : _____

2. 審査事務規定の第46次改正概要

令和4年10月28日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第46次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする、乗車定員10人以上の乗用自動車及び車両総重量3.5tを超える貨物自動車には、協定規則で定めるラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象となる自動車及び審査方法を規定します。[6-25、7-25、8-25]
 - 乗車定員10人未満の乗用車の前面ガラス等に投影される、運転者の認知を支援するための視界アシスタント（FVA：Field of Vision Assistant）情報について、審査方法を規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する車両総重量3.5t以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量3.5t以下の自動車は、粒子数（PN：Particle Number）の規制値に適合する必要があることを規定します。[7-58]
 - 乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車に搭載される事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、作動状態を記録する装置の審査方法を規定します。[6-110の2]
- ② 貨物自動車の用途の判定について、「自動車の用途等の区分について（昭和35年9月6日付け自車第452号）」に係る審査方法を明確化します。[4-17]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和4年6月22日国土交通省令第52号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年

6月22日国土交通省告示第713号、令和4年10月7日国土交通省告示第1040号)

- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和4年8月31日国土交通省告示第938号）

3. 施行日

令和4年10月28日

- (3) 指定自動車等を架装した乗車定員 10 人以下の特種用途自動車であって、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する乗車定員が 10 人以上であり、かつ、(1) により「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものについては、受検車両の受検時における乗車定員にかかわらず、「専ら乗用の用に供する自動車であって諸元表に記載された類別区分番号に対応する乗車定員のもの」として規定の適用を判断することができる。

4-16-2 車体の形状の判定

用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。

- (1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であって、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用途区分通達 4-1 (3) ①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.7.を準用するものとする。
- (2) 用途区分細部取扱い通達に規定する車いす移動車は、車いす利用者の安全な乗車を確保できるものとして乗降口及び車いす固定装置に至るまでの通路は、有効幅 440mm 以上、有効高さ 1130mm 以上、車いすを固定する場所は、有効長さ 700mm 以上、有効幅 440mm 以上、有効高さ 1130mm 以上であること。

ただし、新規検査又は構造等変更検査において、当該自動車の車いす利用者の安全な乗車を確保することが確認できる写真の提出又は当該自動車による車いす利用者の乗車が確認できる場合にあっては、この限りでない。

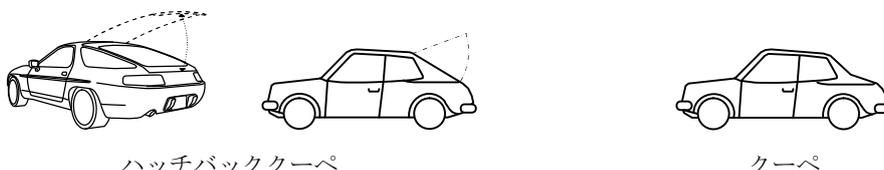
4-17 貨物自動車の審査

4-17-1 用途の判定

用途区分通達によるほか、次により取扱うものとする。

- (1) ハッチバッククーペ（同様の構造をもつ自動車を含む。）は、用途区分通達における物品積載設備の上方が開放される構造の自動車とは判断しない。

（参考図）



- (2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。

ただし、車体の形状がステーションワゴンのも（ステーションワゴン以外の自動車であるが別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.7.を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近までであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席等の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。

なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。

- ① 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車
 - ② 運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車
 - ③ 運転者席より後方に備えられた乗車を補助する装置が昇降することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車
- (3) 用途区分通達 3-1-1 (1) の「自動車の乗車設備を最大に利用した場合」については、次に掲げる要件を適用し審査するものとする。

ただし、貨物自動車として認証を受けた指定自動車等であって、物品積載設備等の基本構造に変更がないものにあつては、諸元表に記載された荷台の内側寸法を参考として審査することができる。

- ① 運転者席及びこれと並列の座席にあっては、次に掲げる状態とする。

ア 前後又は上下に調節できるものにあつては、最も前方の位置に調節した状態

- イ 背あて部分の角度を調節できるものにあつては、最も前方に傾けた位置に調節した状態
 - ウ 高さを調節できる頭部後傾抑止装置が装着されているものにあつては、最も下方の位置に調節した状態
- ② 運転者席及びこれと並列の座席の後方にある座席にあつては、次に掲げる状態とする。
- ただし、隔壁又は保護仕切によりその作動が遮られるものにあつては、次に掲げる状態に最も近い状態とする。
- ア 前後又は上下に調節できるものにあつては、最も後方の位置に調節した状態
 - イ 背あて部分の角度を調節できるものにあつては、最も後方に傾けた位置に調節した状態
- ③ 「乗車設備の床面積」の測定位置は、次に掲げる位置とする。(運転者席及びこれと並列の座席の後方に設けられた座席の前方又は側方に物品が積載される構造の自動車を除く。)
- ア 乗車設備の床面積の前方の測定位置は、次のいずれかの位置
 - (ア) 運転者席及びこれと並列の座席の直後に隔壁又は保護用の仕切を有する場合にあつては、隔壁又は保護用の仕切の最後端の位置
 - (イ) (ア) 以外の場合にあつては、運転者席及びこれと並列の座席の背あて部分(装備義務がある頭部後傾抑止装置を含む。)及び当該座席の座面部分のうち最後端の位置
 - イ 乗車設備の床面積の後方の測定位置は、最後部座席の背あて部分(取外すことができる頭部後傾抑止装置は含まない。)及び当該座席の座面部分のうち最後端の位置
- (4) 車体側に保護仕切又は保護用の仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのものにあつては、保護仕切及び保護用の仕切には該当しないものとする。
- (5) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車については、(1)、(3)、(4)及び用途区分通達により審査するものとする。

4-17-2 制動装置の規定の適用

乗用自動車(車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。)として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車(乗車定員10人未満(平成15年12月31日以前に製作された自動車にあつては、乗車定員11人未満)のものに限る。)の用途を貨物自動車(車両総重量3.5t以下のものに限る。)に変更する場合の制動装置の規定については、7-15の規定にかかわらず、7-16の規定を適用することができる。

ただし、次に掲げる自動車については、7-16-5の規定は適用できないものとする。

- ① 平成14年9月30日以前に製作された輸入自動車であつて、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するもの
- ② 平成12年6月30日以前に製作された自動車(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)であつて、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するもの

4-18 破壊試験

この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。

ただし、7-13-1-3(3)、7-23-1-2(3)、7-25-1-2(2)、7-26-1-2-2(1)①から⑥まで及び⑨、7-29-1(1)、7-30-1(1)、7-31-1(1)、7-32-1(1)、7-33-1(2)②及び7-34-1(1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあつては、この限りでない。

- (1) 次に掲げる装置以外の装置
 - ① 指定自動車等に備える装置
 - ② 法第75条の2の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部に備えられている装置
 - ③ 法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた装置
 - ④ 原動機用蓄電池
- (2) (1)①から③までに掲げる装置(原動機用蓄電池を除く。)であつて改造が行われたもの

3. 審査事務規定の第49次改正概要

令和5年3月30日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第49次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
- 乗車定員10人以上の乗用自動車及び貨物自動車に備えられた電動駐車制動装置に自動作動要件を追加します。[7-15、8-15]
 - 乗車定員10人以上の乗用自動車及び車両総重量3.5tを超える貨物自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置について、強化された対車両の制動要件に加え新たに対歩行者の制動要件等を規定します。[7-20、8-20]
【適用時期】 新型車：令和7年9月1日 継続生産車：令和10年9月1日
 - 乗車定員10人未満の乗用自動車及び車両総重量3.5t以下の貨物自動車の歩行者の頭部保護性能に関する試験エリアに前面ガラスも含むことを規定します。[7-33]
【適用時期】 新型車：令和6年7月7日 継続生産車：令和8年7月7日
 - ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車及び小型自動車又は軽油を燃料とする車両総重量3.5t超の自動車は、粒子数の規制値に適合する必要があることを規定します。[7-58]
【適用時期】
(ガソリン) 新型車：令和6年10月1日 継続生産車：令和8年10月1日
(軽油) 新型車：令和5年10月1日 継続生産車：令和8年10月1日
 - 二輪自動車への配光可変型前照灯の備付けを可能とします。[6-67、7-67、8-67]
 - 自動運行装置の要件について、高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能の作動可能な上限速度を引き上げる等とともに、運転者が不在となる場合を想定した規定の追加を行います。[7-113]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年1月4日国土交通省令第1号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号、令和3年9月30日国土交通省告示第1294号、令和4年

1月7日国土交通省告示第10号、令和4年6月22日国土交通省告示第713号、令和4年10月7日国土交通省告示第1040号、令和5年1月4日国土交通省告示第1号)

3. 施行日

令和5年3月31日

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-20 衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>7-20-1 装備要件</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t を超えるものの制動装置には、7-20-2-2 (1) に定める衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。</p> <p>この場合において、液体の圧力により作動する主制動装置を備える車両総重量 8t 以下の自動車にあつては、7-20-2-2 (2) に定める衝突被害軽減制動制御装置であってもよい。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。 (細目告示第 15 条第 7 項、細目告示第 93 条第 8 項、適用関係告示第 9 条第 44 項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高速道路等において運行しない自動車 ② 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ③ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 ④ 指定自動車等以外の貨物の運送の用に供する自動車であつて、車軸の数が 4 を超えるもの <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が 3.5 t 以下のものの制動装置には、7-20-2-2(2) に定める衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。 (細目告示第 15 条第 8 項、細目告示第 93 条第 9 項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ② 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 <p>7-20-2 性能要件</p> <p>7-20-2-1 視認等による審査</p> <p>衝突被害軽減制動制御装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 8 項、第 9 項関係)</p> <p>(1) 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</p> <p>この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</p> <p>7-20-2-2 書面等による審査</p> <p>衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 7 項、第 8 項、細目告示第 93 条第 8 項、第 9 項、適用関係告示第 9 条第 44 項関係)</p> <p>(1) 7-20-1 (1) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-02 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p>	<p>8-20 衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>8-20-1 装備要件</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が 3.5 t を超えるものの制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。 (細目告示第 171 条第 8 項関係、適用関係告示第 9 条第 44 項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高速道路等において運行しない自動車 ② 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ③ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 ④ 指定自動車等以外の貨物の運送の用に供する自動車であつて、車軸の数が 4 を超えるもの <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が 3.5 t 以下のものの制動装置には衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。 (細目告示第 171 条第 9 項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ② 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 <p>8-20-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>衝突被害軽減制動制御装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 8 項、第 9 項関係)</p> <p>(1) 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</p> <p>この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)													
<p>ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあつては、この限りでない。</p> <p>この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>(2) 7-20-1 (1) 後段及び7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-S2 の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>7-20-3 欠番</p>	<p>8-20-3 欠番</p> <p>8-20-4 適用関係の整理</p> <p>7-20-4 の規定を適用する。</p>													
<p>7-20-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-20-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第6項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第39項、第42項、第53項、第59項関係)</p> <p>① 次表に掲げる自動車のうち同表の区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <table border="1" data-bbox="204 1720 1423 1899"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</td> <td>車両総重量5t超</td> <td>H25. 1. 26</td> </tr> <tr> <td>車両総重量5t以下</td> <td>H26. 2. 12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物の運送の用に供する自動車</td> <td>車両総重量8t超</td> <td>H24. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量3.5t超8t以下</td> <td>H26. 2. 12</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 同表の区分に応じた「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>イ 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>(ア) 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた多仕様自動車</p>	区分		製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量5t超	H25. 1. 26	車両総重量5t以下	H26. 2. 12	貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量8t超	H24. 3. 31	車両総重量3.5t超8t以下	H26. 2. 12	
区分		製作年月日												
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量5t超	H25. 1. 26												
	車両総重量5t以下	H26. 2. 12												
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量8t超	H24. 3. 31												
	車両総重量3.5t超8t以下	H26. 2. 12												

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-67 配光可変型前照灯</p> <p>7-67-1 装備要件 自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。（保安基準第32条第7項関係）</p> <p>7-67-2 性能要件</p> <p>7-67-2-1 テスタ等による審査 9-10の規定による。（保安基準第32条第8項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係）</p> <p>7-67-2-2 視認等による審査 (1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第8項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 配光可変型前照灯の灯光の色は、白色であること。（細目告示第120条第9項第3号） ② 配光可変型前照灯は、灯器が破損し、又はレンズ面が著しく汚損していないこと。（細目告示第120条第9項第4号） ③ 配光可変型前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。（細目告示第120条第9項第5号） <p>(2) 次に掲げる配光可変型前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第120条第10項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき配光可変型前照灯の装置の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯 <p>7-67-2-3 書面等による審査 (1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第8項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係）</p> <p>(2) 配光可変型前照灯は、UN R149-01の4.及び5.3.（4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.（b）、4.5.2.5.及び4.12.を除く。）又はUN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9と読み替えることができる。以下（2）において同じ。）の5.（5.3.3.、5.3.4.及び5.8.を除く。）、6.及び7.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の</p>	<p>8-67 配光可変型前照灯</p> <p>8-67-1 装備要件 自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。（保安基準第32条第7項関係）</p> <p>8-67-2 性能要件</p> <p>8-67-2-1 テスタ等による審査 9-10の規定による。（保安基準第32条第8項関係、細目告示第198条第9項関係）</p> <p>8-67-2-2 視認等による審査 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第8項、細目告示第198条第9項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 配光可変型前照灯の灯光の色は、白色であること。（細目告示第198条第9項第3号） ② 配光可変型前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損していないこと。（細目告示第198条第9項第4号） ③ 配光可変型前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。（細目告示第198条第9項第5号）

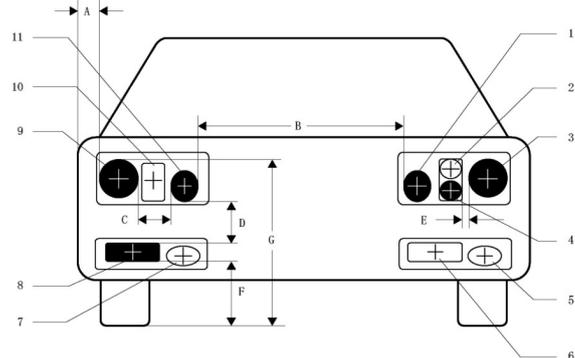
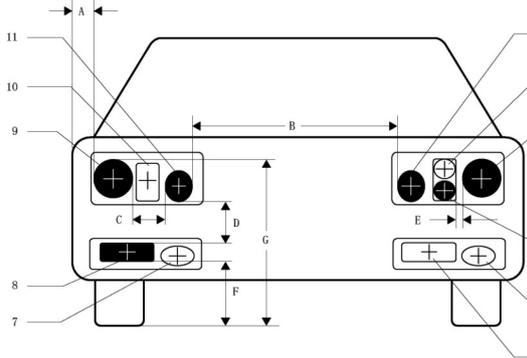
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-01 の 5.3.にかかわらず 6.及び UN R123-02 の 6.にかかわらず 9.2.に適合すればよいものとする。</p> <p>ただし、平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、UN R123-02 の 5.3.1.は適用しない。(細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係、適用関係告示第 29 条第 7 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係)</p> <p>(3) 次に掲げる配光可変型前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。 (細目告示第 120 条第 10 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき配光可変型前照灯の装置の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</p> <p>7-67-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあつては、UN R53-03-S3 の 5.(5.17.を除く)及び 6.並びに次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)</p> <p>① 配光可変型前照灯であつて走行用ビームを発するものは、走行用ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。</p> <p>② 配光可変型前照灯であつて走行用ビームを発するものは、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>③ 走行用ビームを発する灯火ユニットは、走行用ビームの点灯操作を行ったときに、自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり 1 個以上の灯火ユニットが同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯するものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車に備えるものにあつてはすれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯する構造であればよい。</p> <p>④ 走行用ビームを発する格納式灯火ユニット(二輪自動車に備えるものを除く。)が 4 個備えられた自動車</p>	<p>8-67-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 198 条第 10 項関係)</p> <p>① 配光可変型前照灯であつて走行用ビームを発するものは、走行用ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。</p> <p>② 配光可変型前照灯であつて走行用ビームを発するものは、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>③ 走行用ビームを発する灯火ユニットは、走行用ビームの点灯操作を行ったときに、自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり 1 個以上の灯火ユニットが同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯するものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車に備えるものにあつてはすれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯する構造であればよい。</p> <p>④ 走行用ビームを発する格納式灯火ユニット(二輪自動車に備えるものを除く。)が 4 個備えられた自動車</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>にあつては、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅させること又はすれ違い用ビームを発する灯火ユニットと交互に点灯させることを目的として備えられた補助灯火ユニットは、格納式灯火ユニットが上昇した場合には点灯しないものであること。</p> <p>⑤ すれ違い用ビームを発する灯火ユニットに放電灯を用いる場合において、当該灯火ユニットは、走行用ビームが点灯している間、消灯しないものであること。</p> <p>⑥ 自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで左右対称に配置された2つのすれ違い用ビームを発する灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）は、すれ違い状態の配光形態において、少なくとも1組がその見かけの表面の上縁の位置が地上から1,200mm以下であり、かつ、下縁の位置が地上から500mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ 配光可変型前照灯（二輪自動車に備えるものを除く。）に補助灯火ユニットを備える場合には、補助灯火ユニットは、その位置に最も近い位置にある灯火ユニットから水平方向に140mm以下（図中のEによる。）及び鉛直方向に400mm以下（図中のDによる。）の位置に配置されていること。</p> <p>この場合において、2つの補助灯火ユニットを自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで対称に配置したときは、当該灯火ユニットから水平方向に200mm以下（図中のCによる。）の位置にあればよいものとする。</p> <p>⑧ ⑦に規定する補助灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）は、いずれも、地上から250mm以上（図中のFによる。）、1,200mm以下（図中のGによる。）の位置に配置されていること。</p> <p>⑨ すれ違い状態の配光形態において、すれ違い用ビームを発する灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）の見かけの表面の外縁は、車両の最外側から車両中心線側に400mm以下（図中のAによる。）の位置にあること。</p> <p>⑩ 灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）の基準軸の方向の見かけの表面の内端の距離は、600mm以上（図中のBによる。）であること。</p> <p>また、全幅が1.3m未満である場合にあつては、400mm以上であること。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員が10人未満であるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t未満であるもの並びにこれらの形状に類するものにあつてはこの限りではない。</p> <p>⑪ 配光可変型前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合には、点灯できないものであること。</p> <p>ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動によりすれ違い用ビームを発する灯火ユニットを短い間隔で断続的に点滅させるとき又は交互に点灯させるときにあつては、この限りでない。</p>	<p>にあつては、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅させること又はすれ違い用ビームを発する灯火ユニットと交互に点灯させることを目的として備えられた補助灯火ユニットは、格納式灯火ユニットが上昇した場合には点灯しないものであること。</p> <p>⑤ すれ違い用ビームを発する灯火ユニットに放電灯を用いる場合において、当該灯火ユニットは、走行用ビームが点灯している間、消灯しないものであること。</p> <p>⑥ 自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで左右対称に配置された2つのすれ違い用ビームを発する灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）は、すれ違い状態の配光形態において、少なくとも1組がその見かけの表面の下縁の位置が地上から500mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ 補助灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）は、いずれも、地上から250mm以上（図中のFによる。）の位置に配置されていること。</p> <p>⑧ 配光可変型前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合には、点灯できないものであること。</p> <p>ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動によりすれ違い用ビームを発する灯火ユニットを短い間隔で断続的に点滅させるとき又は交互に点灯させるときにあつては、この限りでない。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>⑫ 配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。 ただし、⑪ただし書に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>⑬ 配光可変型前照灯の直射光又は反射光は、当該配光可変型前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑭ 配光可変型前照灯は、その取付部に緩み、がた等があることにより、その照射光線の方向が振動、衝撃等のために容易に変化するおそれのないものであること。</p> <p>⑮ 配光可変型前照灯は、7-67-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>⑯ 配光可変型前照灯は、走行用ビームの点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えたものであること。</p> <p>⑰ 配光可変型前照灯の配光制御信号の異常な作動を検知したときに、その旨を運転者席の運転者に警報する非点滅式の視覚的な警報装置を備えたものであること。</p> <p>⑱ 配光可変型前照灯は、その作動状態及び不動作状態に係る制御を自動で行う場合には、次に掲げる要件に適合しなければならない。 ア 周囲の光の状態及び対向車又は先行車から発せられる灯光又は反射光に反応すること。 この場合において、対向車とは対向する自動車、原動機付自転車及び自転車を、先行車とは先行する自動車及び原動機付自転車とする。 イ 当該制御を手動により行うことができ、かつ、手動により解除できること。 ウ 当該制御を自動で行う状態であることを運転者席の運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>⑲ 配光可変型前照灯（二輪自動車に備えるものを除く。）は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が 15km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。 この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>⑳ 配光可変型前照灯の灯火ユニット（二輪自動車に備えるものに限る。）は、その照明部の上縁の高さが地上 1.3m 以下、下縁の高さが地上 0.5m 以上であり、かつ、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。 ただし、すれ違い用前照灯の側方に配光可変型前照灯の灯火ユニットを備えるものにあつては、その照明部の上縁の高さが地上 1.3m 以下、下縁の高さが地上 0.5m 以上であり、かつ、配光可変型前照灯の灯火ユニット及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。</p> <p>(図) 配光可変型前照灯の取付要件（二輪自動車を除く。）</p>	<p>⑨ 配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。 ただし、⑧ただし書に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>⑩ 配光可変型前照灯の直射光又は反射光は、当該配光可変型前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑪ 配光可変型前照灯は、その取付部に緩み、がた等があることにより、その照射光線の方向が振動、衝撃等のために容易に変化するおそれのないものであること。</p> <p>⑫ 配光可変型前照灯は、8-67-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>⑬ 配光可変型前照灯は、走行用ビームの点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えたものであること。</p> <p>⑭ 配光可変型前照灯の配光制御信号の異常な作動を検知したときに、その旨を運転者席の運転者に警報する非点滅式の視覚的な警報装置を備えたものであること。</p> <p>(図) 配光可変型前照灯の取付要件</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



(配光可変型前照灯の灯火ユニットの見かけの表面、1から11の例)

ア 特定の配光形態において同時に照射される灯火ユニット (■)

ここで

- No. 3 及び 9 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)
- No. 1 及び 11 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)
- No. 4 及び 8 : (2 個の補助灯火ユニット)

イ 特定の配光形態において照射されない灯火ユニット (□)

ここで

- No. 2 及び 10 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)
- No. 5 : (補助灯火ユニット)
- No. 6 及び 7 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)

(2) 次に掲げる配光可変型前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 12 項関係)

- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯

7-67-4 適用関係の整理

- (1) 次に掲げる自動車については、7-67-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 15 項関係)
 - ① 平成 22 年 8 月 18 日以前に製作された自動車
 - ② 平成 22 年 8 月 18 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 22 年 8 月 19 日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの
 - ③ 平成 22 年 8 月 18 日以前に法第 75 条の 3 の規定によりその型式について指定を受けた前照灯及び前部霧灯であって、平成 22 年 8 月 19 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- (2) 次に掲げる自動車については、7-67-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 17 項関係)

(配光可変型前照灯の灯火ユニットの見かけの表面、1から11の例)

ア 特定の配光形態において同時に照射される灯火ユニット (■)

ここで

- No. 3 及び 9 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)
- No. 1 及び 11 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)
- No. 4 及び 8 : (2 個の補助灯火ユニット)

イ 特定の配光形態において照射されない灯火ユニット (□)

ここで

- No. 2 及び 10 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)
- No. 5 : (補助灯火ユニット)
- No. 6 及び 7 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)

(2) 配光可変型前照灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 198 条第 11 項関係)

8-67-4 適用関係の整理

なし。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-113 自動運行装置</p> <p>7-113-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には自動運行装置を備えることができる。（保安基準第48条第1項関係）</p> <p>7-113-2 性能要件</p> <p>7-113-2-1 テスタ等による審査 なし。</p> <p>7-113-2-2 視認等による審査 なし。</p> <p>7-113-2-3 書面等による審査 (1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (保安基準第48条第2項、細目告示第72条の2、第150条の2関係)</p> <p>① 自動運行装置の作動中、他の交通の安全を妨げるおそれがないものであり、かつ、乗車人員の安全を確保できるものであること。 この場合において、交通上のリスク最小化制御の作動中であっては、この規定は適用しない。</p> <p>② 運転者又は自動運行装置の作動状態を監視する者（以下7-113-2-3において「運転者等」という。）の意図した操作によってのみ自動運行装置が作動を開始するものであり、かつ、運転者等の意図した操作によって当該装置の作動を停止することができるものであること。</p> <p>③ 自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、当該条件を満たさなくなる前に、車両を停止させることができるものであること。</p> <p>④ 自動運行装置の作動中であつても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者（以下7-113-2-3において「運転者」という。）を要する自動運行装置を備える自動車にあつては、③の規定にかかわらず、自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであればよい。 この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑦の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、警報を発した後に走行環境条件を満たさなくなったときは、自動運行装置は、作動していないものとみなす。</p> <p>⑤ 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合にあつては、車両を停止させることができるものであること。</p> <p>⑥ ④に掲げる自動車にあつては、⑤の規定にかかわらず、自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、④の警報を発するものであればよい。 この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑦の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、自動運行装置は、作動していないものとみなす。</p> <p>⑦ ④に掲げる自動車にあつては、走行環境条件を満た</p>	<p>8-113 自動運行装置</p> <p>8-113-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には自動運行装置を備えることができる。（保安基準第48条第1項関係）</p> <p>8-113-2 性能要件</p> <p>8-113-2-1 テスタ等による審査 なし。</p> <p>8-113-2-2 視認等による審査 (1) 自動運行装置の作動中、確実に機能するものであること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>さなくなった場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、運転者が④又は⑥の警報に従って運転操作を行わないときは、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであること。</p> <p>⑧ ③又は⑤の場合において、急激な天候の悪化、自動運行装置の急激かつ重大な損傷その他の予測することができないやむを得ない事由により、それぞれの規定に基づいて車両を停止させることができない場合には、それぞれの規定にかかわらず、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであること。</p> <p>⑨ ④の場合において、急激な天候の悪化その他の予測することができないやむを得ない事由により、事前に十分な時間的余裕をもって警報を発することが困難なときは、④及び⑦の規定にかかわらず、当該事由の発生後直ちに、④の警報を発するとともに、走行環境条件を満たさなくなった場合には直ちに、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであればよい。</p> <p>この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は当該制御が作動した場合のみ終了することができる。</p> <p>⑩ 自動運行装置若しくはリスク最小化制御の作動中又は④若しくは⑥の警報が発せられている間、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。</p> <p>⑪ 走行環境条件を満たさなくなった後、再び当該条件を満たした場合は、運転者等の意図した操作によりあらかじめ承諾を得ている場合に限り、②、⑦、⑧及び⑨の規定にかかわらず、自動運行装置は自動的に作動を再開することができる。</p> <p>⑫ 次に掲げる場合において、自動運行装置が作動を開始しないものであること。</p> <p>ア 走行環境条件を満たしていない場合</p> <p>イ 自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合</p> <p>⑬ 自動運行装置の作動状態（自動運行装置が作動可能な状態にあるかどうかを含む。）を運転者等に表示するものであること。</p> <p>また、当該表示は運転者等が容易に確認でき、かつ、当該状態を容易に判別できるものであること。</p> <p>この場合において、③及び④の自動運行装置の両方を備える自動車にあっては、当該表示が③又は④のいずれの作動中であるかを容易に確認及び判別できるものであること。</p> <p>また、運転者等が車内に存在しない場合にあっては、運転者等に作動状態を表示するために必要な信号を発するものであればよい。</p> <p>⑭ ④に掲げる自動車にあっては、自動運行装置の作動中、運転者が④の警報に従って運転操作を行うことができる状態にあるかどうかを常に監視し、運転者が当該状態にない場合には、その旨を運転者に警報するものであること。</p> <p>また、運転者が当該警報に従って当該状態にならな</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>い場合には、リスク最小化制御が作動するものであること。</p> <p>⑮ 自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。</p> <p>ただし、運転者等が車内に存在しない場合にあつては、運転者等に視覚的に警報するために必要な信号を発するものであればよい。</p> <p>⑯ 自動運行装置の機能について冗長性をもって設計されていること。</p> <p>⑰ ④に掲げる自動車のうち、高速道路等を運行するものにあつては、UN R157-01 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。</p> <p>この場合において、UN R157-01 の 5.、6. 及び 7. に適合する自動車であつて、⑨の適用を受けるものは、⑨の規定にかかわらず、④の警報を発した 10 秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑨の基準に適合するものとする。</p> <p>⑱ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア ⑰の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあつては、UN R157-01 の 8. (8.4.1.を除く。) 及び別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3.3. に適合するものであること。</p> <p>ただし、別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1. 中「3.1.」及び3.3.1.2. 中「3.1.1.1. から 3.1.1.17. まで」とあるのは、「UN R157-01 の 8.3.」と読み替えるものとする。</p> <p>イ アに掲げる自動車以外の自動運行装置を備える自動車にあつては、別添 123「作動状態記録装置の技術基準」に適合するものであること。</p> <p>(2) 次に掲げる自動運行装置及び4-21-3の規定により走行環境条件付与書の提示があつた自動車に備える自動運行装置であつてその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、「その機能を損なうおそれのある損傷等」については、特に指示をする場合を除き、衝突被害軽減制動制御装置にも使用される前方検知のためのミリ波レーダー等の装着部分について、大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷の有無を確認すること。</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた自動運行装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている自動運行装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている自動運行装置又はこれに準ずる性能を有する自動運行装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき自動運行装置の指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた自動運行装置又はこれに準ずる性能を有する自動運行装置</p> <p>7-113-3 欠番</p>	<p>(2) 自動運行装置の機能を損なうおそれのある損傷のあるものは、(1) の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、「自動運行装置の機能を損なうおそれのある損傷」については、特に指示をする場合を除き、衝突被害軽減制動制御装置にも使用される前方検知のためのミリ波レーダー等の装着部分について、大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷の有無を確認すること。</p> <p>8-113-2-3 書面等による審査 なし。</p> <p>8-113-3 欠番</p> <p>8-113-4 適用関係の整理 7-113-4 の規定を適用する。</p>

OBD検査の概要

独立行政法人 自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1. OBD検査とは

Point

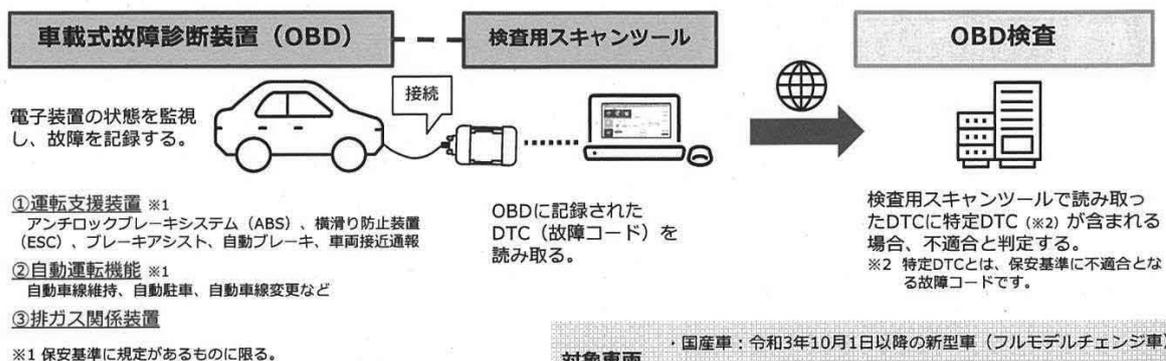
自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法

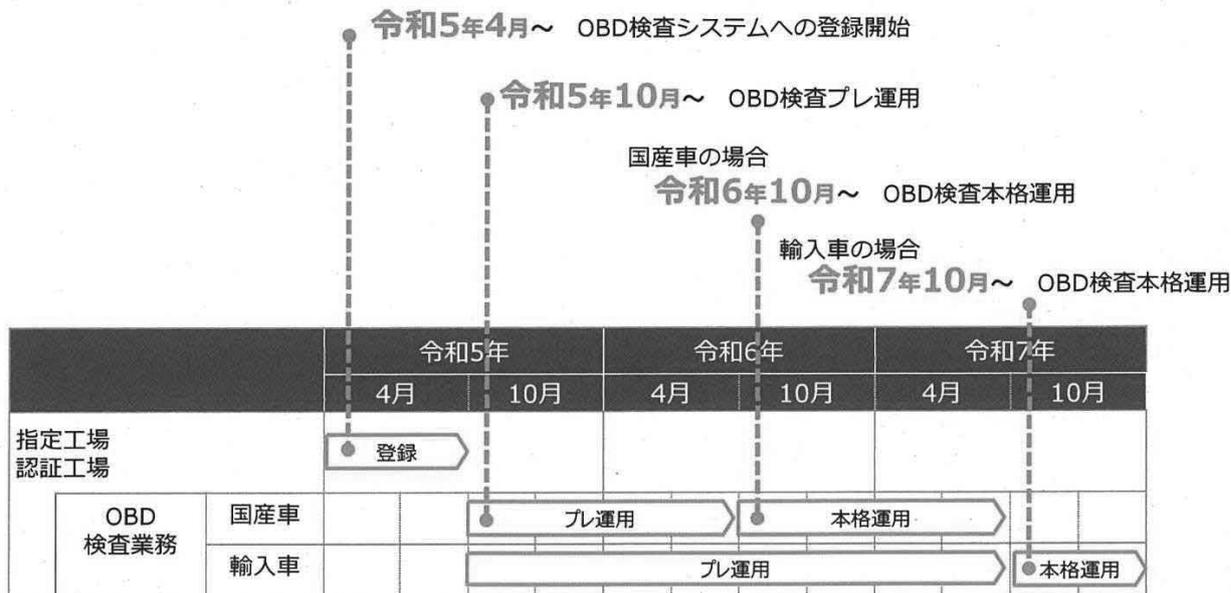


Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3

2. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。



※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。
本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

3. OBD検査導入背景の紹介

Point

電子制御装置の誤動作による事故を防ぐための機能確認としてOBD検査を導入

近年、運転支援等の技術の進化・普及が急速に進展する中、自動ブレーキや自動車間距離制御（ACC）装置が搭載された自動車が増えています。それに伴い、それらの電子装置の不具合による事故も発生しています。これら運転支援等を制御する電子装置に誤作動が発生した場合、重大事故等につながるおそれがあることから、電子装置に関する機能検査の必要性が高まっていますが、現在の自動車の検査では電子装置の機能確認には対応していません。

最近の自動車には、電子制御装置の状態を監視して、故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）が搭載されています。OBDにスキャンツールを接続することで、OBDに記録されたDTC（故障コード）を確認することができます。

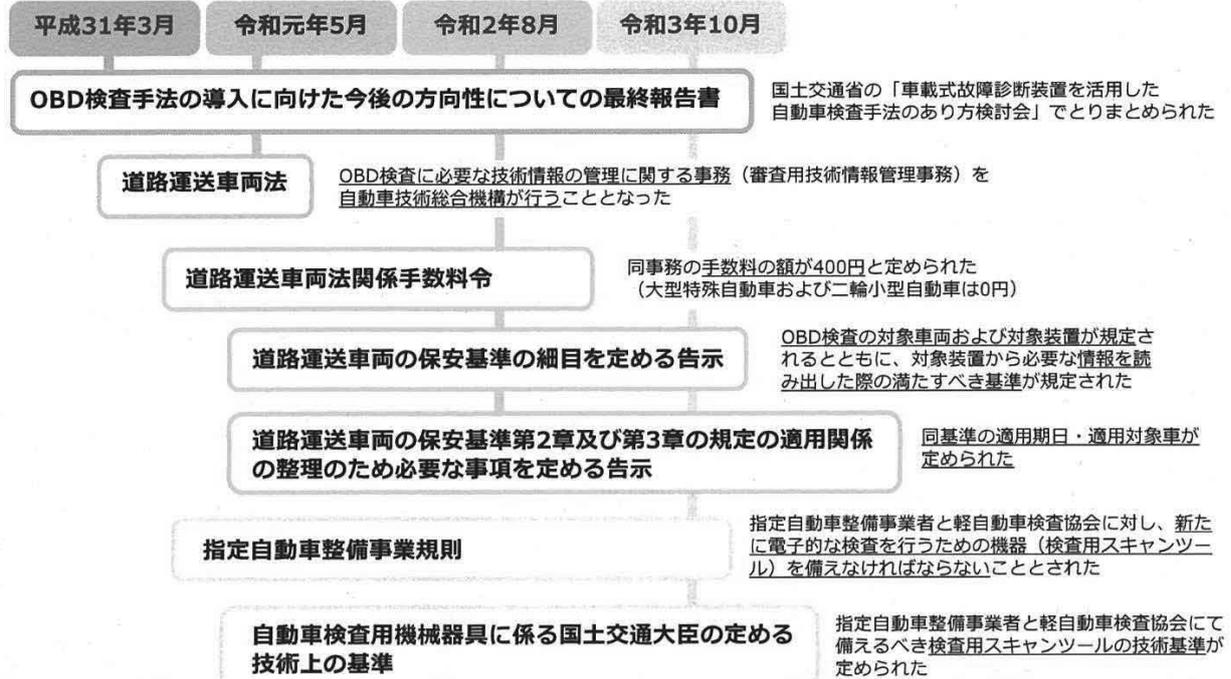
この技術を活用し、DTC（故障コード）確認による合否判定を行うOBD検査を自動車の検査に導入し、運転支援等の技術に用いられる電子装置に対する機能確認を行うことになりました。OBD検査の適用開始は令和6年10月以降です。



4. 関係法令の紹介

Point OBD検査の導入にあたり関係法令が改正

OBD検査の導入に向けて、以下のように法令が改正されました。



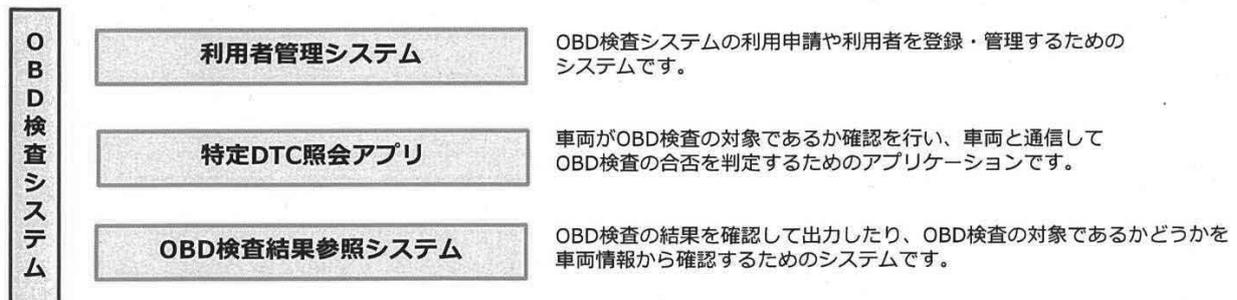
5. OBD検査システムの紹介

Point OBD検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

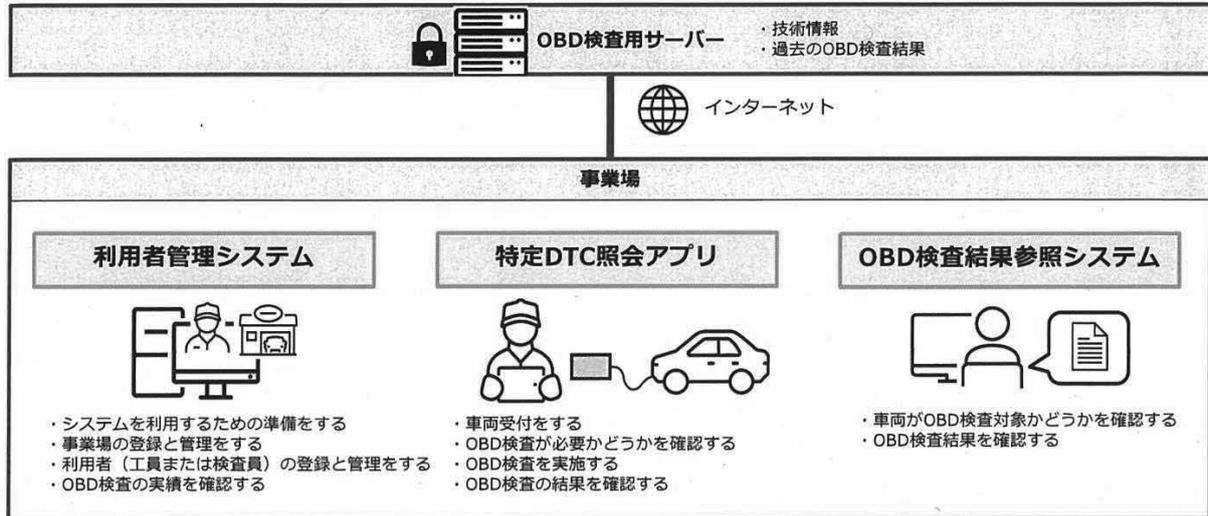
OBD検査に関連する業務として、以下があります。

- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。



自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。



6. マニュアルの紹介

Point

OBD検査ポータルよりOBD検査業務実施時に参照するマニュアルをダウンロードできる

OBD検査で利用するアプリおよび各システムの操作を説明した、以下のマニュアルを用意しています。操作に困ったときなどにマニュアルを参照してください。

利用者管理システム操作マニュアル

OBD検査業務開始前の事前準備の際の事業場や利用者（工員または検査員）、OBD検査業務開始後の事業場や利用者（工員または検査員）の管理について説明しています。

特定DTC照会アプリ操作マニュアル

車両のOBD検査の要否確認、OBD検査の実施手順、OBD検査結果の確認について説明しています。

OBD検査結果参照システム操作マニュアル

OBD検査の前後に検査結果を確認したり、問い合わせに応じてOBD検査の対象型式かどうかを確認する操作について説明しています。

マニュアルは、OBD検査ポータルよりダウンロードができます。または、各システムにログイン後、「FAQ（よくあるご質問）」より確認できます。

7. OBD検査の開始にあたり準備するもの

Point 事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

指定工場/認証工場	令和5年		令和6年		令和7年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
登録	●					
OBD検査業務	国産車		プレ運用	本格運用		
	輸入車		プレ運用		本格運用	

令和5年4月～

利用者管理システム/OBD検査結果参照システムに必要なもの

インターネット環境



PC

 ※1
Windows 10以上

令和5年10月～

特定DTC照会アプリに必要なもの

インターネット環境



検査用スキャンツール*



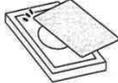
VCI

WindowsがインストールされたPCまたはタブレット

二次元コードリーダー



ICタグリーダー



車検証読み取り用
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※1: 1台の端末で特定DTC照会アプリ/利用者管理システム/OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

8. OBD検査対象の車両について

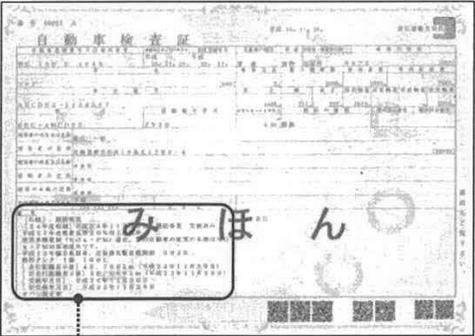
Point OBD検査対象車かどうかを車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

車検証



備考
OBD検査対象車

電子車検証



備考
OBD検査対象

9. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

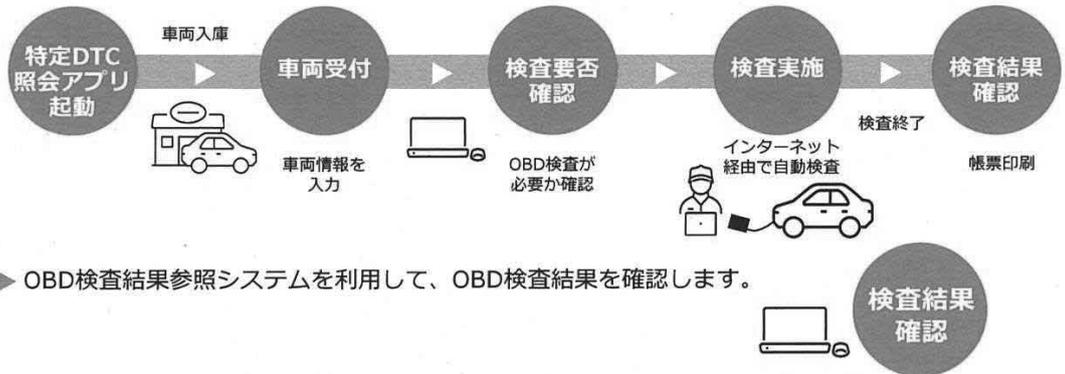
OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。



普段の業務 (OBD検査) の流れ

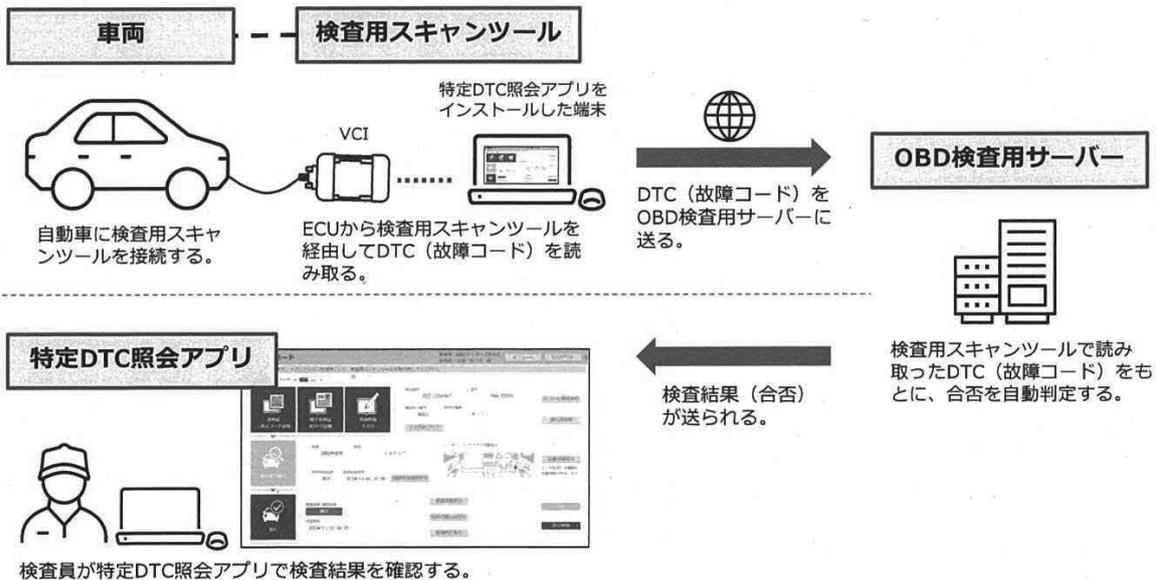
OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。



10. OBD検査の実施概要

Point DTC (故障コード) を読み取り、サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC (故障コード) を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが可否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。



11. ポータルの紹介

Point

OBD検査システムへのログインやOBD検査に関する情報の閲覧ができる

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



12. まとめ

本研修でご紹介した内容をまとめます。

- 運転支援技術等の普及に伴い、電子制御装置が適切に機能しているかを確認するためのOBD検査が必要となりました。
- OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。
 - ・ 令和5年4月～OBD検査システムへの事業場情報登録開始
 - ・ 令和5年10月～OBD検査プレ運用
 - ・ 令和6年10月～OBD検査本格運用
- OBD検査は、OBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、事業場からインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し利用することができます。
- OBD検査システムを利用して、OBD検査を行う事業場および利用者（工具または検査員等）を登録・管理します。また、特定DTC照会アプリを利用してOBD検査を実施します。
- 以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。
 - ・ 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
 - ・ 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

IV Q&A

1. 指定関係

(1) 設備・管理組織等

Q 1. 事業場管理責任者を工員の数に含めてもよいか。

A 1.

工員としての要件「常時、点検及び整備作業に直接従事している者」に該当すれば5名または、4名に含めても構いません。

Q 2. 指定工場の工員数で、フロント（整備士有資格者含む）を工員数に含めてもよいか。

A 2.

当該事業場の職務規程等において、フロントマンが受入点検、日常点検等を実施することが定められており、かつ、実際に同業務を行うことが明らかな場合には、工員と認めて差し支えないが、直接自動車の整備作業に従事しない専従フロントは工員とみなされません。

Q 3. 自動車検査員は何名でも選任できるか。

A 3.

何名でも選任することができます。
ただし、選任されている自動車検査員は検査員研修を受講しなければなりません。

Q 4. 同一敷地内に完成検査場を設置することができない場合は、他の場所に設置することはできるか。

A 4.

作業場は、原則として整備中の自動車が、道路上を移動することがないように配置されていることが求められています。
ただし、完成検査場及び車両置場については、やむをえない場合に限り「検査設備の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない」と規定されています。
なお、有効期間が満了している車両は、市町村の臨時運行許可番号標等の使用により移動することとなります。

Q 5. 保安基準適合証を自動車整備振興会から購入した際に持参する保安基準適合証の授受出納簿の取扱印（工場）は誰の印か。
また、使用が終わった際の印は誰が押印するのか。

A 5.

保安基準適合証の管理は、事業場管理責任者ですので必ず事業場管理責任者が購入後直ちに確認し、押印して保管しておいて下さい。
また、使用終了時においても交付枚数、書損枚数、残冊数等を確認した上で事業場管理責任者が押印して下さい。

Q 6. 自動車検査用機械器具の校正において、不合格となった場合はどのようにすればよいか。

A 6.

完成検査業務はできません。

また、運輸支局に速やかに電話等により連絡するとともに次の書類を提出して下さい。

- ① 自動車検査用機械器具校正不適合報告書
- ② 自動車検査用機械器具校正結果通知書（薄いピンク色の用紙）

※再校正の結果適合した場合

- ① 自動車検査用機械器具校正適合報告書
- ② 自動車検査用機械器具校正結果通知書（写し）

Q 7. 既存の指定工場で、対象とする自動車が普通（大）の工場の場合、工員を5人以上から4人にしたいが可能か。

A 7.

対象とする自動車について、「普（大）」から「普（中）」への変更手続が必要となる。

※ 変更に必要な書類

- ① 申請書（第1号様式（指定））
- ② 旧指定書（正本）紛失した場合は顛末書

なお、「普（中）」で「大型特殊」も指定整備の対象としている場合には、車両総重量8トン、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の大型特殊自動車の指定整備は実施できません。超えるものは、検査場に持ち込んで検査を受けることとなります。

Q 8. 既存の指定工場で、対象とする自動車が「大型特殊」及び「普（中）」の工場の場合、工員を5人から4人にしたいが可能か。

A 8.

可能である。

ただし、工員が4人の場合は、車両総重量8トン、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の大型特殊自動車の指定整備は実施できません。超えるものは、持ち込み検査を受けることとなります。

Q 9. 騒音計の検定日を、他の自動車検査用機械器具の校正時にできるか。

A 9.

騒音計の規定は、計量法により検定の期間は5年となっており、指定検査機関も異なりますのでできません。

なお、音量計は指定自動車整備事業規則第12条の規定にある自動車検査用機械器具のため1年毎に校正が必要となります。

(2) 完成検査関係

Q 1. 二輪自動車で前照灯を2個有する場合（両方とも走行用前照灯が点灯するものに限る）、指定整備記録簿にはどのように記載すればよいか。

A 1.

左右それぞれ（1灯ずつ）記載して下さい。

なお、測定光度について、左右それぞれ15,000cd以上必要です。

Q 2. 制動力の総和は保安基準では、前輪のみタイヤがロックすれば適合とあるが、サイド・ブレーキがロックして基準に満たない場合はどうすればよいか。

A 2.

サイド・ブレーキは検査時車両状態の20%（1.96N/kg）以上の制動力が必要であり、ロックでは合格となりません。

Q 3. LPG車の気密試験について、気密試験合格前に保安基準適合証は交付できるか。

A 3.

気密試験合格証により保安基準第17条の適合判定を行う場合は、気密試験合格後でなければ、保安基準適合証への証明はできません。

Q 4. 黒煙の測定は全車、検査機器を使用する必要があるか。

A 4.

規制値が25%以下（型式KE-、KF-、KG-等）については、目視による判断が難しいことから全車テスターを用いての測定をしてください。その記録用紙はいずれの場合も指定整備記録簿に貼付しておいて下さい。

また、規制値が50%及び40%以下の車両については、従来どおり目視による検査でも可能ですが目視により判断が出来ない場合は検査機器を用いての判定をして下さい。

なお、オパシ認定車については、すべてオパシメータを用いての測定をしてください。（Q9及び別紙フローチャート等を参照してください。）

Q 5. 特定期日を超えた特定地域のNOx・PM法不適合車について、継続検査と管轄変更入りを同時に行う場合、関係書類が完備していれば先に保安基準適合証を交付することはできるか。

A 5.

完成検査を実施する際に、管轄変更前であれば保安基準不適合の状態なので保安基準適合証の交付はできません。

先に管轄変更入りの手続きをするか、若しくは持ち込み検査を受検して下さい。

Q 6. 同一の自動車を複数の自動車検査員で完成検査を実施する場合の取扱いはどのようにしたらよいか。

A 6.

分担して行う作業を適正に実施し、かつ、実施後に個々の自動車検査員の担当した項目が明確にできるよう、予め社内規程（業務処理規程）等に点検・検査作業を行う際の作業区分を定めておくことが必要です。

指定整備記録簿への記載は、実施した自動車検査員の氏名、作業区分及び実施日を記載します。保安基準適合証への証明は、検査の実務に携わった全ての自動車検査員が証明します。

この場合において検査が複数日に渡る場合は、最終的に検査の実務を行った年月日を記載します。

また、証明欄に全ての自動車検査員が記名できない場合は、最終的に検査の実務を行った自動車検査員の署名及び押印に続き外何名と記載し、外の自動車検査員については余白部に署名及び押印をします。

Q 7. 登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）を紛失した場合は登録部門の不審案件の決裁文書により処理されるが、これをもって保安基準適合証扱いとできるか。

A 7.

登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）でないと保安基準適合証扱いはできません。不審案件処理のため、必ず現車の持ち込み検査が必要になります。

Q 8. 車軸昇降装置付きトレーラのブレーキの完成検査判定及び指定整備記録簿の記載方法はどうすれば良いか。

A 8.

自動車検査証の軸重欄に車軸上昇時の重量、備考欄に車軸下降時の重量が記載されています。車軸を上昇させた状態、強制的に下降させた状態、共にブレーキ判定を行い、指定整備記録簿には軸重、測定制動力及び判定結果をそれぞれ、車軸を下降させた状態を記入欄に、車軸を上昇させた状態を走行テスト欄等に記入する。

Q 9. オパシメータを備えていないが、オパシ認定車の完成検査の際、排出ガス検査判定を黒煙測定器で検査して良いか。

A 9.

オパシメータでなければ排出ガス検査判定ができません。よって、オパシメータを備えていなければ持ち込み検査となります。

Q 10. 電気自動車（排気管を有しない自動車）の完成検査において、定常走行騒音の取扱い、指定整備記録簿の記載方法はどのようにすればよいか。

A 10.

定常走行騒音については、審査事務規程にあるとおり、排気管を有しない自動車については当分の間、定常走行騒音の基準に適合するものとして取扱います。

この場合、指定整備記録簿の該当項目の欄には、聴感を○で囲み「適」と記載してください。

電気自動車（排気管を有しない自動車）
指定整備記録簿の記載例

定常走行騒音	
聴感	テスト
適	
デシベル	
排気騒音	
聴感	テスト
デシベル	

（参考）

排気騒音については、審査事務規程にあるとおり、排気管を有しない自動車は除かれていますので、指定整備記録簿の該当項目の欄には、斜線「/」を記載してください。

Q 1 1. 平成28年騒音規制車の完成検査において、定常走行騒音の取扱い、指定整備記録簿の記載方法はどのようにすればよいか。

A 1 1.

平成28年騒音規制車は、定常走行騒音規制が廃止されているため、指定整備記録簿の検査機器等による検査欄の定常走行騒音欄は斜線「/」を記載してください。

平成28年騒音規制車
指定整備記録簿の記載例

定常走行騒音	
聴感	テスト
デシベル	

（3）保安基準適合証等関係

Q 1. 登録番号標を紛失し、かつ、自動車検査証の有効期間が満了している車両に保安基準適合証を交付する場合はどのようにすればよいか。

A 1.

支局等まで臨時運行許可番号標等で現車を持ち込むなどにより、新たに登録番号標の交付を受け封印を済ませたあと、事業場で保安基準適合証に証明を行い交付して下さい。

Q 2. 保安基準適合証および保安基準適合標章を書損した場合はどのように処理すればよいか。

A 2.

記載面（標章は表裏とも）を朱抹し保安基準適合証綴りに保管し、保安基準適合証等交付台帳に書損理由を記載して下さい。

Q 3. O A 機器の導入に伴い、保安基準適合証を作成するため綴りより切り離してよいか。

A 3.

電算処理を行う場合は保安基準適合証を切り離しても構いません。

保安基準適合証綴りの使用が終了した時点で、確実に編綴し50枚あるか確認のうえ保存して下さい。

Q 4. 保安基準適合証の有効期間前に自賠責保険の期間が終了するとき「最終の検査申請日」の記載がない保安基準適合証は交付できるか。

A 4.

自賠責保険の期間と保安基準適合証の有効期間の最終日に更新されるべき自動車検査証有効期間の全部と重複しないときは、保安基準適合証の交付はできません。

ただし、保安基準適合証の有効期間内であって自賠責保険期間の終了日を最終の検査申請日として、明りょうに記載することを条件に特例措置として保安基準適合証の交付が可能となります。

Q 5. 「最終の検査申請日」を経過した場合、保安基準適合証の有効期間内（検査を行った日から15日間）であれば継続検査申請はできるか。

A 5.

継続検査申請はできます。

ただし、このとき保険期間を1ヶ月分追加契約した自賠責保険証明書の原本を検査申請窓口に提示しなければなりません。

この場合、保安基準適合証及び保安基準適合標章の訂正は不要です。

Q 6. 保安基準適合証交付後、事故等で廃車することとなり、有効期間の更新手続きを行わなかった場合、どのように処理すればよいか。

A 6.

保安基準適合証は書損扱いとせずに「事故により有効期間切れ」等の処理をし、保安基準適合証綴りに編綴しておいて下さい。なお、保安基準適合証等交付台帳の備考欄等にその旨を記載しておいて下さい。

Q 7. 自動車検査証を紛失し、自動車検査証の写しがある場合には、この写しをもって保安基準適合証の交付ができるか。

A 7.

交付はできません。

同一性の確認は、必ず「自動車検査証」及び「登録識別情報等通知書」（旧：抹消登録証明書）

「自動車検査証返納証明書」により行わなければならない、写しによる確認は厳禁です。

よって、必ず自動車検査証の再交付を受けてから同一性の確認を行い、保安基準適合証を交付して下さい。

（「登録識別情報等通知書」等については、「（2）完成検査関係」Q 7を参照下さい。）

Q 8. 保安基準適合証綴（50枚）を紛失（盗難等）した場合の処理はどのようにすればよいか。

A 8.

紛失（盗難等）の事実が判明した場合は、警察に届出（盗難届、紛失物届）後、運輸支局に連絡し、運輸支局に書面で報告して下さい。

なお、このような場合は不正使用を防止するため運輸局より全国に連絡をしています。

Q 9. 保安基準適合証等への車台番号記載（入力）要領について。（紙・電子ともに同じ。）

A 9.

自動車検査証のとおり記載して下さい。

従来、保安基準適合証等への車台番号の記載（入力）については、現車のとおり記載または入力するようお願いしていましたが、車台番号が職権打刻の場合は、漢字を除いた数字部分のみ、また、－（ハイホン）の有り無しについては**自動車検査証のとおり**記載または入力していただくこととしました。

自動車検査証	福〔91〕1234福	適合証	911234
自動車検査証	国（01）561234	適合証	01561234
自動車検査証	AB－0001234	適合証	AB－0001234
自動車検査証	AB0561234	適合証	AB0561234

Q 10. 保安基準適合証等の使用者欄の記載（入力）について。（紙・電子ともに同じ。）

A 10.

自動車検査証のとおりに記載または入力して下さい。（使用者名、使用者住所ともに。）

使用者名については、(株)や(有)など**省略せず**、自動車検査証のとおり**株式会社**や**有限会社**と記載（入力）して下さい。

住所については、市、郡からではなく、自動車検査証のとおり**県名から全て**記載（入力）して下さい。

Q 11. 市町村合併で住居表示が変更となり、自動車検査証の使用者の住所と異なる場合に保安基準適合証の住所記載はどのようにしたら良いか。

A 11.

自動車検査証のとおりに記載（入力）して下さい。

Q 12. 整備命令の交付を受けている車両について、車検整備後保安基準適合証の交付ができるか。

A 12.

保安基準に適合すれば交付は可能ですが、整備命令書の整備すべき事項等の適合確認が完了しないと自動車検査証有効期間の更新はできません。現車提示が必要な場合もありますので、運輸支局整備部門へ問合せ下さい。

Q 13. 官公庁などが使用する手数料が免除される車両に対しOSSにより保安基準適合証を交付するにはどのようにしたら良いか。

A 1 3.

官職証明書もしくは職責証明書による電子署名が付与された電子委任状が必要となります。詳しくは自動車保有関係手続のワンストップサービスポータルサイトをご参照下さい。

<<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/tetsuduki/kouyousha/index.html>>

この電子委任状が無いと手数料免除によるOSSでの手続きを行うことができません。

2. 研修関係

Q 1. 自動車検査員研修の受講対象者は誰か。

A 1.

選任自動車検査員及び自動車検査員有資格者で受講を希望する者です。

Q 2. 選任自動車検査員が研修を受講しなかった場合どうなるのか。

A 2.

正当な理由がなく欠席した場合は、行政処分の対象となります。

Q 3. 選任された自動車検査員で整備主任者としても選任されている場合、自動車検査員研修及び整備主任者研修の両方を受講しなければならないか。

A 3.

検査員研修は必ず受講して下さい。

整備主任者研修の法令研修は、自動車検査員研修を受講すれば整備主任者研修（法令）を受講したものとみなされますが、技術研修は受講して下さい。

技術研修については当該事業場において1名以上が受講していれば受講しなくてもよいこととなっています。この場合、事業場内教育を行うこととなります。

3. 整備関係

Q 1. 小型四輪の認証で小型四輪の貨物車であって最大積載量が3トンの車両の整備ができるか。

A 1.

小型貨物自動車（4ナンバー）であれば最大積載量が3,000kgであっても整備できます。

（従来は「新型自動車の審査基準」により小型貨物自動車の最大積載量は2,000kg以下となっていました。）また、5ナンバーの12人乗りも可能です。

Q 2. 検査対象軽自動車について

（1）軽貨物自動車運送事業の自動車の点検時期は「別表3」か「別表6」か。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。

（2）検査対象軽自動車のレンタカーは点検基準のどの表の適用となるのか。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。

（3）軽自動車の福祉タクシーの点検時期は「別表3」か「別表6」か。

A 2.

- (1) 軽貨物自動車運送業の用に供する自動車は、道路運送車両法では自動車運送事業の用に供する自動車としては除かれています。従って点検時期等は「別表6」となり、点検整備記録簿の様式も自家用乗用等の点検整備記録簿となります。
- (2) 「別表5」により行い、点検整備記録簿の様式は貨物用の点検整備記録簿を使用します。
- (3) 軽自動車の福祉タクシーは「別表3」により行います。

Q 3. 登録番号「00」「99」「88」で有効期間が2年のもので点検が6ヶ月となっているのはなぜか。

A 3.

自動車点検基準第2条第1項第2号により大型特殊自動車（8トン未満）、特種用途自動車（8トン未満）は、別表第5（自家用貨物自動車等の点検基準）により実施するようになっており有効期間とは関係ありません。

Q 4. ブレーキ・ドラムを取り外して点検だけを行う行為は、自動車特定整備の定義に抵触しないのではないか。

A 4.

「点検」とは、自動車の構造又は、装置の機能が正常であるかどうかを確認することであり、「整備」とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他自動車の構造又は、装置の機能を正常に保ち、又は正常に復するための行為をいいます。
従って、ブレーキ・ドラムを取り外した後にドラムを再度「組み付ける」という作業は、機能回復又は機能を正常に保つという「分解整備」に該当することとなります。

Q 5. マイクロバスを改造したキャンピング車は、普通（小）の認証で整備ができるか。

A 5.

乗車定員が10人以下、車両総重量8トン未満であれば整備できます。
なお、その場合でも屋内作業場に入庫できリフトアップが可能な場合に限られます。

Q 6. 4トン車を改造し車両総重量が8トン以上の車両は、普通(中)の認証で整備ができるか。

A 6.

車両総重量が8トン以上、最大積載量が5トン以上、乗車定員が30人以上の車両は、普通（大）の認証が必要であり整備をすることはできません。

Q 7. ごく親しいユーザーや顧客に対しても概算見積書は必要か。

A 7.

必要です。
ただし、ユーザーが不要とした場合は当該見積書を工場に保存しておいて下さい。

Q 8. 概算見積書（工場控）の保存期間はどのくらいか。

A 8.

特に規定はありませんが、ユーザーとのトラブル防止の観点から次回の継続検査までは保存しておいた方がよいでしょう。

Q 9. 登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）と諸元に変更がある新規検査で不合格になった場合は、限定自動車検査証の交付が受けられますか。

A 9.

限定自動車検査証の交付は受けられませんので、最初から受けなおすこととなります。なお、限定自動車検査証の交付が受けられない車両は以下のとおりです。

- ・新車の新規検査及び予備検査
- ・登録識別情報通知書（旧：抹消登録証明書）の車両諸元に変更がある新規検査及び予備検査
- ・構造等変更検査

Q 10. 特定整備とは何ですか。分解整備とは何が違うのですか。

A 10.

特定整備とは、これまでの分解整備と、以下の「電子制御装置整備」を総称した自動車の整備又は改造をいいます。

○「電子制御装置整備」の内容

- ① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造
- ② 衝突被害軽減制動制御装置（いわゆる「衝突被害軽減ブレーキ」）、自動命令型操舵機能（いわゆる「レーンキープ」）に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等を取り外して行う整備・改造
- ③ 上記に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着【その後、カメラ等の機能調整が必要となるため】

その他、特定整備制度については、以下の国土交通省ホームページをご参照下さい。

（電子制御装置整備の対象車両の見分け方、整備用スキャンツールの情報、特定整備記録簿の書き方の例、など）

< https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html >

4. 検査申請（窓口）手続き関係

Q 1. 職権打刻された車台番号のOCRシートへの記載はどのようにすればよいか。

A 1.

（例） 自動車検査証 福〔91〕1234福 又は 国（01）561234

現車 示1234示（打刻） 又は 国561234（プレートH21.7から）

OCRシートの車台番号欄への記載は、1234（数字のみ）を記載して下さい。

5. 検査関係

Q&A について

Q1：運転席と助手席の窓ガラス部にカーテンを取り付けたいのですが？

A：審査事務規程 7-55 窓ガラス貼付物 等

窓ガラス貼付物等の規程では、定められたもの以外のものが装着され、はり付けられ、塗装され、または刻印されてはならないとされています。

装着とは、窓ガラスに一部または全部が接触または密着している状態を含みません。

よってカーテンが窓ガラスに装着されていると判断された場合は、不適合となります。

Q2：テールレンズユニットを社外品に交換、方向指示器点灯時に光が制動灯器部分に漏れ、赤色に点滅してしまう

A：審査事務規程 7-81 尾灯、7-88 制動灯
7-90 後退灯、7-91 方向指示器 等

テールレンズに仕切りが無いものや灯火の光が他の灯火に光漏れするもので、灯色の基準に接触するものについては不適合となります。

また、平成18年1月1日以降製作車については、灯火器の視認要件が適用されるため、社外品のテールレンズユニットに変えてある場合、視認要件にも注意する必要があります。

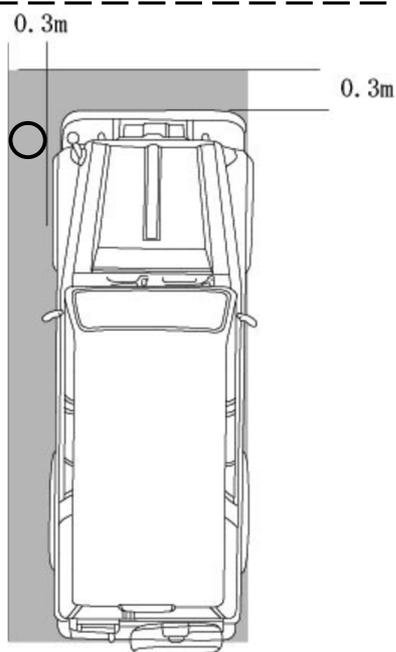
Q3：自動車の前方左側に備えている補助ミラーを取り外したのですが？

A：審査事務規程 7-107 直前及び側方の視界 等

自動車の前方左側に備えてある補助ミラーについては、従来大型貨物車及び乗車定員11人以上のバスに適用されていた基準でしたが、平成17年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車を含む）及び、平成19年1月1日以降に製作された小型自動車、軽自動車及び普通自動車にも適用範囲が広げられることになりました。

よって基準が適用される自動車については、直前及び側方の視界の基準を満足する必要があります。

例えば小型自動車の場合、高さ1m直径30cmの円柱を、当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面との間に設置し、かつ当該自動車に接している状態において、運転者が直接または後写鏡等により円柱の一部が目視確認出来なくてはならないとされており、直前直左鏡等を取り外した結果、円柱の一部が目視確認出来ない場合には不適合となります。



Q4：二輪車のマフラーを社外品に交換しているのですが？

A：審査事務規程 7-56 騒音防止装置、7-57 排出ガス等発散防止装置、
7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能、
7-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 等

平成11年排出ガス規制等の排出ガス規制が適用される二輪自動車には、排出ガス発散防止装置が消音器内に内蔵されているものがあり、その場合は排出ガス試験成績表の提示が必要となります。

また平成22年4月以降の製作車については、加速騒音規制対象車両になりますので、加速騒音規制対応のプレート又は騒音試験成績表がないもの等については、審査保留又は不適合となる場合があります。

Q5：車検対応と表示されたフォグランプを取り付けたいのですが？

A：審査事務規程 7-70 前部霧灯 等

フォグランプは点灯している場合に番号灯が消灯できない構造である他、光度や取付位置なども基準に適合させる必要があります。

また、車両の製作年によっては点灯操作状況を運転者に表示する装置を備えることが必要となります。

「車検対応」と表示されてあるものが見受けられますが、あくまで車両に取り付けた状態での判断になりますので注意が必要です。

Q6：トラックの荷台を補強するため、荷台を鉄板で溶接張付したのですが？

A：審査事務規程 4－19 記載事項変更等に係る保安基準適合性の審査、
7－4 車両総重量 等

トラックの荷台補強の目的で、荷台に鉄板を取付してある車両については、車検証と現車の重量の差が小型車の場合50キロを超えるもの、普通車の場合100キロを超えるものについては、車検証の記載変更手続きが必要となります。その場合重量等を測定し、新たに最大積載量の算定を行うこととなりますが、その際に最大積載量に変更がある場合には、構造等変更検査となります。

記載変更、構造等変更検査については、ナンバーを管轄する事務所での手続きとなりますのでご注意ください。

Q7：社外のヘッドライトに交換したのですが？

A：審査事務規程 7－65 走行用前照灯、
7－66 すれ違い用前照灯 等

ヘッドライトを交換した場合、光軸、光量の基準に適合している他、ヘッドライトの色及び配光にも注意する必要があります。

車検対応として販売されているものであっても、ライトの色や配光で不適合になるケースが多く発生していますので注意が必要です。

あくまでも車両に装着した状態での判断となります。

V 参考資料

1. 車検手続きのデジタル化のお知らせ

車検手続きのデジタル化のお知らせ

令和5年1月1日より

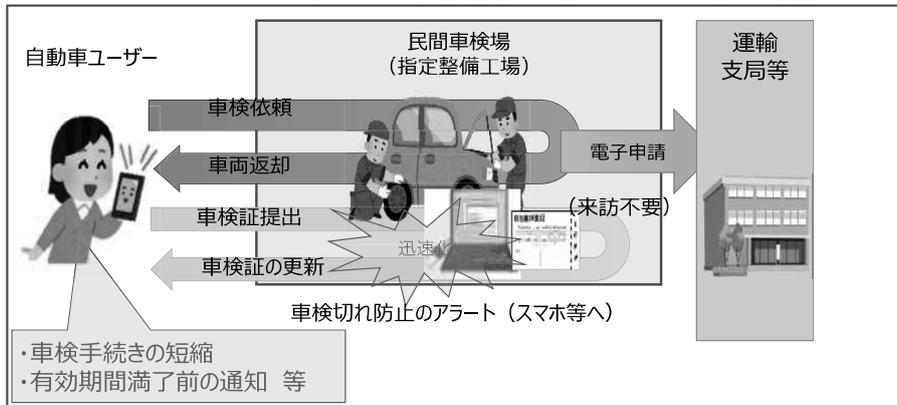
概要

- ・ 令和5年1月以降、車検証電子化等の車検手続きのDX化を推進し、ユーザーの利便性を向上します。
- ・ DX化の推進に伴い、令和5年1月1日より、自動車の検査の際に、国及び軽自動車検査協会に支払う法定手数料が変更されます。(手数料額：裏面)

＜具体的な利便性向上策＞

○自動車検査証の電子化

- ・ 民間車検場における車検手続きの短縮
- ・ 車検有効期間満了前のスマートフォン等を通じた通知（車検切れ防止）



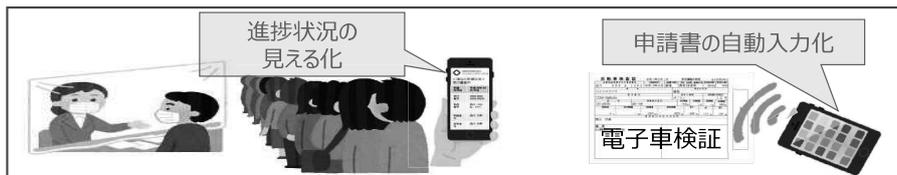
○キャッシュレス化

- ・ 検査手数料や自動車重量税のクレジットカード納付
- ※売店・窓口でのクレジットカードの使用はできません。 事前登録はこちら→
- ※クレジットカードの事前登録・事前決済手続きが必要です。



○その他の利便性向上策

- ・ スマートフォン等を通じた車検手続きの進捗状況の見える化
- ・ 電子車検証を利用した申請書の自動入力化



お問い合わせは、お近くの運輸支局等又は軽自動車検査協会まで



令和5年1月1日以降の手数料額 新旧表

新規検査・予備検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）		
手続きの種類	国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額	
完成検査終了証の提出*							
普通自動車	1,200円	400円	1,600円	1,500円	400円	1,900円	
小型自動車	(oss) 1,000円		(oss) 1,400円	(oss) 1,300円		(oss) 1,700円	
小型自動車（二輪）	1,100円		1,100円	1,400円		1,400円	
大型特殊自動車	1,200円	—	1,200円	1,500円	—	1,500円	
	(oss) 1,000円		(oss) 1,000円	(oss) 1,300円		(oss) 1,300円	
軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,500円	400円	1,900円	
				(oss) 1,300円		(oss) 1,700円	
持込検査							
普通自動車		2,100円	2,500円		2,100円	2,600円	
小型自動車	400円	2,000円	2,400円	500円	2,000円	2,500円	
小型自動車（二輪）		1,600円	2,000円		1,600円	2,100円	
大型特殊自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円	
軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,900円	400円	2,300円	
保安基準適合証（限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車を含む）の提出							
普通自動車		400円	1,500円		400円	1,700円	
小型自動車	1,100円	—	1,100円	1,300円	—	1,300円	
小型自動車（二輪）							
大型特殊自動車							
軽自動車		400円	1,500円		400円	1,700円	
限定自動車検査証での持込検査							
普通自動車		1,300円	1,700円		1,300円	1,800円	
小型自動車	400円			500円			
小型自動車（二輪）		900円	1,300円		900円	1,400円	
大型特殊自動車							
軽自動車	1,200円	400円	1,600円	1,400円	400円	1,800円	

※新規検査のみ。

継続検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）		
手続きの種類	国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額	
持込検査							
普通自動車		1,800円	2,200円		1,800円	2,300円	
小型自動車	400円	1,700円	2,100円	500円	1,700円	2,200円	
小型自動車（二輪）		1,300円	1,700円		1,300円	1,800円	
大型特殊自動車		1,400円	1,800円		1,400円	1,900円	
軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,800円	400円	2,200円	
保安基準適合証の提出							
普通自動車	1,200円	400円	1,600円	1,400円	400円	1,800円	
小型自動車	(oss) 1,000円		(oss) 1,400円	(oss) 1,200円		(oss) 1,600円	
小型自動車（二輪）	1,100円		1,100円	1,200円		1,200円	
大型特殊自動車	1,200円	—	1,200円	1,400円	—	1,400円	
	(oss) 1,000円		(oss) 1,000円	(oss) 1,200円		(oss) 1,200円	
軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,400円	400円	1,800円	
				(oss) 1,200円		(oss) 1,600円	
限定自動車検査証での持込検査							
普通自動車		1,300円	1,700円		1,300円	1,800円	
小型自動車	400円			500円			
小型自動車（二輪）		900円	1,300円		900円	1,400円	
大型特殊自動車							
軽自動車	1,200円	400円	1,600円	1,400円	400円	1,800円	
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出							
普通自動車		400円	1,500円		400円	1,600円	
小型自動車	1,100円	—	1,100円	1,200円	—	1,200円	
小型自動車（二輪）							
大型特殊自動車							
軽自動車		400円	1,500円		400円	1,600円	

構造等変更検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）		
手続きの種類	国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額	
普通自動車		2,100円	2,500円		2,100円	2,600円	
小型自動車	400円	2,000円	2,400円	500円	2,000円	2,500円	
小型自動車（二輪）		1,600円	2,000円		1,600円	2,100円	
大型特殊自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円	
軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,900円	400円	2,300円	

その他		納付先・金額（現行）		納付先・金額（令和5年1月1日以降）	
手続きの種類		国/軽検協		国/軽検協	
自動車検査証再交付		300円		350円	



2023年1月4日より

車検証が電子化されます



電子車検証でここが変わる！



A6サイズで
コンパクト



車検証情報は
アプリで確認



記録等事務代行サービスで
一部手続きが出頭不要



電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

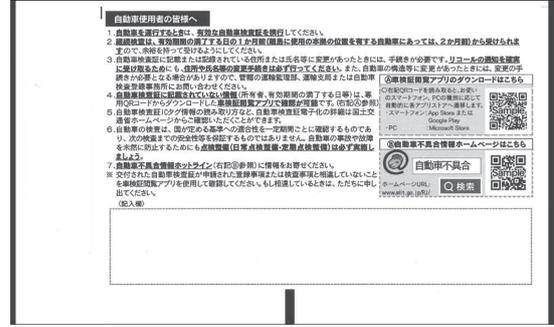


電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のICカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

車検証閲覧アプリ



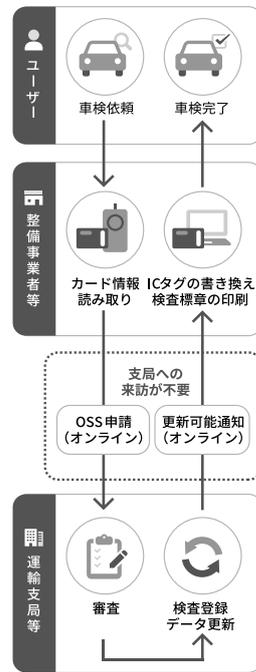
電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

アプリのインストールはこちら

※アプリはWindowsPC用デスクトップアプリ、モバイルアプリがございます。詳細は下記特設サイトよりご確認ください。



事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行者による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。



電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



令和5年1月4日から

クレジットカードで 自動車重量税・自動車検査登録手数料の お支払いが可能になります。

令和5年1月から車検などの手続きの際に必要な自動車重量税・自動車検査登録手数料の支払いについて、クレジットカードの利用によるキャッシュレス決済を開始します。



利用できるカード

VISA / Mastercard / JCB
American Express / Diners club

対象とする税・手数料

自動車重量税、国に納める検査登録手数料、自動車技術総合機構に納める検査手数料、技術情報管理手数料（OBD 手数料）

お手続き方法

インターネットサイトでクレジットカードを利用してお支払いを行います。
QRコードからアクセスください。

※ 国土交通省が提供する「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」登録ページにアクセスします。



STEP 1 手続き開始

くるまの保有関係手続
お支払い情報登録サービス

① ② ③ ④ ⑤

対象手続きの情報を入力しましょう

1 手続きについて
どちらかお選びください

継続検査 ※必須
それ以外

2 申請方法をお選びください ※必須

OSS申請
窓口申請

※申請方法が分からない方は実際に申請手続きを実施する方に確認してください

持ち込み検査で実施する方はチェックを入れてください。チェックの有無により、概算金額に変動が生じる可能性があります。

運輸支局等に自動車を持ち込んで検査を受ける

① 申請を行う手続き
を選択します

② 申請方法を選択
運輸支局への電子申請(OSS)と窓口申請で金額が異なることがあります。

※不明な場合は申請
代理人等に確認下さい。

自動車の情報

手続きの対象となる自動車の情報をご入力ください。
※車検証閲覧アプリを使い電子車検証から自動車の情報を読み取り入力することもできます

電子車検証の読み取り

自動車登録番号 ※必須
例：品川 399 さ 1234

選択 399 半角英数字

さ 1234

全角かな、全角英大文 半角数字
字

車台番号 ※必須

車台番号 (英数字のみ)
車台番号 (漢字含む)

登録予定日
20230801
半角数字

③ 自動車登録番号・
車台番号を入力し
ます。

※車検証に記載が
あります。

STEP 2 上限金額設定

くるまの保有関係手続
お支払い情報登録サービス

① ② ③ ④ ⑤

お支払い概算金額を確認し
お支払い可能な上限額を設定しましょう

お支払い概算金額の確認

対象手続きの情報をもとに、税・手数料の概算金額を算出しました。
申請手続きの際に税・手数料の確定額が変わる場合があります。そのため、概算金額は、決済される金額ではありません。

概算金額 100,000 円
詳細を確認

① 入力いただいた情報から自動で概算金額が表示されます。

※正式な金額は検査終了後に確認します。

※税の支払いがない手続きの場合は決定金額となります。

お支払い可能な上限額の設定

概算金額の内訳および注意事項をご確認いただき、余裕のあるお支払い可能な上限額を設定しましょう。
※車検や自動車重量税に関する制度改正によって税・手数料が変わる可能性があるため、余裕のある上限額の設定をお勧めします。
※申請手続きの際に確定した金額が、ここで設定した上限額を上回った場合は決済を行えないため、手続きを完了することができませんのでご注意ください。

お支払い可能な上限額 ※必須
0 円

半角数字
※概算金額より高い金額を入力してください。

② お支払い可能な上限額を入力してください。

※自動車重量税は検査の結果、増加することがあります。

例) 検査時点で13年超となった場合
車両重量に変更を伴う改造等を行った場合など

STEP 3 支払者情報入力

くるまの保有関係手続
お支払い情報登録サービス

1 2 3 4 5

支払者の情報を入力しましょう

支払者情報

氏名または名称 (漢字) *必須
山田 太郎
全角文字

氏名または名称 (カナ) *必須
ヤマダ タロウ
全角カナ

電話番号 *必須
01234567890
半角数字

支払い者メールアドレス *必須
sample123@domain.co.jp
半角英数字 (‘@’, ‘.’等の記号を含む)

お支払い情報変更パスワード ② *必須
半角英数字、記号を含む (8-16桁)

支払い者登録を希望しますか?
支払い者登録のうえログインすることで、支払い者情報の入力の情報や登録済みの支払い情報を再利用することができます。支払い者登録を行う場合、支払い印IDを入力してください。

支払い者登録をする

① 税・手数料を支払う者の情報を入力します。

・氏名
・電話番号
・メールアドレス
の入力が必要です。

登録情報の変更の際に必要となります。

ご希望の場合はチェックください。
登録情報が保存されます。

くるまの保有関係手続
お支払い情報登録サービス

1 2 3 4 5

ご登録案内メールを送信しました

① 登録手続きは完了していません。
以下のメールアドレス宛に、クレジットカード情報登録のご案内メールを送信しました。
受信したメール本文に記載されているURLへアクセスし、外部サイトにてクレジットカード情報の登録を行い、登録手続きを完了してください。
なお、上記の外部サイトは国土交通省が税・手数料の納付業務を委託している事業者のサイトとなります。
sample123@domain.co.jp

【返信元メールアドレス】
noreply@csr-cashless.mlit.go.jp

【メールが届かない場合】
※迷惑メールフォルダに振り分けられている、入力されたメールアドレスに誤りがある等の可能性があります。迷惑メールフォルダを確認いただくか、数十分経過しても受信しない場合は、お手数ですが、ホームから再度ご入力ください。なお、よくある質問も合わせてご確認ください。

ホームへ

登録情報の入力はこれで完了です。
登録したアドレスにご案内メールが届いたことを確認ください。

STEP 4 クレジットカード情報の登録

- ご登録案内メールに記載の URL へアクセスしてクレジットカード情報の登録を行います。

※国土交通省が委託した事業者の外部サイトとなります。

※カード決済はこの時点では行いません。

カード決済は、国土交通省が行う検査終了後に行いますのでカード利用可能残高にご注意ください。

※自動車重量税については税額のほかに決済手数料が別途必要となります。

STEP 5 決済

- 運輸支局の窓口または電子申請 (OSS) で事前に登録した内容の検査登録手続きを行ってください。
- 検査登録手続き終了後に自動でカード決済が行われます。

クレジットカードが利用可能となるのは国の手続きのみで、軽自動車検査協会が実施している軽自動車の手続きはクレジットカード払いに対応していません。



詳細は自動車検査登録総合ポータルサイトにも記載しておりますのでご確認ください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>



キャッシュレス決済を利用される方は 「事前決済登録情報」を記載願います!

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

ご利用される場合、支払者が事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により決済情報の登録が必要です。

自動車技術総合機構の審査を受検する場合は、支払者に決済情報を確認し、自動車検査票（手数料納付欄）に以下の情報をご記載いただきますようご協力をお願いします。

【自動車検査票（手数料納付欄）への記載】

（継続検査、構造等変更検査においては自動車検査票）

- ・「キャッシュレス決済」
- ・「支払受付番号」（お支払い情報登録サービスにより17桁が通知）
- ・「業務種別」（新規、継続 等の検査の種別）



・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

国土交通省九州運輸局

キャッシュレス決済を利用する際は、適合証 に「キャッシュレス」記載願います!

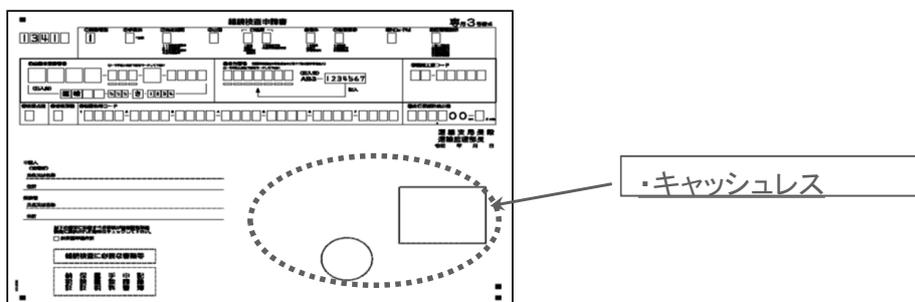
これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

ご利用される場合、支払者が事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により決済情報の登録が必要です

継続検査の申請（OSSを除く）であって、キャッシュレス決済をされる方は、保安基準適合証や申請書に以下の記載をしていただき申請をお願いします。

【保安基準適合証での申請の場合】（紙・ハイブリッド）

- ・申請書の余白部に「キャッシュレス」と記載



国土交通省九州運輸局

キャッシュレス決済を利用される方は 必ず「受付窓口」にお越してください!

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

キャッシュレス決済をされる方は、事前決済登録情報の確認のため、お手数ですが、「受付窓口」までお越し願います。

また、自動車技術総合機構の審査を受検される場合は、自動車検査票（手数料納付欄）に以下の情報をご記載願います。

【自動車検査票への記載】

（継続検査、構造等変更検査においては自動車検査票）

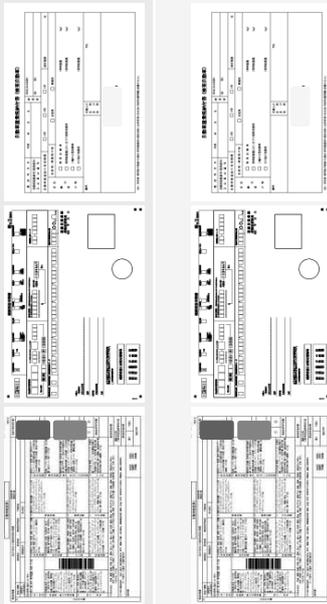
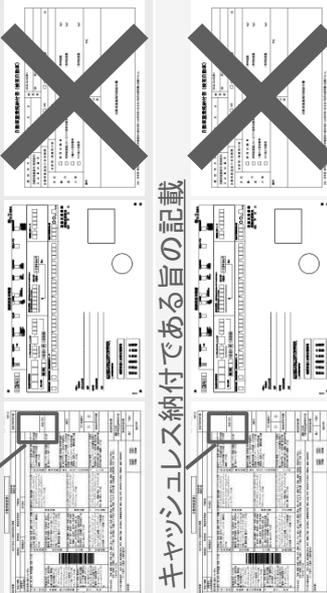
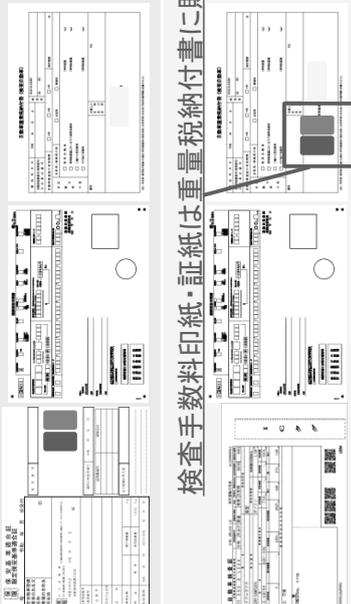
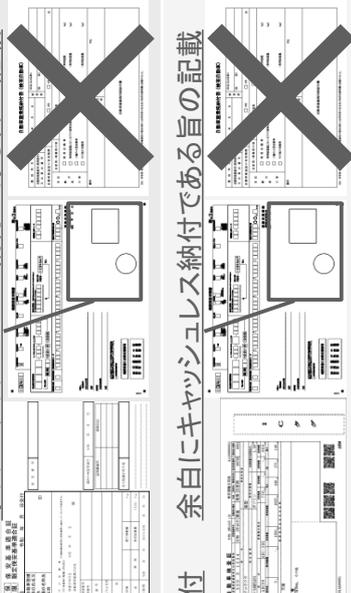
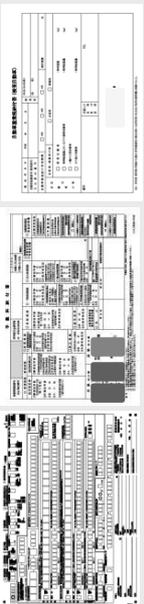
- ・「キャッシュレス決済」
- ・「支払受付番号」（お支払い情報登録サービスにより17桁の数値が提供）
- ・「業務種別」（新規、継続等の検査の種別）



・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

国土交通省九州運輸局

参考：検査関係窓口申請別 手数料等貼付方法

申請種別	印紙納付	キャッシュレス納付	備考
継続(持込) ユーザー 認証		 <p>キャッシュレス納付である旨の記載</p> <p>キャッシュレス納付である旨の記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国窓口受付 ・検査票に記載(窓口職員確認) ・振興会受付 ・検査票に記載(認証工場にて記載)
継続(指定) 紙保適 電子保適	 <p>検査手数料印紙・証紙は重量税納付書に貼付</p>	 <p>余白にキャッシュレス納付である旨の記載</p> <p>余白にキャッシュレス納付である旨の記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・OCRシートの余白部分に記載 ・OCRシートの余白部分に記載
継続以外 ユーザー 認証	 <p>＋車検証(構変)または予備検証(新規)または登録識別情報等通知書(新規、予備)</p>	 <p>チェックボックスにキャッシュレス納付である旨の記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受付方法は継続(持込)と同じ ・手数料納付書にキャッシュレス申告用チェックボックスを追加予定

2. 自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表

点検区分等 対象車種		定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考(主な車種等)				
		(別表3) 3ヶ月	(別表4) 3ヶ月	(別表5) 6ヶ月	(別表5の2) 6ヶ月	(別表6) 1年	(別表7) 1年	初回	2回目以降					
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー				
		軽	○					2年	←	福祉タクシー				
	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	貨物運送事業者のトラック(三輪を含む)			
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←				
		GVW8トン未満	○						2年	1年				
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年				
		軽自動車					●		2年	←				
	霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩			
		定員11名以上	○						1年	←	霊柩車バス形状			
		軽自動車					●		2年	←	霊柩			
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○					1年	←	トラック(三輪を含む)				
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年		←			
		GVW8トン未満	○						2年		1年			
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年		1年			
		軽自動車			○				2年		←			
	乗用	定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス			
		幼児専用車	○						1年	←	園児送迎車			
		普通・小型	普通・小型			○				2年	1年	マイカー型		
			軽自動車			○				2年	←			
			三輪	○						2年	1年			
		二輪	小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)		
			検査対象外軽自動車				○			無	←	126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)		
		特種	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車		
			貨物	GVW8トン以上	○					1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車		
				GVW8トン以上トレーラ		○					1年		←	
				GVW8トン未満	○						2年		1年	
				GVW8トン未満トレーラ		○					2年		1年	
	大特	軽自動車			○				2年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ			
		GVW8トン以上	○						2年	1年				
		GVW8トン未満	○						2年	1年				
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←				
		GVW8トン未満	○						2年	1年				
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年				
	自家用自動車	貨物	検査対象外軽自動車	○					無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車			
			GVW8トン以上	○						1年	←			
			GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←			
			GVW8トン未満			○				2年	1年			
GVW8トン未満トレーラ					○				2年	1年				
乗用		軽自動車					●		2年	←	一般の乗用車(マイカー)			
		定員11名以上	○						1年	←				
		幼児専用車			○				1年	←				
		普通・小型	普通・小型					●		3年		2年		
			軽自動車					●		3年		2年		
			三輪			○				2年		←		
		二輪	小型						●	3年		2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)	
			検査対象外軽自動車						●	無		←	126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)	
		特種※☆	普通・小型	○8t以上		○8t未満				2年		←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車	
			貨物	GVW8トン以上	○					1年		←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリート・ミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車	
				GVW8トン以上トレーラ		○						1年		←
				GVW8トン未満			○					2年		1年
GVW8トン未満トレーラ						○				2年	1年			
大特※		軽自動車					●		2年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ			
		GVW8トン以上	○						2年	←				
		GVW8トン未満			○				2年	←				
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←				
		GVW8トン未満			○				2年	1年				
		GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年				
		検査対象外軽自動車			○				無	←				
		検査対象外軽自動車			○				無	←				

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年

2. GVW：車両総重量

※印 積載量が指定されていて物を運搬することが目的とされる為に、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8トン未満について初回のみ2年となる。

☆印 ただし、次の形状の特種自動車は最大積載量が500kg以下でも2回目の有効期間は1年となる。(用途区分通達4-1-3(1)の自動車)
・タンク自動車、ボートトレーラ、冷蔵冷凍車、現金輸送車、販売車等特殊な物品を運搬するための特殊な物品積載装置を有する自動車

3. 定期点検項目数・走行距離項目数一覧

別表	車種	点検時期	点検項目数	走行距離加味項目数	加味走行距離数
別表3	①事業用 (貨物、乗合、乗用、特種) ②自家用 (車両総重量8t以上の貨物及び特種、大型特殊、乗合) ③レンタカー(貨物、乗合、特種、大型特殊)	3か月	50	16	直近3か月間で2,000km以下
		12か月	99	16	
別表4	被牽引自動車(トレーラ)	3か月	23	6	直近3か月間で2,000km以下
		12か月	36	6	
別表5	①自家用 (車両総重量8t未満の貨物及び特種、大型特殊) ②レンタカー(軽貨物、乗用、軽乗用)	6か月	22	5	直近6か月間で4,000km以下
		12か月	81	7	
別表5の2	レンタカー(二輪)	6か月	33	11	直近6か月間で1,500km以下
		12か月	51	11	
別表6	①事業用(軽貨物) ②自家用(軽貨物、乗用、軽乗用)	1年	26	11	直近12か月間で5,000km以下
		2年	56	18	
別表7	二輪自動車	1年	33	11	直近12か月間で1,500km以下
		2年	51	11	

対象車種		新車として登録した日から定期点検の間隔及び検査証の有効期間														
事業用自動車	旅客自動車	3	3	3	12検	3	3	3	12検	3	3	3	12検	3	3	
	貨物自動車	車両総重量8t以上	3	3	3	12検	3	3	3	12検	3	3	3	12検	3	3
		車両総重量8t未満	3	3	3	12	3	3	3	12検	3	3	3	12検	3	3
	軽自動車				12				24検				12			
	二輪車(250cc超)				12				12				24検			
自家用自動車	定員11名以上	3	3	3	12検	3	3	3	12検	3	3	3	12検	3	3	
	乗用自動車	普通自動車、小型自動車、軽自動車				12				12				24検		
		貨物自動車	車両総重量8t以上	3	3	3	12検	3	3	3	12検	3	3	3	12検	3
	車両総重量8t未満			6		12		6		12検		6		12検		6
	軽自動車				12				24検				12			
二輪車(250cc超)				12				12				24検				
レンタカー	乗用車・二輪車		6		12		6		12検		6		12検		6	
	貨物(車両総重量8t未満)	3	3	3	12	3	3	3	12検	3	3	3	12検	3	3	
	二輪車(250cc以下)				12				24				12			

③ ⑥ ⑫ ⑲ ⑳ : 3ヵ月点検、6ヵ月点検、12ヵ月点検 ㊦ : 検査

4. 保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表

令和2年4月1日 施行

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	A D 損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上〇〇(都道府県名)本部 (〇〇(都道府県名)共済農業協同組合連合会)	J A 〇〇 (都道府県名)
アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ		
アドリック損害保険株式会社	アドリック	〇〇〇農業協同組合	J A 〇〇〇
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	A ホーム	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
AIG損害保険株式会社	A I G	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
旧 AIU損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
SBI損害保険株式会社	S B I	新潟地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧 そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ24	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
損害保険契約者保護機構	保護機構	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン	四国交通共済協同組合	四交協
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
大同火災海上保険株式会社	大同	南九州交通共済協同組合	南九共済
Chubb損害保険株式会社	C h u b b	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	北海道自動車共済協同組合	北自共
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ	東北自動車共済協同組合	東北自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	関東自動車共済協同組合	関自共
日新火災海上保険株式会社	日新	中部自動車共済協同組合	中部自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト	西日本自動車共済協同組合	西自共
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

5. ディーゼル自動車の排出ガス測定について

オパシメータ測定車・ディーゼル黒煙測定車[継続検査等]

ディーゼル自動車のうち、オパシメータにより測定しなければならない車(排出ガスの光吸収係数規制対象車)については、各研修会において周知を図っているところではありますが、自動車検査証の見方等について、多数の質問が寄せられていることから、改めて確認方法をお知らせいたします。

九州運輸局

1. オパシメータによる測定対象車

・軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、次の**いずれかに該当するもの**

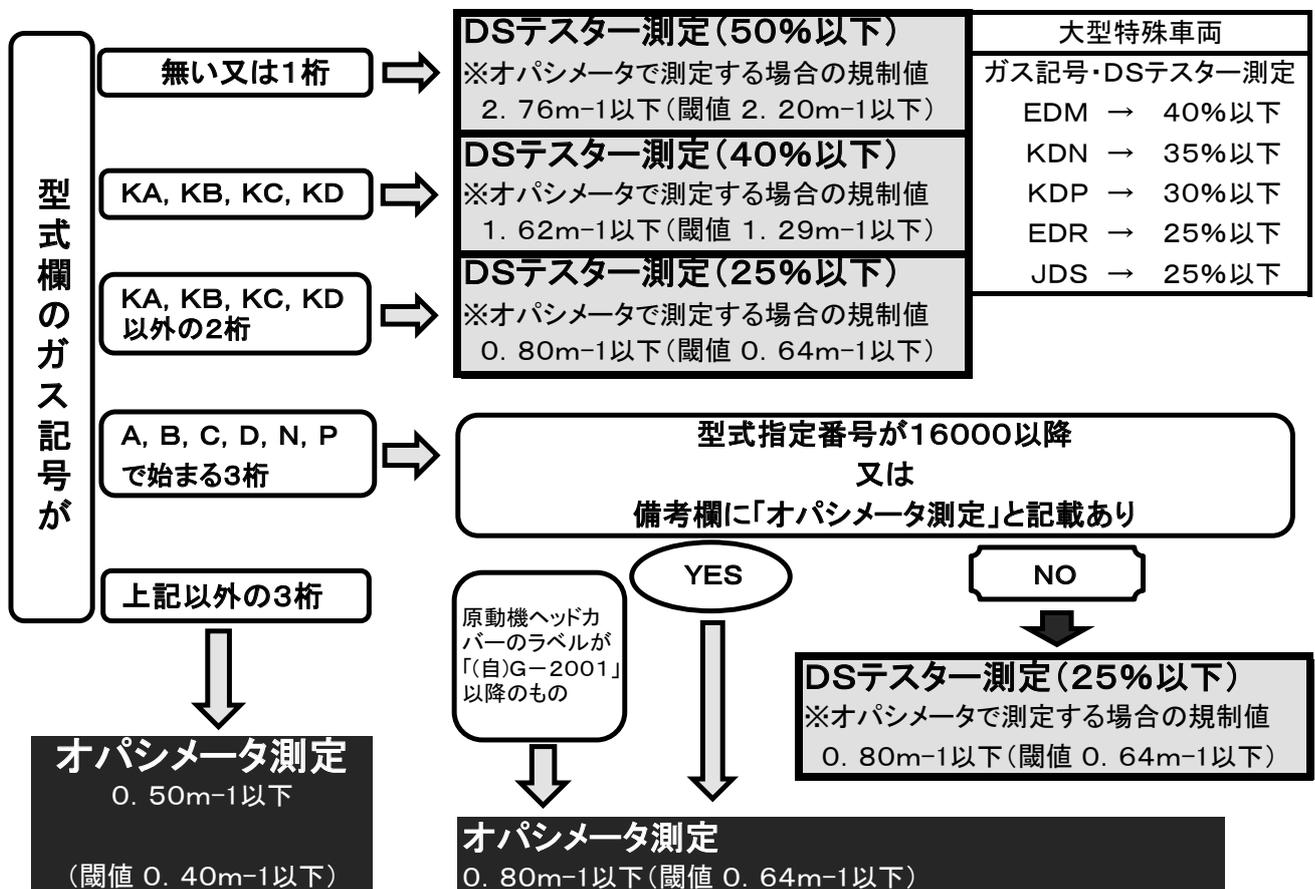
- ①車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車
- ②車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車
- ③原動機のヘッドカバーに装置型式指定番号「(自)G-2001」以降のラベルが貼付けされている自動車
- ④平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車
(車検証の排出ガス記号が(LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・2~700・YOO)の自動車)
※排出ガス記号は令和5年4月現在のものです。今後さらに追加されますので注意してください。

2. ディーゼル黒煙測定器(DSテスター)による測定対象車

・上記1. 以外の軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車

ただし、DSテスターで測定する前にオパシメータで測定した値が適用する光吸収係数(規制値)を超えないものはDSテスターによる測定を省略することができます。

自動車検査証の確認方法と測定方法



自動車検査証の記載例

1. 車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車

自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
自家用	16603	0008
車体の形状		
バ		
の種類	総排気量又は定格出力	
	2.98 ^{kW} _L	
重	前後軸重	後前軸重
		後後軸重

※構造変更等を行った場合
型式指定番号が備考欄に記載されている
場合がありますので、注意してください。

2. 車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車

備考
NOx・PM適合、平成10年騒音96dB、マフラー加 速適用車、オパシメータ測定

※平成17年規制適用のディーゼル車のう
ち、オパシメータ測定対象車の備考欄に記
載されますので、注意してください。

(注)
備考欄への「オパシメータ測定」の記載
は、平成17年規制車のうち、オパシメータ
測定対象車に記載されます。
記載が無い場合は、必ず、型式の頭に付
く排気ガス記号や、型式指定番号等を確認
して判断してください。

3. 平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車

(車検証の排出ガス記号が(LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・2~700・YOO)の自動車)

車名	
いすゞ	
車台番号	
FSR90- []	
型式	原
2PG-FSR90S2	4HK1
乗車定員	最大積載量
2人	5480 ^{kg}
伊	

※型式の頭に付く、3桁のガス記号

3桁の頭の文字を確認してください

平成21年以降の規制車について
は、車検証の備考欄に「オパシメータ
測定」の記載がない場合があります。
記載がない場合は、必ず、型式の
頭に付く排気ガス記号や型式指定
番号等を確認して判断してくださ
い。

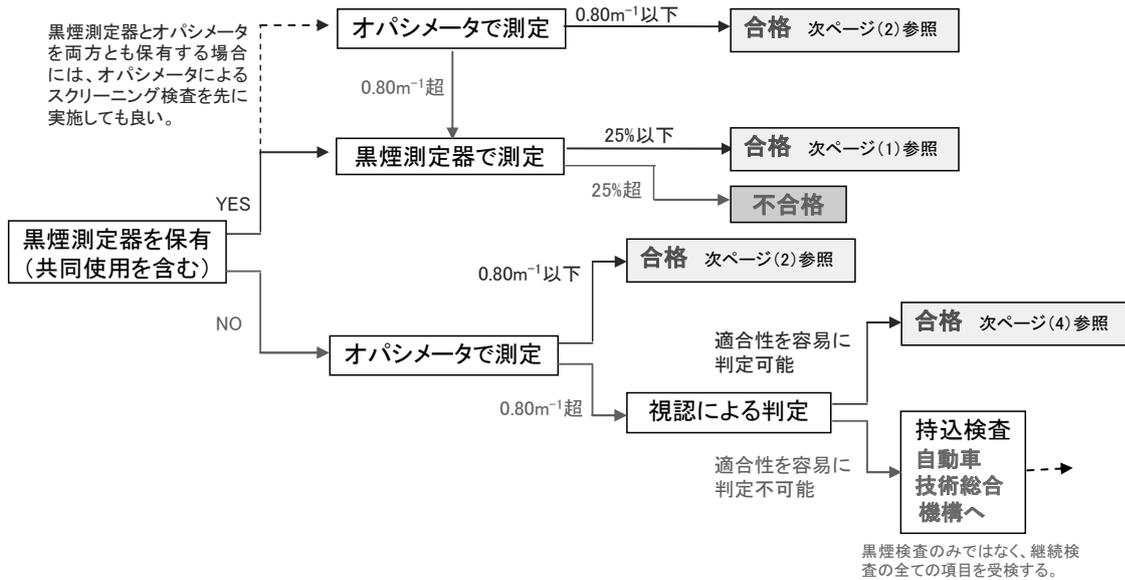
検査の方法（黒煙測定車の検査の方法・・・黒煙測定器のほか、オパシメータによる検査も可能です。）

黒煙測定車の検査のフローチャート

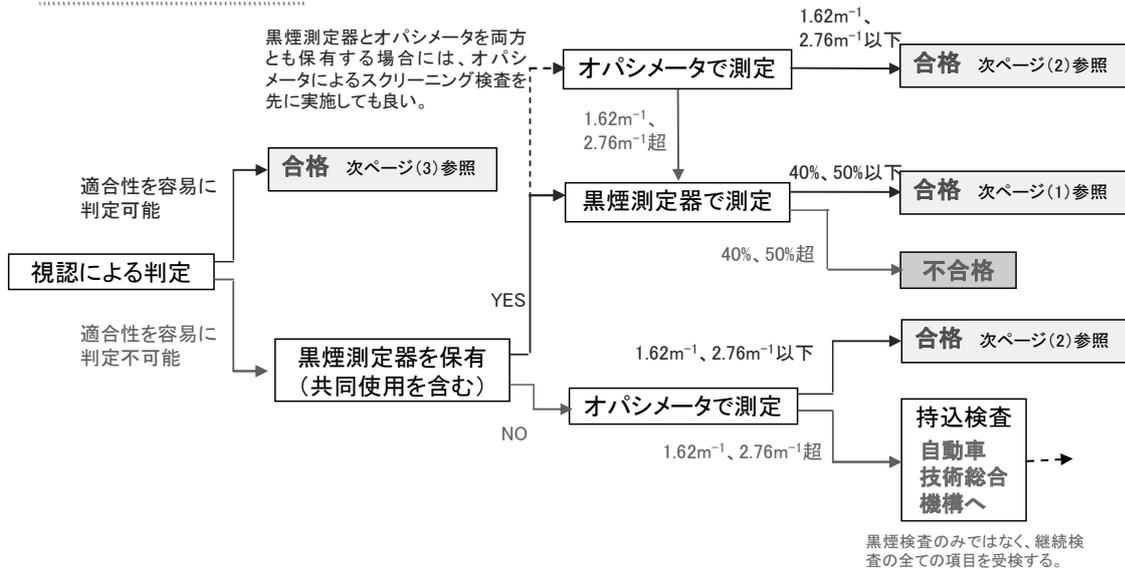
黒煙測定車は、これまでどおり黒煙測定器により検査しますが、オパシメータにより検査することも認められています(スクリーニング検査[※])。規制値に応じ、それぞれ以下のフローチャートをご参照ください。また、それぞれの場合における指定整備記録簿の記載例は、次ページをご覧ください。

黒煙25%規制車

- 黒煙25%規制車については、これまで原則として、視認ではなく、黒煙測定器による測定を求めてきました。
- このため、機器の使用を基本としつつ、適切な整備を前提として、視認による合格判定を可能とします。



黒煙40%、50%規制車



※ スクリーニング検査：黒煙測定車をオパシメータを使用して検査すること。その際の判定値を「スクリーニング値」といいます。スクリーニング値は、黒煙の規制値に応じ下表の通りです。(例えば、黒煙 25%規制車は光吸収係数が 0.80m^{-1} 以下であれば基準適合となります。)

黒煙規制値		スクリーニング値
黒煙 25%	⇒	光吸収係数 0.80m^{-1}
黒煙 30% (特殊自動車に限る)	⇒	光吸収係数 1.01m^{-1}
黒煙 35% (特殊自動車に限る)	⇒	光吸収係数 1.27m^{-1}
黒煙 40%	⇒	光吸収係数 1.62m^{-1}
黒煙 50%	⇒	光吸収係数 2.76m^{-1}

検査の方法 (指定整備記録簿への記載・・・使用した機器により記載方法が異なります。)

指定整備記録簿の記載例

自動車の種類、使用した検査機器により、指定整備記録簿の記載の方法が異なります。

◆ 黒煙測定車の検査について

(1) 黒煙測定器を用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質
視認・ <input type="text" value="テスト"/>
20 <input type="text" value=""/> m ⁻¹

(2) オパシメータを用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質
視認・ <input type="text" value="テスト"/>
0.75 <input type="text" value=""/> m ⁻¹

(3) 最初から視認により判断した場合

(40%、50%規制車に限る。)



黒煙・粒子状物質
視認・ <input type="text" value="テスト"/>
適 <input type="text" value=""/> m ⁻¹

(4) オパシメータを用いた測定において

スクリーニング値を超え、視認により判断した場合 (25%規制車に限る。)

別途、備考欄にオパシメータによる測定値[m⁻¹]を明確に記載する。



黒煙・粒子状物質
視認・ <input type="text" value="テスト"/>
適 <input type="text" value=""/> m ⁻¹

◆ オパシメータ測定車の検査について

(5) オパシメータを用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質
視認・ <input type="text" value="テスト"/>
0.75 <input type="text" value=""/> m ⁻¹

6. 指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表

No	構造	保安基準		参 考
①	最低地上高	第 3 条	最低地上高	・「最低地上高 9 cm 以上」等
②	最大安定 傾斜角度	第 5 条	安定性	・規定角度傾斜で転覆しないこと
③	最小回転半径	第 6 条	最小回転半径	・最外側のわだちについて 1 2 m 以下

No	装置	保安基準		参 考
①	原動機及び 動力伝達装置	第 8 条	原動機及び 動力伝達装置	・エンジンオイル、冷却水、クラッチ等 ・速度抑制装置
②	走行装置	第 9 条	走行装置等	・タイヤ、ホイールベアリング、アクスル等
③	操縦装置	第 10 条 第 11 条 第 11 条の 2	操縦装置 かじ取装置 施錠装置	・各種操縦装置の位置及び識別表示等 ・ハンドル、パワーステアリング等 ・ステアリングロックの機能等
④	制動装置	第 12 条 第 13 条	制動装置 けん引自動車の制 動装置等	・ブレーキホース、レバー、慣性ブレーキ等 ・けん引自動車のブレーキ等
⑤	緩衝装置	第 14 条	緩衝装置	・バネ、スタビライザ、ショックアブソーバ等
⑥	燃料装置及び 電気装置	第 15 条 第 16 条 第 17 条 第 17 条の 2	燃料装置 ガス発生炉等 高圧ガスの燃料装 置等 電気装置	・燃料タンク、配管等 ・ガス発生炉、配管等 ・高圧ガスタンク、配管等 ・電気配線等
⑦	車枠及び車体	第 18 条 第 18 条の 2	車わく及び車体巻 込防止装置等	・タイヤの突出、リヤオーバーハング、車体表示等 ・貨物車の巻込防止装置、突入防止装置等
⑧	連結装置	第 19 条	連結装置	・けん引自動車及び被けん引自動車の連結装置等

No	装置	保安基準		参 考 者
⑨	乗車装置及び 物品積載装置	第 20 条 第 21 条 第 22 条 第 22 条の 2 第 22 条の 3 第 22 条の 4 第 22 条の 5 第 23 条 第 24 条 第 25 条 第 26 条 第 27 条 第 28 条	乗車装置 運転者席 座席 補助座席等 座席ベルト等 頭部後傾抑止装置 等 年少者用補助乗車 装置 通路 立席 乗降口 非常口 物品積載装置 高圧ガス運送装置	・車室、荷室、インストルメントパネル等 ・視野の確保、バスの運転者席仕切棒等 ・座席の大きさ、間げき、強度等 ・補助座席の定員数等 ・ベルトの取付等 ・ヘッドレストの取付等 ・幼児用シートの取付等 ・バスの通路幅等 ・バスの立席等 ・乗降口の安全の確保等 ・貨物車の荷台構造寸法、ダンプ車のベッセル比 等 ・高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置等
⑩	前面ガラスその 他の窓ガラス	第 29 条	窓ガラス	・安全ガラスの透過率、損傷等 (可視光線透過率 70%以上)
⑪	騒音防止装置	第 30 条	騒音防止装置	・マフラーの取付、騒音等
⑫	ばい煙等の発 散防止装置	第 31 条	ばい煙、悪臭のあるガ ス、有害なガス等の発 散防止装置	・触媒、ブローバイガス還元装置、排気管の開口 方向等
⑬	灯火装置及び 反射器	第 32 条 第 33 条 第 33 条の 2 第 34 条 第 34 条の 2 第 35 条 第 35 条の 2 第 36 条 第 37 条 第 37 条の 2 第 37 条の 3 第 37 条の 4 第 38 条 第 38 条の 2 第 39 条 第 39 条の 2 第 40 条 第 42 条	前照灯 前部霧灯 側方照射灯 車幅灯 前部上側端灯 前部反射器 側方灯及び側方反 射器 番号灯 尾灯 後部霧灯 駐車灯 後部上側端灯 後部反射器 大型後部反射器 制動灯 補助制動灯 後退灯 灯色の色等の制限	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・被けん引自動車の反射器の形、色、反射部面積、 取付位置等 ・作動状況、色、光度、反射器の形、色、反射部 面積、取付位置等 ・作動状況、色等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・形、色、反射部面積、取付位置等 ・個数、色、反射部及び蛍光部面積、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・各種灯火の色等
⑭	警報装置	第 43 条 第 43 条の 2 第 43 条の 3 第 43 条の 4	警音器 非常信号用具 警告反射板 停止表示器材	・音の大きさ、音色等 ・取付、有効期限等 ・備付等 ・備付等
⑮	指示装置	第 41 条 第 41 条の 2 第 41 条の 3	方向指示器 補助方向指示器 非常点滅表示灯	・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等
⑯	視野を確保す る装置	第 44 条 第 45 条	後写鏡等 窓拭器等	・傷、取付位置 ・ブレードの機能、サンバイザー状態等
⑰	走行距離計そ の他の計器	第 46 条	速度計等	・作動状況、取付位置等
⑱	防火装置	第 47 条	消火器	・消火器の性能、取付位置等
⑲	内圧容器及び その附属装置	第 48 条	内圧容器及びその 附属装置	・容器及び附属装置の状態等 (空気ブレーキ・自動ドア等に使用する圧縮ガスの容器)
⑳	その他	第 48 条の 2 第 48 条の 3	運行記録計 速度表示装置	・記録計の性能等 ・表示装置の機能、取付位置等

7. 保安基準適合証の交付の可否等について

検査の種類				適合証の 交付 (可否)	標章の 交付 (可否)	限定適合証 の交付 ※5 (可否)	適合証による現 車提示の省略 (可否)		
新規・ 予備検査	新車			×	×	×	×		
	中古車	下 (変更 無し) 外	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○	
			貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○	
			特種	軽自動車のみ	○	×	○	○	
			上記以外		○	×	○	×	
		↑↓ 自家用 事業用	乗車定員11人以上(乗合等)		×	×	×	×	
			乗車定員 11人未満 (上記以外)	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○
				貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○
				特種	軽自動車のみ	○	×	○	○
		上記以外		○	×	○	×		
		↑↓ 貸渡 自家用 事業用	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○	
			貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○	
			特種	軽自動車のみ	○	×	○	○	
			乗合のみ	貸渡←→自家用のみ		×	×	○	×
				貸渡←→事業用のみ		×	×	×	×
	上記以外		×	×	○	×			
	構造等に変更 ※2			×	×	×	×		
	継続検査 ※4				○	○	○	○	
	構造等変更検査 ※4				×	×	×	×	
	臨時検査				×	×	×	×	

※3

- ※1 道路運送車両法施行規則第43条の2に規定する長さ、幅、高さ等について登録識別情報等通知書等に記載されている事項と現車が同一(自家用、事業用、貸渡の変更を除き)であること。なお、軽自動車については、自動車検査証返納証明書により確認のこと。
- ※2 構造等が変更されている場合は、自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第5項の規定により、当該車両が保安基準に適合する旨の証明をおこなうことはできない。
- ※3 中古新規検査、予備検査の適合証による現車提示の省略については、道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3の規定により、「乗用車(二輪含む)」、「軽自動車」、「小型貨物で最大積載量1トン以下かつバン型又は三輪バン」については現車提示の省略ができるが、「乗合等(乗車定員11人以上)」、「幼児専用車」、「三輪の小型自動車」、「特種用途の普通自動車・小型自動車」、「大型特殊」は、現車提示の省略はできない。
- ※4 使用過程車への指定部品取り付けによる長さ、幅及び高さ等の変更については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて」(平成7年11月・依命通達)により取り扱う。
- ※5 限定適合証の交付については、道路運送車両法第94条の5の2の規定により、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車について、保安基準に適合しない部分を整備し、検査員が保安基準に適合すると証明した時に交付できる。

8. 【整備工場コード】 お知らせ

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

継続検査申請書 専用3号様式

①業務種別 ②手数料 ③有効期間 ④出張 ⑤別送 ⑥例外 ⑦制限解除 ⑧NOx-PM ⑨証明指示

⑩自動車登録番号 ⑪車台番号 (記入例) AB3-1234567 ⑫整備工場コード

運輸支局コード 認証番号

⑬走行距離計表示値

運輸支局長殿

- 運輸支局コード 認証番号
- (注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
- (注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

- 対象手続き
- ①新規検査(中古)
 - ②予備検査(中古)
 - ③継続検査



※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

申請書 第1号様式

①新規検査 ②予備検査 ③継続検査

④補助シート ⑤番号指示 ⑥備考欄

⑦車体の塗色

⑧自動車型式指定・類別区分番号 ⑨製作年月日 ⑩走行距離計表示値 ⑪整備工場コード

⑫受検形態 ⑬装置名等コード

運輸支局コード 認証番号

対象手続き

- ①新規検査(中古)
- ②予備検査(中古)
- ③継続検査

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。

(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。



※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

9. 重量税額照会システムのお知らせ

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

google、yahoo、等で次回自動車重量税額照会サービスと検索
又は、URL「 <https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/> 」にアクセス。

 国土交通省
次回自動車重量税額照会サービス

1 初めての方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー セキュリティ お問い合わせ先

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■ お知らせ

2021/03/19	令和3年度税制改正対応時期について
【重要】 2020/08/12	9月16日（水）メンテナンス作業のお知らせ
【重要】 2019/07/18	9月30日（月）メンテナンス作業のお知らせ
2019/04/01	平成31年度税制改正対応のお知らせ

① 「よくあるご質問」、「ご利用上の注意」を必ずご一読ください。
② 「照会画面へ」をクリック。

■ 次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
(ご利用可能時間 9:00～21:00)

② **照会画面へ**

 国土交通省
次回自動車重量税額照会サービス

初めての方 ③ 車台番号を入力します。(アルファベットは大文字で入力をお願いいたします)
> ホーム > 次回 ④ 「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。
⑤ 「照会」をクリック。

下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。

1. 車台番号 (必須)

※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。

③ 車台番号が英数字のみの場合

(半角英大文字、半角数字、半角ハイフンまたは半角ピリオド)

車台番号に漢字が含まれる場合

[]

(選択) (半角数字)

2. 検査予定日 (運輸支局等で継続検査等の手続きを行う予定日) (任意)

④ **カレンダー**

⑤ **照会**

> ホーム > 次回自動車重量税額照会入力 > 次回自動車重量税額照会結果

自動車重量税額の照会結果を示します。

車台番号（全桁）	⑥	ABC-12345
検査予定日	⑦	2021/06/30
有効期間年数		2年

- ・車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
- ・検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。
- ・検査予定日に未入力と記載された場合は、車検証の有効期間満了日または照会日を検査予定日として算出しています。

自動車重量税額（円）	⑧	15,000
------------	---	--------

- ⑥車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
- ⑦検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。
- ⑧重量税額が表示されます。

戻る

ご利用について

- ・軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。
- ・土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。（年末年始、メンテナンス時除く）
- ・当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- ・当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。



国土交通省
九州運輸局

10. 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて

1. 自動車検査証の記載事項の変更の取扱い

車両法第67条第1項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があったとき」に該当するかどうかの判断及び指定規則第7条第2項に規定する「当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第35条の3各号（第3号から第5号まで、第16号、第20号、第21号を除く。）に掲げる事項について事実と相違がある」との判断のうち、施行規則第35条の3第8号（長さ、幅及び高さ）、第14号の2（けん引自動車にあつては、けん引重量）、第17号（最大積載量に限る。）、第18号（車両重量及び車両総重量）及び第19号（空車状態における軸重）に係るものについては、以下により行うものとする。

(1) 用語

1. に用いる用語の定義は次によるものとする。

- ① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付け方法のものをいう。
- ② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
- ③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
- ④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（以下「指定部品」という。）をいう。
- ⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

主な指定部品の例

機能的部品	アクセサリ的部品
身体障害者用操作装置	ルーフ・ラック、キャリア
エア・バッグ	エア・スポイラ、エア・ダム
けん引用トレーラーヒッチ	グリル・ガード、ドア・プロテクタ
ショックアブソーバ	オーディオ類、ナビゲーションシステム
マフラー、排気管	アンテナ、ラダー、トウバー 等
タイヤ、タイヤ・ホイール 等	

(2) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第67条第1項の適用については施行規則第35条の3第1項第8号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第7条第2項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第35条の3第1項第8号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅又は高さが自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

項 目	範 囲
長さ	± 3 c m
幅	± 2 c m
高さ	± 4 c m

(3) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第67条第1項の適用については施行規則第35条の3第1項第14号の2、第17号（最大積載量に限る。）、第18号及び第19号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第7条第2項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第35条の3第1項第14号の2、第17号（最大積載量に限る。）、第18号及び第19号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

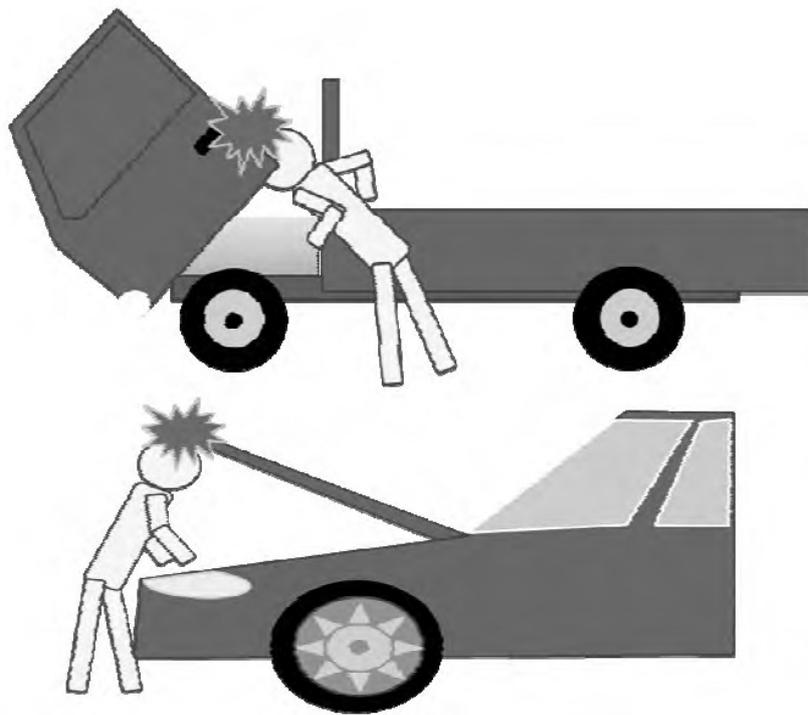
種 別	範 囲
検査対象外軽自動車、小型自動車	± 5 0 k g
普通自動車、大型特殊自動車	± 1 0 0 k g

受検者の皆様へ

トラックのキャビンの落下による事故が発生しています！

【事故事例】

外観検査時、キャビンの固定が不十分なまま原動機型式等を確認しようとした為、頭部にキャビンが落下してきた。



【注意徹底をお願いします】

☞ **原動機型式等の確認時には
キャビンやボンネットの確実な固定！**

皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

検査場からの大切なお知らせ

令和5年6月

前照灯審査(ロービーム計測)の過渡期取扱いを見直します

平成27年9月1日以降、ヘッドライトテストによる前照灯の審査は、原則としてロービーム照射により計測しているところですが、全面施行に向けた過渡期の取扱いとして、平成30年6月1日から、ヘッドライトテストによるロービーム計測が困難な一部の自動車に対しては、ハイビーム照射により計測し基準適合性審査を実施してきたところです。

今般、周知開始から5年が経過したこと及び審査体制整備が完了したことから、**令和6年8月1日以降、過渡期の取扱いを見直す**こととしました。

円滑な移行に向けて、今後、地域の実情を踏まえた対策を講じてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 対象自動車(ロービーム計測対象車)

平成10年9月1日以降に製作された自動車

(二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車及びトレーラを除く)

2. 過渡期取扱いの見直し【過渡期取扱いの廃止】

令和6年8月1日以降、対象自動車の前照灯の審査については、全車、ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します。

(ハイビーム計測は行いません)



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology



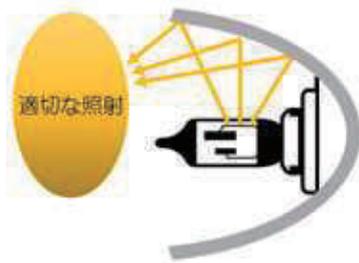
軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

前照灯の光度及び光軸の適切な整備・調整のお願い

ロービーム計測で基準不適合となる自動車の多くは、レンズ面の劣化、内部リフレクタの劣化、前照灯レンズユニットと相性の悪いバルブに交換してしまった等により、光度が不足したり配光が崩れてしまった状態のまま受検しているものがほとんどです。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び照射光線の向きが基準に適合するよう、受検する前に適切な整備・調整をお願いします。

適切なバルブに交換



正常な光度と配光

レンズユニットと相性の悪いバルブ



レンズ面の劣化



内部リフレクタの劣化



光度不足かつ崩れた配光

